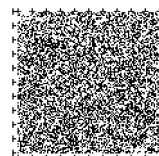


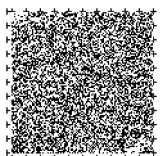
# 交野市高齢者保健福祉計画及び 第8期介護保険事業計画 《令和3年度～令和5年度》



令和3年3月

交野市





# はじめに

人生 100 年時代に、年齢を問わず全ての国民に活躍の場があり、全ての人々が元気に活躍し安心して暮らすことのできる社会が望まれる中、高齢者がその能力に応じ、自立した生活を送るための取り組みがますます重要となっています。

そのため国は、令和 22 年（2040 年）に向けて「現役世代人口の急減」という重要課題に対応しながら、「介護予防・地域づくりの推進」「地域包括ケアシステムの推進」「介護現場の革新」に取り組み、地域共生社会の実現を目標としています。

令和 7 年（2025 年）には団塊の世代が 75 歳に到達いたします。

本市におきまして、令和 10 年（2028 年）頃に後期高齢者人口は一度ピークに達し、その後は一時的に減少しますが、団塊ジュニア世代が後期高齢者となる令和 22 年（2040 年）以後に再びピークを迎える見込みです。また同時期から、65 歳以上の高齢者人口も最も多くなります。

一方、現在は高齢者 1 人を現役世代 2.1 人で支えている状況ですが、世代間の支え合いは、生産年齢人口の減少により、今後、現役世代 1.5 人で支えていかなければならないと予測されています。

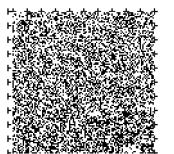
要介護認定者や認知症高齢者等の増加に対応したサービス提供の担い手不足が懸念される中、元気な高齢者が担い手として活躍するなど、高齢者の社会参加を促していくことで、生きがいや介護予防につなげ、地域の中で支え合いながら暮らすことができるまちづくりが今後ますます重要になります。

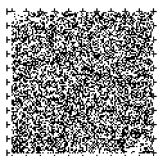
本計画では、多様化・複雑化する課題に対応するため 5 つの目標を定め、「共生」と「予防」を両輪とした認知症対策や、最後まで自分らしく暮らすための介護予防・健康づくり、地域で安心して暮らすためのサポート体制など、高齢者施策のさらなる充実を図り、「高齢者一人ひとりが、自らの意思に基づき安心して住み慣れた地域で、いきいき・健やかに過ごせるまち」を目指して参ります。

計画の推進に向け、地域、事業者、関係機関の皆様のご理解・ご協力を心よりお願い申し上げますとともに、策定にあたり貴重なご意見やご提言をいただきました市民・関係団体の皆様に、心から厚くお礼申し上げます。

令和 3 年 3 月

交野市長 黒田 実

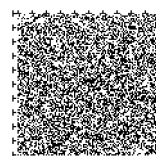


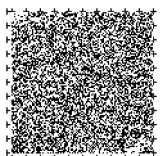




# 目次

|                                      |    |
|--------------------------------------|----|
| 第1章 計画の策定にあたって.....                  | 1  |
| 1 計画策定の目的.....                       | 1  |
| 2 計画の期間.....                         | 1  |
| 3 計画の位置づけ.....                       | 2  |
| 4 介護保険法の主な改正内容.....                  | 5  |
| 5 本計画の策定体制.....                      | 7  |
| 6 日常生活圏域の設定.....                     | 8  |
| 第2章 高齢者を取り巻く現状と課題.....               | 9  |
| 1 統計データからみる交野市の現状.....               | 9  |
| 2 第7期計画の評価検証と課題整理.....               | 16 |
| 第3章 計画の基本的な考え方.....                  | 28 |
| 1 本計画の基本理念.....                      | 28 |
| 2 本計画の基本目標.....                      | 29 |
| 3 施策体系.....                          | 30 |
| 第4章 具体的施策の展開.....                    | 31 |
| 基本目標1 共生社会を実現するための地域包括ケアシステムの強化..... | 31 |
| 基本目標2 共生と予防による認知症対策の推進.....          | 38 |
| 基本目標3 最期まで自分らしく暮らすための支援の充実.....      | 44 |
| 基本目標4 地域で安心して暮らすためのサポート体制の強化.....    | 52 |
| 基本目標5 介護保険事業の適切な運営とサービス提供体制の強化.....  | 56 |
| 第5章 第8期計画の介護保険料について.....             | 67 |
| 1 介護保険料算出のプロセス.....                  | 67 |
| 2 被保険者数・認定者数の推計.....                 | 68 |
| 3 介護サービスの基盤整備に係る方針.....              | 69 |
| 4 介護保険サービス量の見込み.....                 | 73 |
| 5 地域支援事業量の見込み.....                   | 77 |
| 6 第8期計画における第1号被保険者保険料の算出.....        | 79 |
| 第6章 計画の推進にあたって.....                  | 86 |
| 資料編.....                             | 87 |





# 第 1 章 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の目的

高齢者の介護を社会全体で支える仕組みとして平成 12 年（2000 年）に介護保険制度が創設され、サービスの充実が図られてきました。今では高齢者の介護になくてはならないものとして定着、発展していますが、さらなる高齢者の増加、現役世代の減少が見込まれる中、制度の持続可能性を確保していくことが重要となっています。

市町村の介護保険事業計画は、第 6 期（平成 27 年度（2015 年度）～29 年度（2017 年度））計画以降、「地域包括ケア計画」としても位置付けられ、団塊の世代が 75 歳以上となる令和 7 年（2025 年）までを見据えて地域包括ケアシステムの構築が目指されてきました。本市においても、誰もが住み慣れた地域で最期までその人らしく暮らせる地域社会づくりを目指し、医療・介護・介護予防・生活支援・住まいが一体的に提供される体制の構築に取り組んできました。

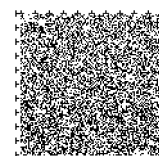
また、国においては、地域社会全体のあり方として、制度・分野の枠や、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超え、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる「地域共生社会の実現」が目指されています。

令和 3 年度（2021 年度）から令和 5 年度（2023 年度）を計画期間とする第 8 期計画（以下、「本計画」といいます。）は、「地域共生社会」の考え方を踏まえ、継続して地域包括ケアシステムの整備を進めるとともに、さらに現役世代が急減することが見込まれている令和 22 年（2040 年）も念頭に置き、高齢者自身も役割や生きがいを持って住み慣れた地域で暮らせるまちづくりに向け、策定するものです。

## 2 計画の期間

本計画の期間は令和 3 年度（2021 年度）から令和 5 年度（2023 年度）の 3 年間となっています。なお、後半期には次期計画の策定に向けた現行計画の見直しを行います。

|          | 平成<br>30 年度<br>(2018 年度) | 令和<br>元年度<br>(2019 年度) | 令和<br>2 年度<br>(2020 年度) | 令和<br>3 年度<br>(2021 年度) | 令和<br>4 年度<br>(2022 年度) | 令和<br>5 年度<br>(2023 年度) | 令和<br>6 年度<br>(2024 年度) | 令和<br>7 年度<br>(2025 年度) | 令和<br>8 年度<br>(2026 年度) |
|----------|--------------------------|------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|
| 計画<br>期間 | 第 7 期計画                  |                        |                         | 第 8 期計画（本計画）            |                         |                         | 第 9 期計画                 |                         |                         |
| 策定<br>作業 |                          |                        | 見直し                     |                         |                         | 見直し                     |                         |                         | 見直し                     |



## 3 計画の位置づけ

### (1) 法令等の根拠

本計画は、老人福祉法第 20 条の 8 に規定された「市町村老人福祉計画」と、介護保険法第 117 条に規定された「市町村介護保険事業計画」とを一体のものとして策定するものであり、本市の高齢者に関わる施策の方向性と、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施の確保方策について明らかにしていくものです。

#### ■老人福祉法

第 20 条の 8 第 1 項

市町村は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 条第 4 項の基本構想に即して、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業の供給体制の確保に関する計画を定めるものとする。

#### ■介護保険法

第 117 条第 1 項

市町村は、基本指針に即して、3 年を 1 期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。

### (2) 高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画の関係について

高齢者保健福祉計画は、介護保険サービスの提供のほか、介護保険の対象とならない生活支援サービス等の提供も含めて、すべての高齢者に対して、心身の健康の保持及び日常生活を維持するために必要な措置が講じられるよう、高齢者福祉サービス全般にわたる方策を定めるものです。

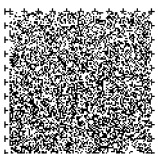
一方、介護保険事業計画は、介護サービスの見込量や制度の円滑な運営に資する方策等を定めるものであり、その内容は高齢者保健福祉計画に包含されていることから、両計画を一体として策定するものです。

#### ■高齢者保健福祉計画

すべての高齢者を対象とした、保健福祉事業に関する総合計画

#### ■介護保険事業計画

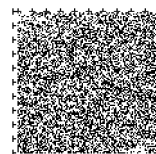
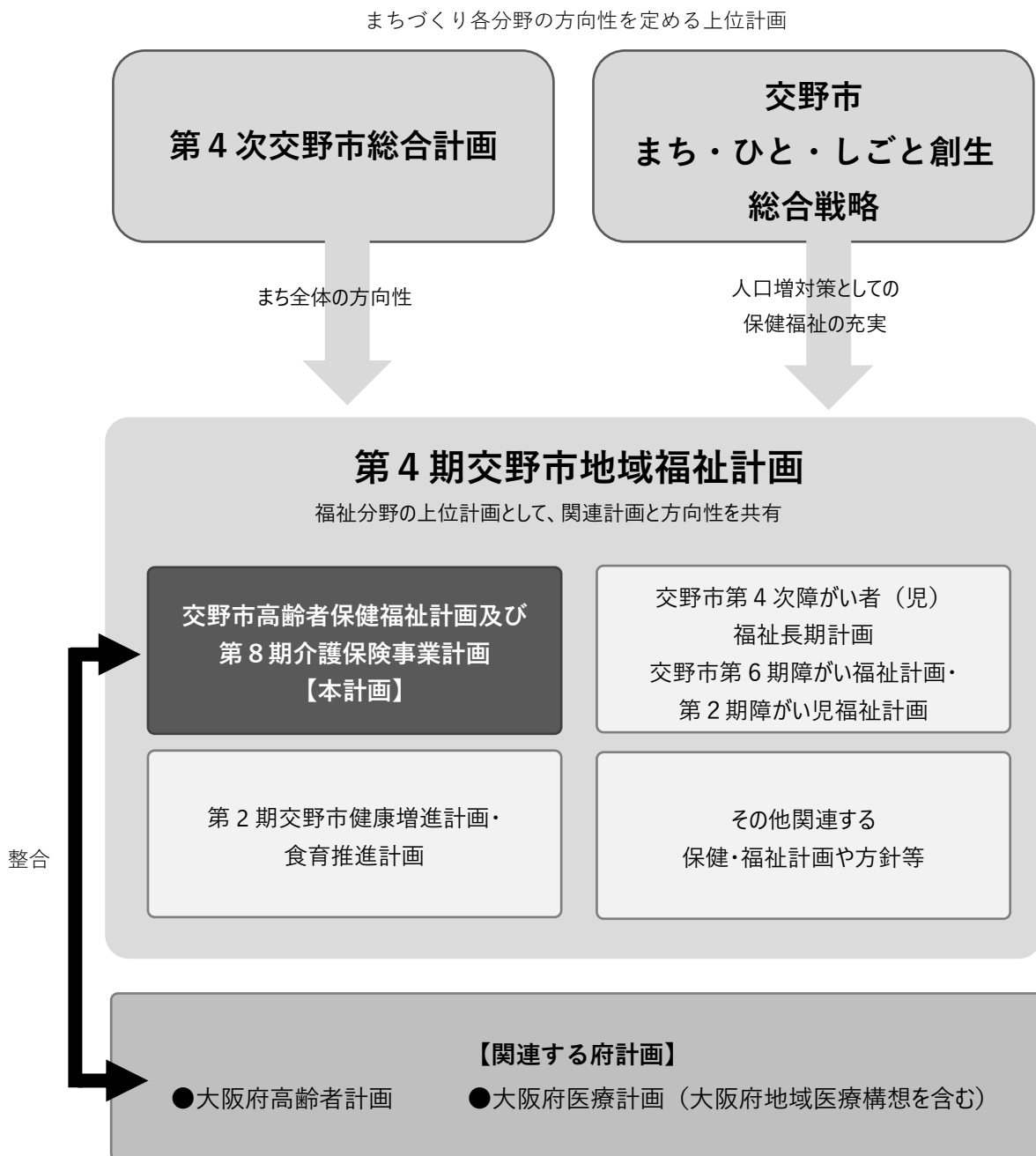
要介護（要支援）高齢者、要介護（要支援）となるリスクの高い高齢者を対象とした介護（予防）サービス、地域支援事業の基盤整備に関する実施計画



### (3) 交野市総合計画に基づいた他計画との関係

本計画は、「第4次交野市総合計画」の高齢者施策の部門別計画として、また「交野市第4次障がい者（児）福祉長期計画」「交野市第6期障がい福祉計画」「第4期交野市地域福祉計画」等の関連する計画との整合を図り策定したものです。

#### ■ 「交野市高齢者保健福祉計画及び第8期介護保険事業計画」の位置づけ



#### (4) 交野市介護給付適正化計画との一体的作成

介護保険給付の適正化に向けては、これまで大阪府が「介護給付適正化計画」を策定し、本市は大阪府と一体となって取り組みを推進してきました。

平成 29 年（2017 年）の介護保険法改正により、市町村介護保険事業計画には介護給付等に要する費用の適正化に関して、市町村が取り組むべき施策に関する事項及びその目標を定めることとされたところです。

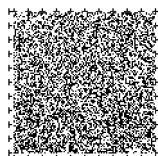
こうした法改正や、『介護給付適正化計画』に関する指針（令和 2 年 9 月 3 日老介発 0903 第 1 号）を踏まえて、本市においては「高齢者保健福祉計画」及び「介護保険事業計画」とともに「交野市介護給付適正化計画」を一体的に作成することにより、定期的な進捗管理を図りながら介護給付の適正化を推進していきます。

#### (5) 大阪府高齢者計画及び大阪府医療計画との関係

本計画の策定にあたっては、「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（国基本指針）を踏まえるとともに、大阪府が市町村計画策定に際しての留意点をまとめた「第 8 期市町村高齢者計画策定指針」に基づくことにより、大阪府の地域性に十分留意し、大阪府が策定する「大阪府高齢者計画」との整合性を図っています。

また、団塊の世代が全員 75 歳以上となる令和 7 年（2025 年）に向けて医療需要の増加が見込まれる中、患者に応じた質の高い医療を効率的に提供する体制（病床の機能分化及び連携等）を確保していくことが求められています。本計画についても「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」（平成 26 年法律第 83 号）を踏まえて平成 28 年（2016 年）3 月に定められた「大阪府医療計画」（大阪府地域医療構想を含む）との整合を図りながら、必要と見込まれる在宅医療・介護施設等の提供体制の整備に努めていく必要があります。

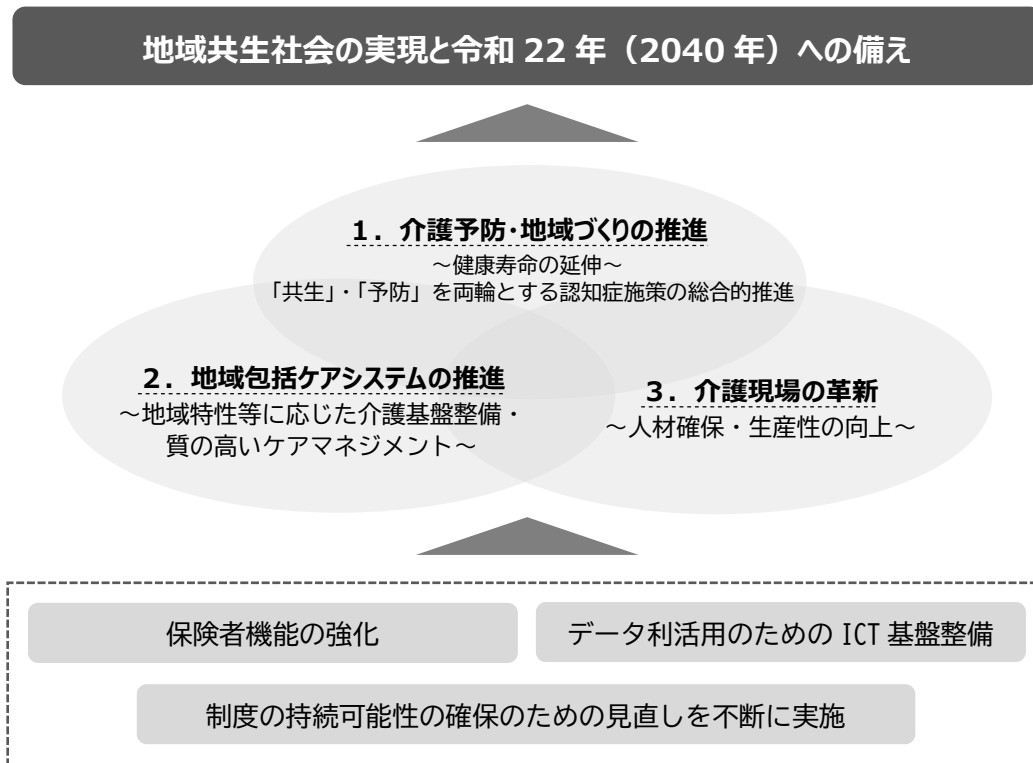
このため、本計画の策定にあたっては、「大阪府高齢者計画」及び「大阪府医療計画」との一体的な作成を図る観点から、医療・介護担当者等の関係者による「北河内圏域医療と介護の体制整備に係る協議の場」に参加すること等を通じてより緊密な連携に努めながら、これらの計画の計画期間に応じた統合的な整備目標・見込量を推計しています。



## 4 介護保険法の主な改正内容

### (1) 介護保険制度改革のイメージ

令和 22 年（2040 年）に向けて「現役世代人口の急減」という重要課題に対応しながら、「介護予防・地域づくりの推進」「地域包括ケアシステムの推進」「介護現場の革新」に取り組み、地域共生社会の実現を目指していく必要があります。



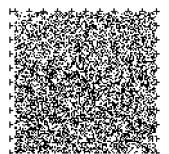
### (2) 第 8 期介護保険事業計画策定の基本的な考え方

#### ① 令和 7 年（2025 年）・令和 22 年（2040 年）を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備

団塊世代が 75 歳以上となる令和 7 年（2025 年）、団塊ジュニア世代が 65 歳以上となる令和 22 年（2040 年）に向け、介護需要の見込みに合わせたサービス基盤整備など、中長期的な視野に立って、具体的な取り組み内容やその目標を計画に位置づけることが必要である。

#### ② 地域共生社会の実現

地域に生きる一人ひとりが尊重され、多様な経路で社会とつながり参画することで、その生きる力や可能性を最大限に発揮できる地域共生社会の実現にあたっては、その理念や考え方を踏まえた包括的な支援体制の整備や具体的な取り組みが重要である。



### ③ 介護予防・健康づくり施策の充実・推進

---

高齢者をはじめ、意欲のある人が社会で役割を持って活躍できるよう、多様な就労・社会参加ができる環境整備を進めるとともに、介護予防・健康づくりの取り組みを強化して健康寿命の延伸を図ることが必要である。

### ④ 有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化

---

有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅が増加し、多様な介護需要の受け皿としての役割を担っており、質の確保や適切なサービス基盤整備を進めるため、都道府県・市町村間の情報連携を強化することが必要である。

### ⑤ 認知症施策推進大綱等を踏まえた認知症施策の推進

---

認知症の発症を遅らせ、認知症になっても自分らしく日常生活を過ごせる社会を目指し、「共生」と「予防」を両輪として、普及啓発・本人発信支援、予防、医療・ケア・介護サービス・介護者への支援、認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援等に関する施策を推進する。

### ⑥ 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取り組みの強化

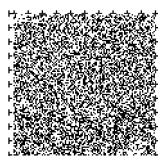
---

介護人材の確保について、介護保険事業（支援）計画に取り組み方針等を記載し、都道府県と市町村が連携しながら進めることが必要である。また、総合事業等の担い手を確保する取り組みや、介護現場の業務改善、文書量削減、ロボット・ICTの活用の推進等による業務の効率化の取り組みを強化することが重要である。

### ⑦ 災害や感染症対策に係る体制整備

---

近年の災害発生状況や新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、介護事業所等との連携による防災や感染症対策に関する周知啓発や研修等の実施、関係部局との連携による介護事業所等における災害や感染症の発生時に必要な物資についての備蓄・調達・輸送体制の整備、都道府県、市町村、関係団体が連携した災害・感染症発生時の支援・応援体制を構築することが重要である。





## 5 本計画の策定体制

本計画は、以下の過程を経て策定しました。

### (1) アンケート調査の実施

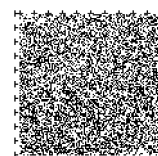
|      |   |
|------|---|
| 実施目的 | 計画の策定にあたり、市内在住の高齢者やその介護者に対して、日頃の健康や活動の状況、保健福祉サービスの利用状況、介護ニーズ等を把握することを目的とする                                |
| 実施期間 | 令和2年(2020年)年1月23日(木)～令和2年(2020年)年2月5日(水)  |
| 実施対象 | ①市内在住の65歳以上の方(要介護認定を受けている方を除き無作為抽出)<br>②市内在住の65歳以上の方(要支援・要介護認定を受けている方のうち、更新申請・区分変更申請に伴う認定調査を受けた方のみを無作為抽出) |
| 回収状況 | ①1,678件(配布件数:2,400件、回収率:69.9%)<br>②806件(配布件数:1,400件、回収率:57.6%)  |

### (2) 団体対象調査の実施

|      |   |
|------|---|
| 実施目的 | 認知症対策の推進にあたり、地域の現状や求める支援について把握するとともに、今後の認知症対策のあり方について検討することを目的とする |
| 実施期間 | 令和2年(2020年)年7月16日(木)～令和2年(2020年)年8月7日(金)                          |
| 実施対象 | ・当事者及び家族会<br>・事業所職員等<br>・地域包括支援センター職員・ケアマネジャー                     |

### (3) パブリックコメントの実施

|        |  |
|--------|--|
| 実施目的   | 計画の策定にあたり、意見聴取のために市内公共施設や市ホームページにおいて計画素案を公表し、市民等の意向を広く反映させることを目的とする  |
| 実施期間   | ・パブリックコメント<br>令和2年(2020年)12月25日(金)～令和3年(2021年)1月31日(日)<br>・計画素案の概要説明動画の公開<br>令和3年(2021年)1月15日(金)～令和3年(2021年)1月31日(日) |
| 実施対象   | 市内に在住・在勤・在学している個人・法人・団体等   |
| 意見提出件数 | 0件   |



#### (4) 交野市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進審議会の開催

第1号被保険者及び第2号被保険者の公募委員や有識者、関係団体、関係機関などで組織された「交野市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進審議会」において、本計画についての意見交換及び、審議を行いました。

## 6 日常生活圏域の設定

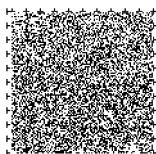
---

本市においては、比較的狭い市域であること、地理的・地形的にも一体的となっていること、居住地域・住宅群も連綿としている現状、道路網・交通機関の状況から地域間の移動の利便性などを勘案し、市内全域を一つの日常生活圏域として設定しています。

本計画期間中に、人口や交通事業その他社会的状況の大幅な変化はみられないと考えられることから、引き続き市内全域を一つの日常生活圏域として設定し、介護保険サービスの基盤を整備していくこととします。

### ■日常生活圏域とは？

市域を“地理的条件”、“人口”、“交通事情その他社会的条件”などを勘案して身近な生活圏で分けられたものを「日常生活圏域」といいます。高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を継続することができるよう、高齢者が日常生活を営んでいる地域を中心に、必要な介護保険サービス等の基盤整備のあり方を明らかにするため、地理的条件や人口、交通、その他の社会的条件、施設の整備状況などを総合的に勘案して定める必要があります。国では、概ね30分以内に必要なサービスが提供される圏域として例示しています。



# 第2章 高齢者を取り巻く現状と課題

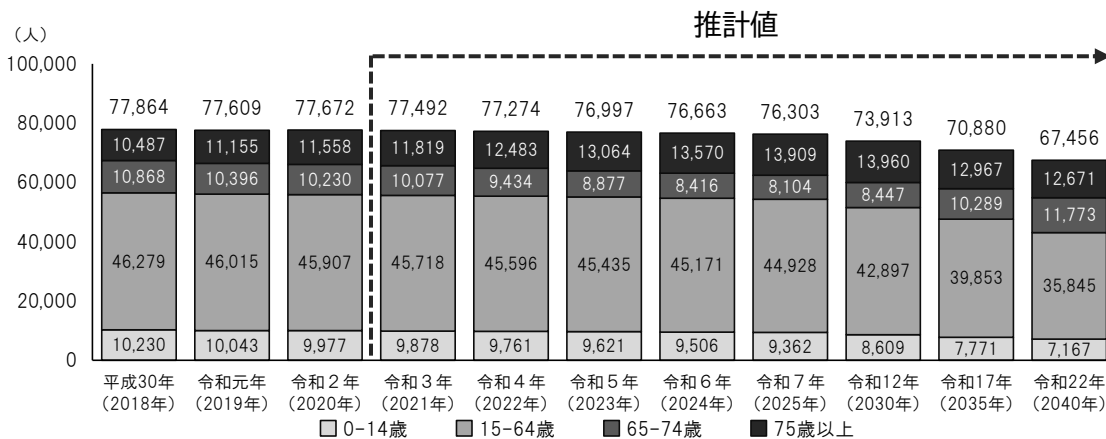
## 1 統計データからみる交野市の現状

### (1) 交野市の人口と年齢別人口割合の推移と推計

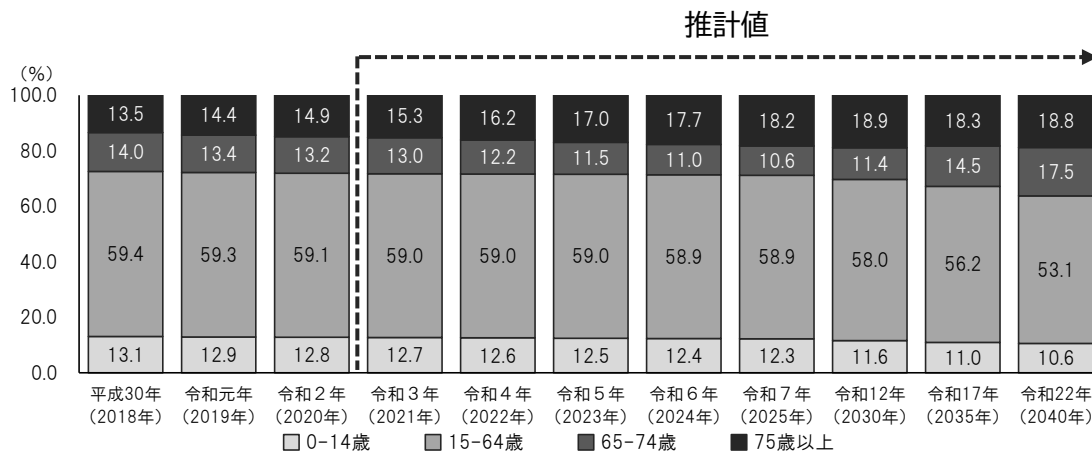
本市の総人口は令和2年（2020年）9月末時点で77,672人となっていますが、今後は減少傾向が続き、本計画最終年度の令和5年（2023年）時点で76,997人、およそ20年後の令和22年（2040年）時点で67,456人と、現在より約1万人減少する予測となっています。

総人口に占める各年齢層の割合をみると、0-14歳及び15-64歳人口の割合が低下していく一方で、75歳以上人口の割合は令和12年（2030年）まで上昇していくことが予想されます。一方で、65-74歳人口の割合は令和7年（2025年）まで低下傾向が続きますが、令和12年（2030年）より再び上昇に転じる予測となっています。

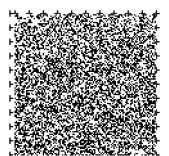
#### ■年齢4区分別人口の推移と推計



#### ■総人口に占める年齢4区分別人口割合の推移と推計



資料：交野市住民基本台帳（実績値は各年9月末時点）、推計値は実績値を基にコーホート変化率法で算出

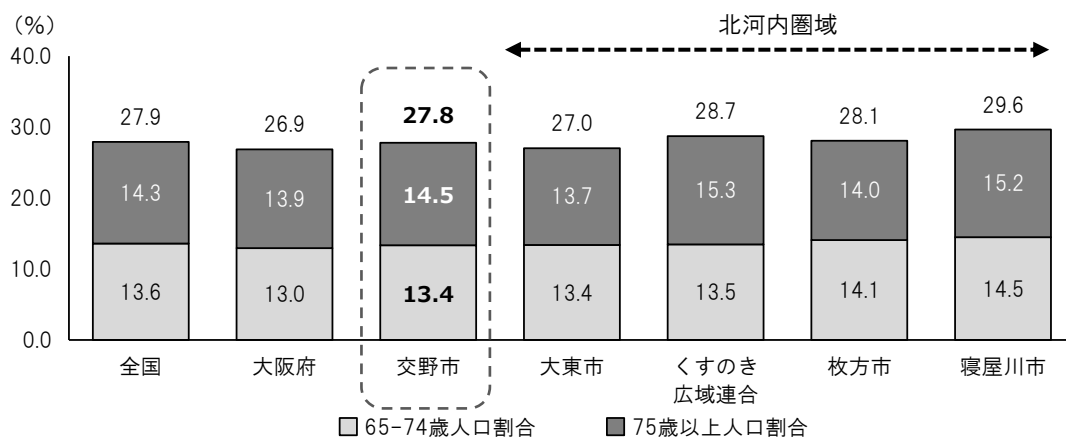


## (2) 交野市の高齢化率

本市の高齢化率（令和2年（2020年）1月1日時点）は27.8%であり、全国平均27.9%と同程度ですが、大阪府平均の26.9%より高くなっています。

また、北河内圏域の保険者（大東市、くすのき広域連合、枚方市、寝屋川市）と高齢化の状況を比較すると、本市は2番目に高齢化率の低い保険者となっています。

### ■高齢化率の比較



資料：住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数（令和2年1月1日時点）  
※四捨五入の関係上、合計値と一致しない場合があります。

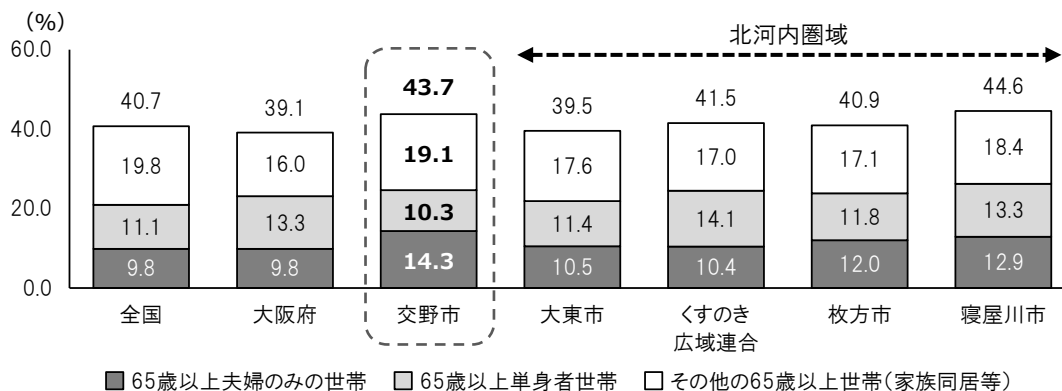
## (3) 高齢独居世帯・高齢夫婦世帯の割合

本市の65歳以上単身世帯の割合（平成27年（2015年）10月1日時点）は10.3%であり、全国平均11.1%、大阪府平均13.3%より低くなっています。また、北河内圏域の保険者と比較すると、本市は最も低くなっています。

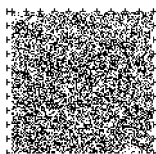
一方で65歳以上夫婦のみの世帯の割合（平成27年（2015年）10月1日時点）は14.3%であり、全国平均9.8%、大阪府平均9.8%より高くなっています。また、北河内圏域の保険者と比較すると、本市は最も高くなっています。

全国や大阪府、北河内圏域の保険者と比較すると、夫婦あるいは親族と同居している高齢者が多いことが本市の特性であると考えられます。

### ■世帯割合の比較



資料：国勢調査（平成27年10月1日時点）

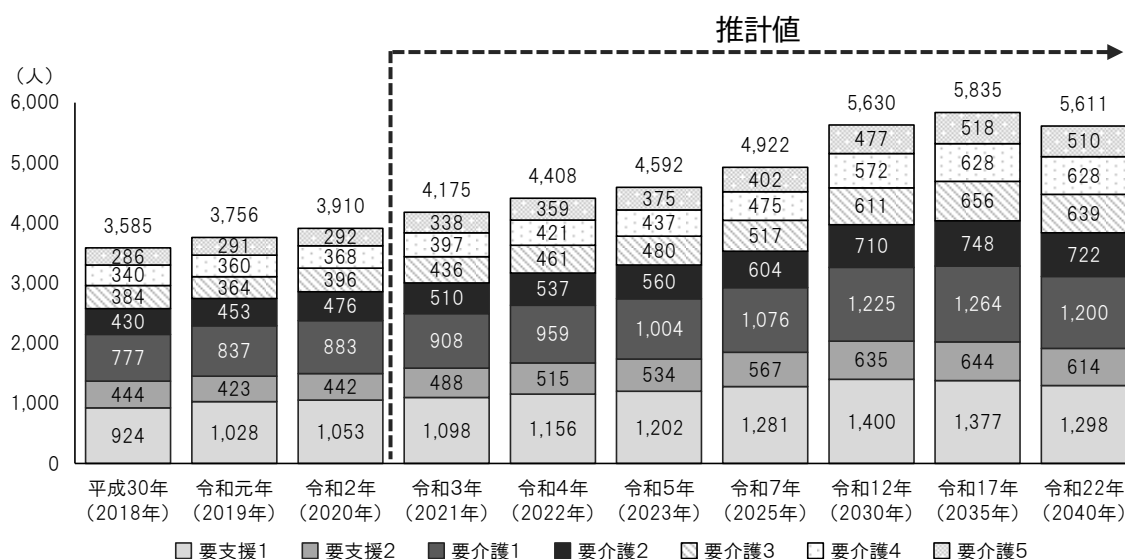


#### (4) 要支援・要介護認定者数の推移と推計

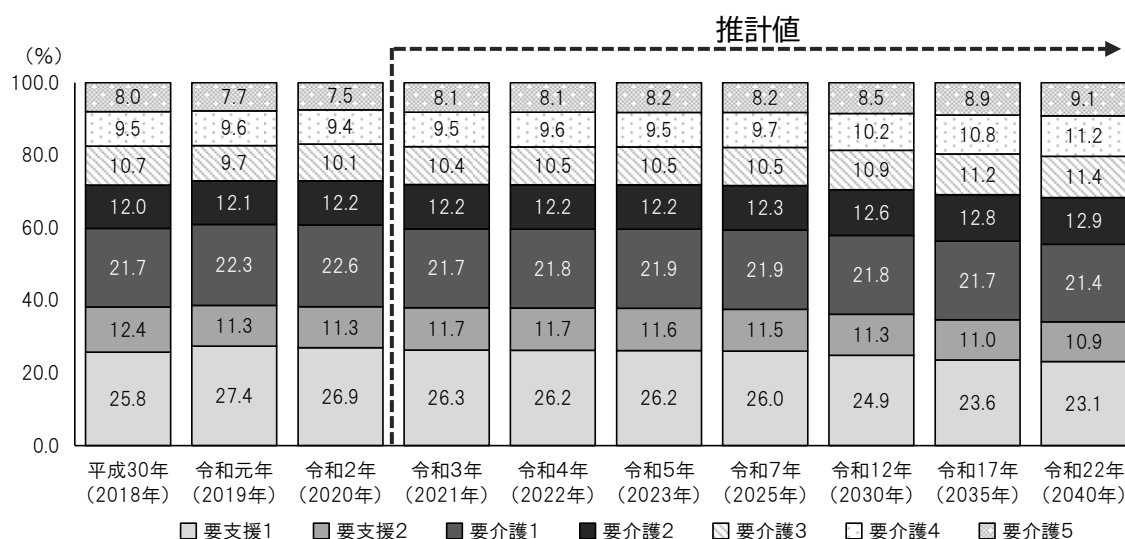
本市の要支援・要介護認定者数は増加傾向で推移しており、令和2年（2020年）8月末時点では3,910人となっています。今後も継続して増加傾向が続くと予想されますが、特に要介護状態になる可能性の高い80歳以上の人口が令和17年（2035年）頃にピークを迎え、その後減少傾向に転じる見込みのため、要支援・要介護認定者数も令和17年（2035年）頃を境として減少傾向となる予測となっています。

要支援・要介護認定者割合をみると、一貫して要支援1・要介護1の認定を受けた人の割合が高くなっていますが、令和2年（2020年）以降よりその割合は徐々に低くなっており、代わりに要介護3以上の認定を受けた人の割合が上昇しています。

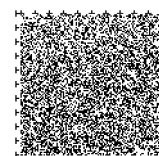
■ 認定状況別要支援・要介護認定者数の推移と推計



■ 認定状況別要支援・要介護認定者割合の推移と推計



資料：介護保険事業状況報告（各年9月末時点、令和2年のみ8月末時点）、推計値は実績値をもとに算出

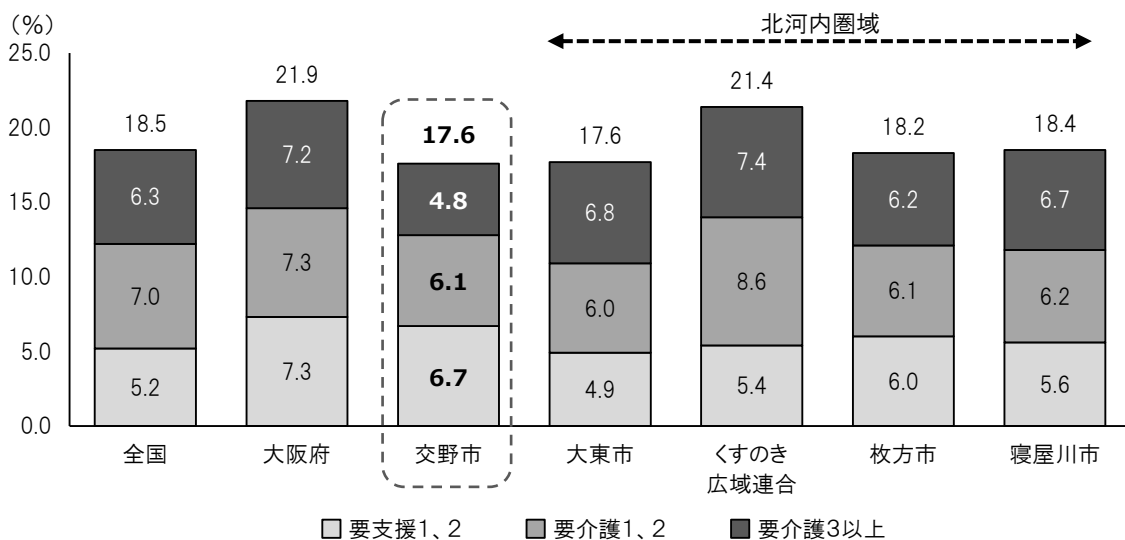


## (5) 要支援・要介護認定率

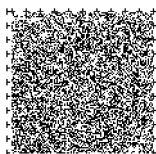
本市の認定率（令和2年（2020年）8月末時点）は17.6%であり、全国平均18.5%、大阪府平均21.9%より低くなっています。

また、北河内圏域の保険者と比較すると、本市は大東市と並んで認定率が最も低くなっていることがわかります。

### ■ 認定率の比較



資料：地域包括ケア「見える化」システム（令和2年8月末時点）  
 ※四捨五入の関係上、合計値と一致しない場合があります。

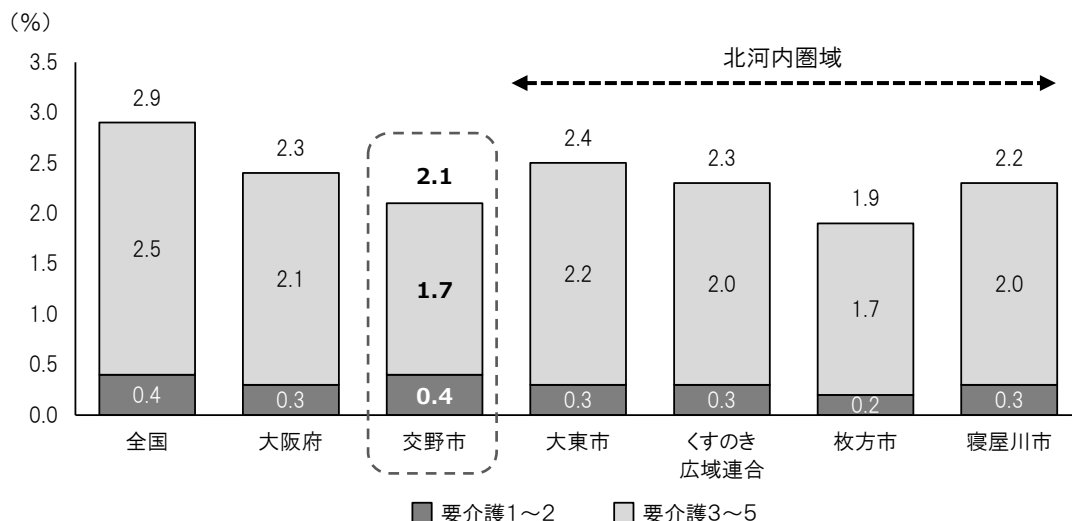


## (6) 受給率（施設サービス）

本市の施設サービスの受給率（令和2年（2020年）8月末時点）は2.1%で、全国平均2.9%、大阪府平均2.3%より低く、北河内圏域の保険者の中では平均的な値となっています。

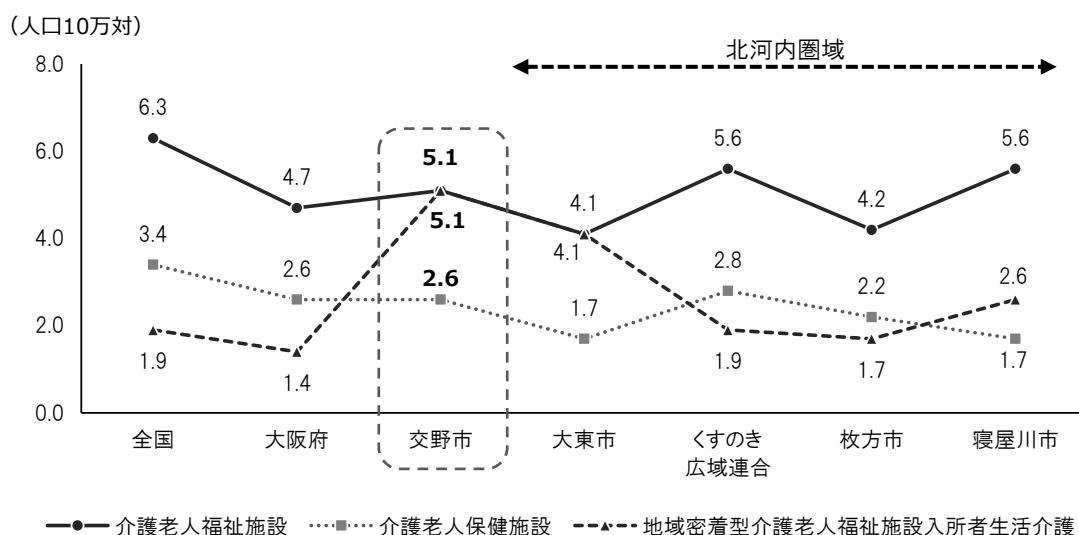
一方、本市の施設サービス提供事業所数は、高齢者人口に対して地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の事業所数が比較的多く設置されていることが特徴となっています。

### ■認定度別受給率の比較

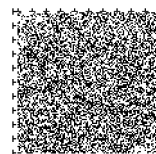


資料：地域包括ケア「見える化」システム（令和2年8月末時点時点）  
※四捨五入の関係上、合計値と一致しない場合があります。

### ■施設サービス提供事業所数（人口10万人あたり）の比較



資料：地域包括ケア「見える化」システム（平成30年度時点）

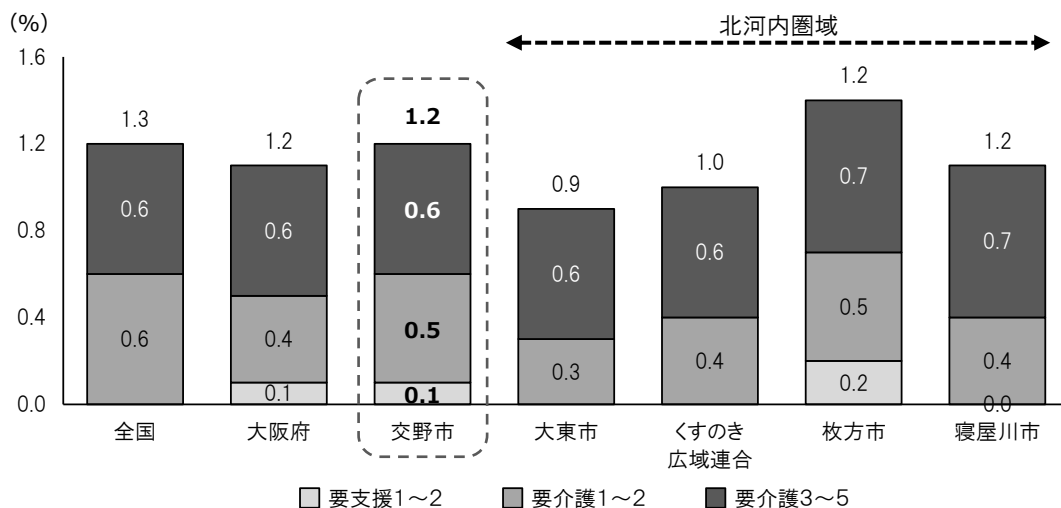


## (7) 受給率（居住系サービス）

本市の居住系サービスの受給率（令和2年（2020年）8月末時点）は1.2%で、全国平均1.3%、大阪府平均1.2%と同程度となっており、北河内圏域の保険者の中では、本市は2番目に受給率が高くなっています。

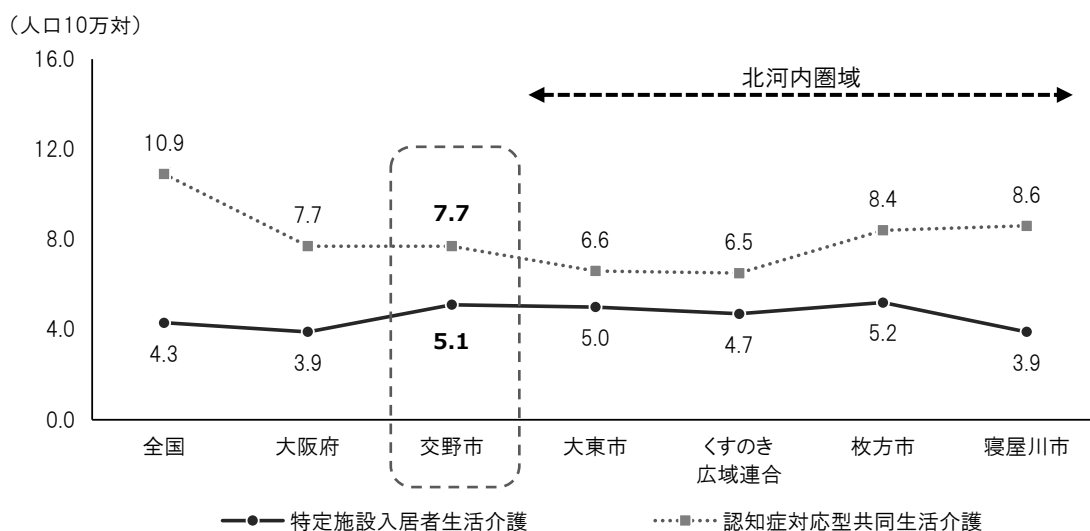
一方、本市の居住系サービス提供事業所数は、大阪府平均、北河内圏域の保険者と同程度の値となっています。

### ■認定度別受給率の比較

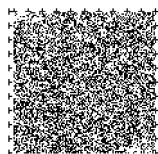


資料：地域包括ケア「見える化」システム（令和2年8月末時点）  
※四捨五入の関係上、合計値と一致しない場合があります。

### ■居住系サービス提供事業所数（人口10万人あたり）の比較



資料：地域包括ケア「見える化」システム（平成30年度時点）



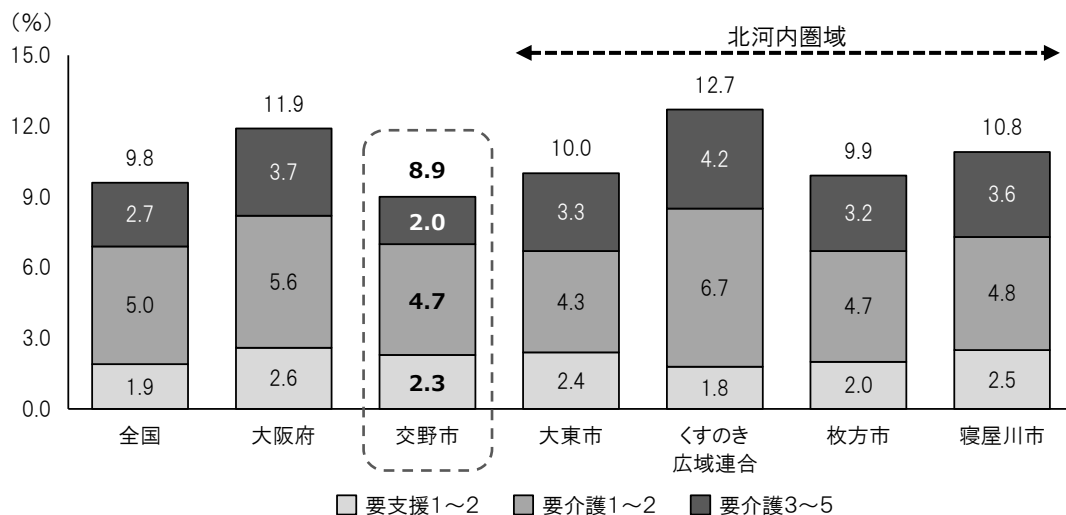


## (8) 受給率（在宅サービス）

本市の在宅サービスの受給率（令和2年（2020年）8月末時点）は8.9%で、全国平均9.8%、大阪府平均11.9%より低く、北河内圏域の保険者の中では本市が最も低くなっています。

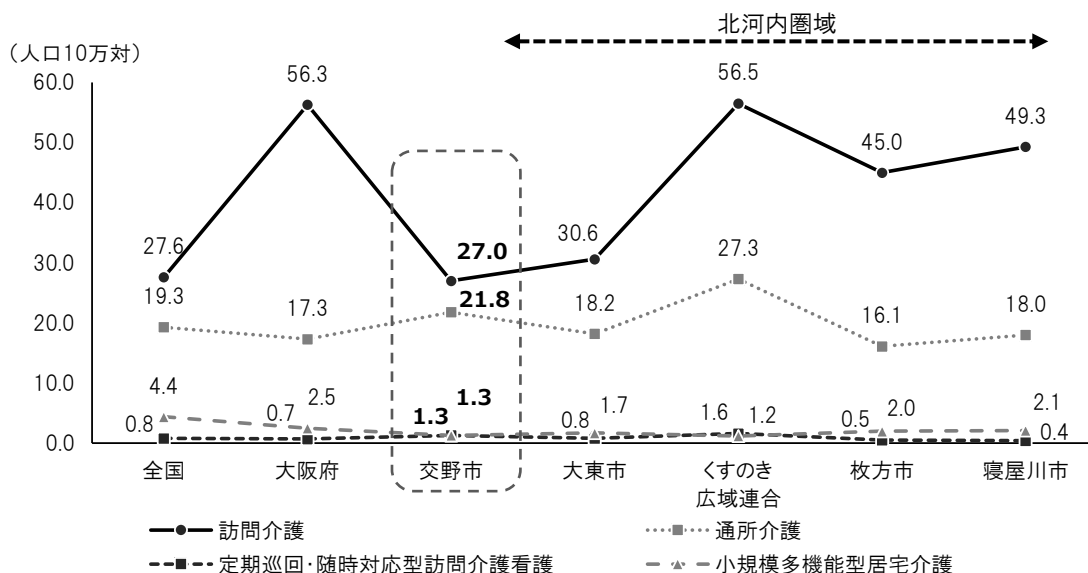
一方、本市の在宅サービス提供事業所数は、訪問介護の事業所数が大阪府平均、北河内圏域の保険者と比較して少なくなっています。

### ■ 認定度別受給率の比較

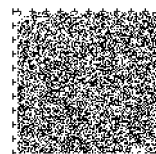


資料：地域包括ケア「見える化」システム（令和2年8月末時点）  
※四捨五入の関係上、合計値と一致しない場合があります。

### ■ 在宅サービス提供事業所数（人口10万人あたり）の比較



資料：地域包括ケア「見える化」システム（平成30年度時点）



## 2 第7期計画の評価検証と課題整理

### テーマ1 地域包括ケアシステムの深化・推進

#### (1) これまでの取り組み

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、地域包括支援センターの体制整備や在宅医療・介護連携の推進など、地域包括ケアシステムの深化・推進に取り組んできました。また、誰もが自分らしく活躍できる「地域共生社会」の実現を目指し、地域コミュニティの育成にも取り組んできました。

#### 《主な取り組みと成果》

- 地域包括ケアシステムの核として、地域包括支援センターにおいて総合相談支援事業や権利擁護事業、高齢者虐待への対応など多様な課題に対応できる体制を整備してきました。
- 医療・介護連携のための体制構築を目的として、交野市医師会や地域の医療機関等との連携や情報共有も視野に入れた「地域包括ケア会議」、医師会や歯科医師会、北河内薬剤師会等の関係機関とともに在宅医療・介護連携の課題や対応策を検討する「多職種連携委員会」を開催しています。
- 高齢者に対する虐待の疑い事例を把握した場合、市と地域包括支援センターの連携のもと、「高齢者虐待コアメンバー会議」を開催し、対応方針や具体的方策の決定を行う体制を整えています。また、虐待対応ケースに対して、定期的なモニタリングによる援助内容の評価や再調整を行うことを目的として「高齢者虐待レビュー会議」を年3回開催しています。

#### 《設定指標の達成状況》

(令和2年度は見込値)

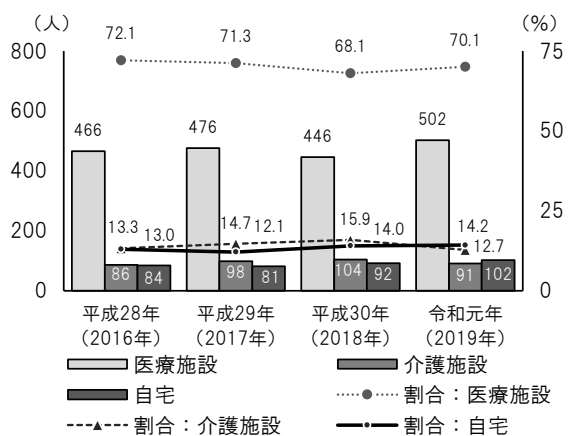
|              |     | 平成30年度<br>(2018年度) | 令和元年度<br>(2019年度) | 令和2年度<br>(2020年度) |
|--------------|-----|--------------------|-------------------|-------------------|
| 地域包括ケア会議開催回数 | 実績値 | 12回                | 12回               | 10回               |
|              | 計画値 | 12回                | 12回               | 12回               |
|              | 達成率 | 100.0%             | 100.0%            | 83.3%             |
| 多職種連携委員会開催回数 | 実績値 | 4回                 | 4回                | 4回                |
|              | 計画値 | 4回                 | 4回                | 4回                |
|              | 達成率 | 100.0%             | 100.0%            | 100.0%            |
| 医療介護連携会開催回数  | 実績値 | 2回                 | 1回                | 0回                |
|              | 計画値 | 2回                 | 2回                | 2回                |
|              | 達成率 | 100.0%             | 50.0%             | 0.0%              |

#### (2) 統計データによる現状分析

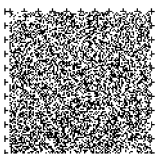
本市における死亡者を死亡場所別で見ると、医療施設(病院・診療所)における死亡数が各年ともに最も多くなっています。

なお、死亡者総数に占める割合をみると、医療施設が減少から増加、介護施設が増加から減少となっている一方で、自宅は平成29年(2017年)以降、継続して増加傾向にあることから、在宅介護への移行が徐々に進んでいることがうかがえます。

▼場所別死亡者数の推移



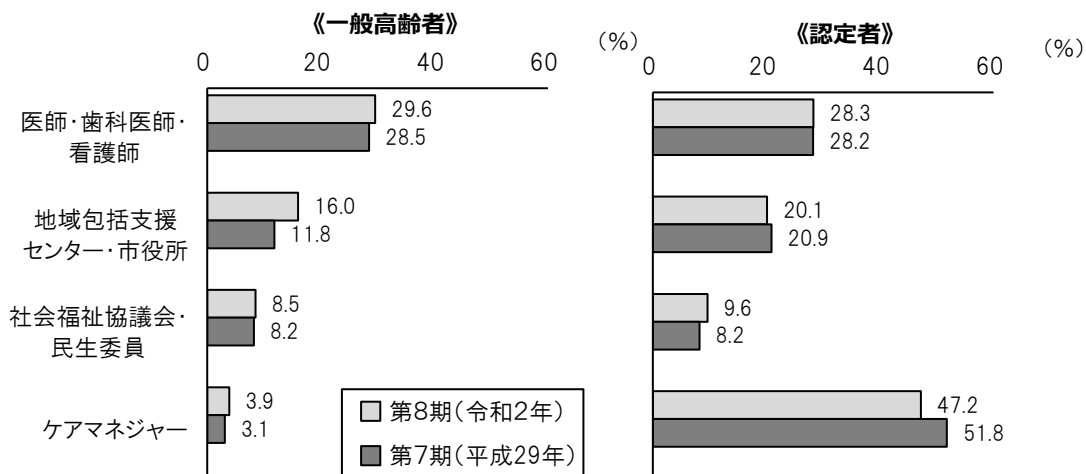
出典：人口動態統計



### (3) アンケート調査結果

家族や友人以外の相談相手については、前回調査と同様に、一般高齢者では医療従事者、認定者ではケアマネジャーが高くなっています。地域包括支援センター・市役所については、一般高齢者において若干上昇していますが、大きく増加しているとはいえません。

#### ▼家族・友人以外の相談相手・相談先（ニーズ調査）



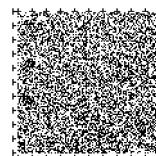
### (4) 総括

第7期計画期間中には、高齢者が住み慣れた地域で最期まで暮らすことができるよう、地域包括ケア会議や多職種連携会議を定期的で開催し、関係者間の連携強化を通じたケア体制の強化に努めたほか、生活支援コーディネーターを通じた地域と関係機関のつながりづくりに取り組み、在宅介護を実現できる地域包括ケアシステムの深化と推進を進めてきました。

効果検証の一視点として、本市における死亡者の死亡場所に関する統計をみると、医療施設における割合が減少している一方で自宅の割合が若干上昇していることから、在宅介護への移行が進んでいることがうかがえるため、地域におけるケア体制は少しずつ成果をあげ始めていると考えられます。今後も引き続き、**多職種連携の推進を通じて切れ目ない在宅医療・介護提供体制を強化**していき、高齢者の地域生活を支える環境づくりを進めていくことが重要です。

一方で、本市における地域包括ケアシステムの充実を図るため、その中核である地域包括支援センターについての周知啓発を進めてきましたが、アンケート調査結果をみると、相談先として地域包括支援センター・市役所を選択した割合が前回調査と比べても大きく変化していませんでした。専門性を有しており、日頃より関わりがある医師やケアマネジャーへ相談する傾向がみられることから、地域包括支援センターや市役所においても、**専門性と身近さを備えた相談支援の体制を充実**させ、周知を図っていくなど、高齢者が気軽に相談できる窓口のあり方を引き続き検討していくことが求められます。

また、今後目指すべき地域共生社会の実現に向けて、多様な相談を断らずに受け止めることができる相談支援の充実に加え、「支える側」と「支えられる側」の枠組みを超えていくために、地域や社会とつながり、その中で活躍できる、個人の自立を支えていくための取り組みも重要となっています。



## テーマ2 認知症高齢者施策の充実

### (1) これまでの取り組み

認知症の高齢者やその家族が安心して暮らすことのできる地域の実現を目指し、認知症施策の方針である「新オレンジプラン」に基づき、切れ目なく適切に保健医療サービスや福祉サービスが提供される仕組みづくりの実現を目指し、取り組みを進めてきました。

#### 《主な取り組みと成果》

- 認知症地域支援推進員を地域包括支援センターに1名配置し、「交野市認知症高齢者地域支援ガイドブック（認知症ケアパス）」を活用しての認知症に関する制度や社会資源に関する普及啓発、また、各種会議への参加を通じて関係機関との連携強化を進めてきました。
- 地域住民に対して認知症理解を深めるための出前講座の実施や、福祉専門職を対象に、認知症への理解を深めることを目的とした専門職向け研修会を開催しました。
- 認知症カフェの立ち上げに対して助言を実施するとともに、立ち上げ後の後方支援を実施しました。
- 認知症の方の早期発見・早期対応に向けた支援体制の構築を目的として、認知症サポート医、看護師等の専門職が参画する認知症初期集中支援チーム員会議を月1回、認知症初期集中支援チーム検討委員会を年2回開催しました。

#### 《設定指標の達成状況》

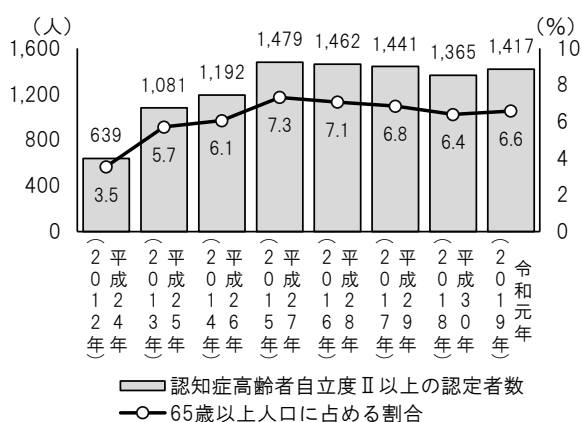
(令和2年度は見込値)

|                      |     | 平成30年度<br>(2018年度) | 令和元年度<br>(2019年度) | 令和2年度<br>(2020年度) |
|----------------------|-----|--------------------|-------------------|-------------------|
| 専門職向け認知症対応力向上研修会開催回数 | 実績値 | 1回                 | 1回                | 1回                |
|                      | 計画値 | 1回                 | 1回                | 1回                |
|                      | 達成率 | 100.0%             | 100.0%            | 100.0%            |
| 若年性認知症介護者意見交換会の開催回数  | 実績値 | 6回                 | 5回                | 6回                |
|                      | 計画値 | 6回                 | 6回                | 6回                |
|                      | 達成率 | 100.0%             | 83.3%             | 100.0%            |

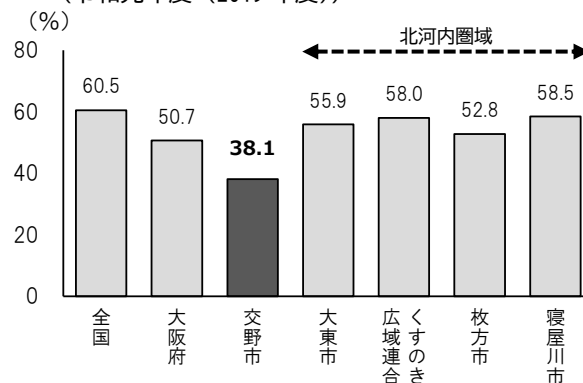
### (2) 統計データによる現状分析

65歳以上人口が増加していく中、平成27年(2015年)までは認知症高齢者(自立度Ⅱ以上の認定者)数も増加傾向にありましたが、それ以降は微減傾向で推移しています。なお、令和元年度(2019年度)時点での本市における認知症自立度Ⅱ以上の認定者割合は38.1%で、全国や大阪府・北河内圏域と比べても低い値となっています。

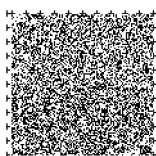
▼認知症高齢者(自立度Ⅱ)以上の状況



▼認知症高齢者に占める自立度Ⅱ以上の割合比較 (令和元年度(2019年度))



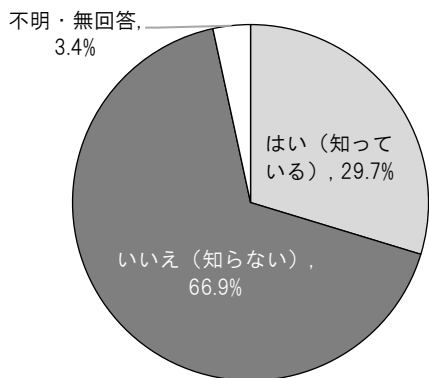
出典：地域包括ケア「見える化」システム



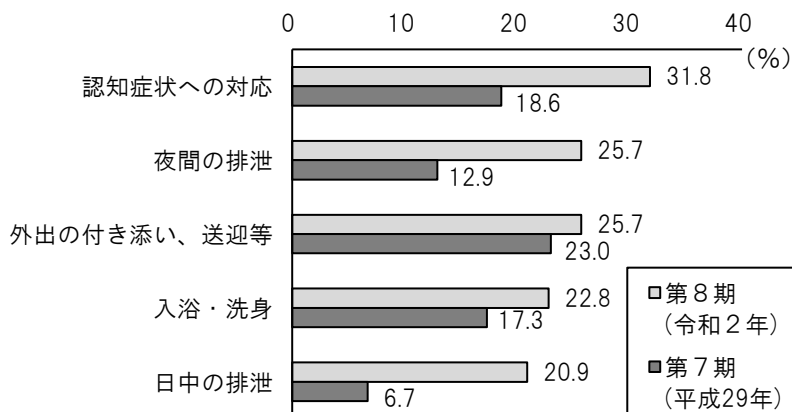
### (3) アンケート調査結果

アンケート結果より、認知症相談窓口を知っている高齢者は3割程度しかいないことがわかります。また、介護者の介護に対する不安として認知症状への対応が最も高くなっており、認知症に対する不安が以前よりも高まっていることがうかがえます。

▼認知症相談窓口を知っているか（ニーズ調査）



▼介護者の介護に対する不安（在宅介護実態調査）

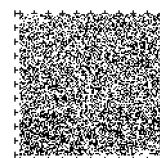


### (4) 総括

本市に居住する認知症の方のうち、日常生活に支障をきたす可能性のある自立度Ⅱ以上の方が占める割合は大阪府の中でも低い値となっています。要介護3以上が含まれる重度認定率も大阪府下では低い値にあることから、元気アップ体操など、介護予防や重度化防止の取り組みが効果を上げていることがうかがえます。

しかし一方で、アンケート結果から、介護者の認知症に対する不安がこれまで以上に高まっていることがわかります。背景としては、全国的に認知症に対する関心が高まる一方で、自治体の認知症対策や相談窓口についての認識が浸透していないというギャップの存在が想定されます。比較的健康な時点では情報を把握しておらず、当事者となってから情報を得るというケースが大半であることが考えられるため、既存の高齢者向けイベント等における周知だけでなく、**年齢問わずあらゆる市民が関わる機会において情報発信を積極的に行っていく**ことが重要となっています。また、認知症を我が事としてとらえる周知啓発を行いつつ、当事者や家族のニーズを把握できる取り組みとして、**当事者本人による情報発信の機会を拡充**することも求められます。

そして、認知症に対する不安の解消のためには、支援の方策そのものについてもさらなる充実が必要です。認知症の早期発見・早期対応の体制として認知症初期集中支援チームが設置されていますが、医療未受診を要因とした早期診断が困難なケース、認知症が進行してから発見されるケースなどの事例も見受けられます。検診の受診奨励や医療機関との連携強化に加え、民生委員との情報共有、認知症サポーターのさらなる養成など、**地域とのつながりを活かした早期発見体制を強化**していくことが必要です。



### テーマ3 安全、安心、快適に暮らせる住まいとまちづくり

#### (1) これまでの取り組み

高齢者が自分らしく、安心して快適に暮らすことのできる地域の実現を目指し、大阪府の策定した計画に基づいた居住環境の整備や住宅改修のほか、災害時に迅速に対応できる避難体制の整備やサービス継続のための方策の検討など取り組みを進めてきました。

#### 《主な取り組みと成果》

- 施設サービスの質の向上を目的として「高齢者入居施設連絡会」を年4回開催し、入所施設の担当職員参加のもと、意見交換や情報共有、研修会などを実施しました。
- 「Osaka あんしん住まい推進協議会」等との連携のもと、高齢者や所得の低い方などの入居を受け入れる賃貸住宅を斡旋する不動産店等に関する情報提供を行い、高齢者の入居をサポートしてきました。
- 地域包括ケア会議の小学校圏域レベルである「地域ケース会議」を地域包括支援センター・社会福祉協議会の協働で開催、または開催に向けた支援を実施することで、地域における不安や困りごとについての情報共有のほか、地域の支援団体の構築のサポートに取り組みました。
- 防災に対する意識を高めて防災に強いまちづくりを目指すことを目的として実施している「交野市避難行動要支援者支援事業（愛称：おりひめ支え愛プロジェクト）」において、各地区の名簿の更新を進めるとともに、平常時からの見守り活動の支援を行いました。

#### 《設定指標の達成状況》

(令和2年度は見込値)

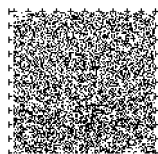
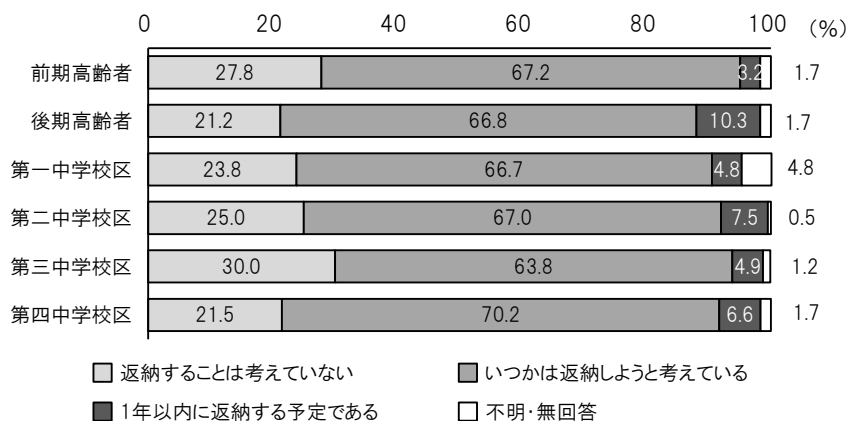
|                     |     | 平成30年度<br>(2018年度) | 令和元年度<br>(2019年度) | 令和2年度<br>(2020年度) |
|---------------------|-----|--------------------|-------------------|-------------------|
| 地域密着型介護老人福祉施設数      | 実績値 | 4か所                | 4か所               | 4か所               |
|                     | 計画値 | 4か所                | 4か所               | 6か所               |
|                     | 達成率 | 100.0%             | 100.0%            | 66.7%             |
| 避難行動要支援者事業全体交流会開催回数 | 実績値 | 1回                 | 0回                | 1回                |
|                     | 計画値 | 1回                 | 1回                | 1回                |
|                     | 達成率 | 100.0%             | 0.0%              | 100.0%            |

#### (2) アンケート調査結果

運転免許証の返納意向を前期・後期高齢者別で見ると、「返納することは考えていない」と回答している後期高齢者が2割程度で、前期高齢者と大きな差はみられません。

また、中学校区別でみた場合、第三中学校区における返納意向が他の中学校区と比べると若干低くなっています。

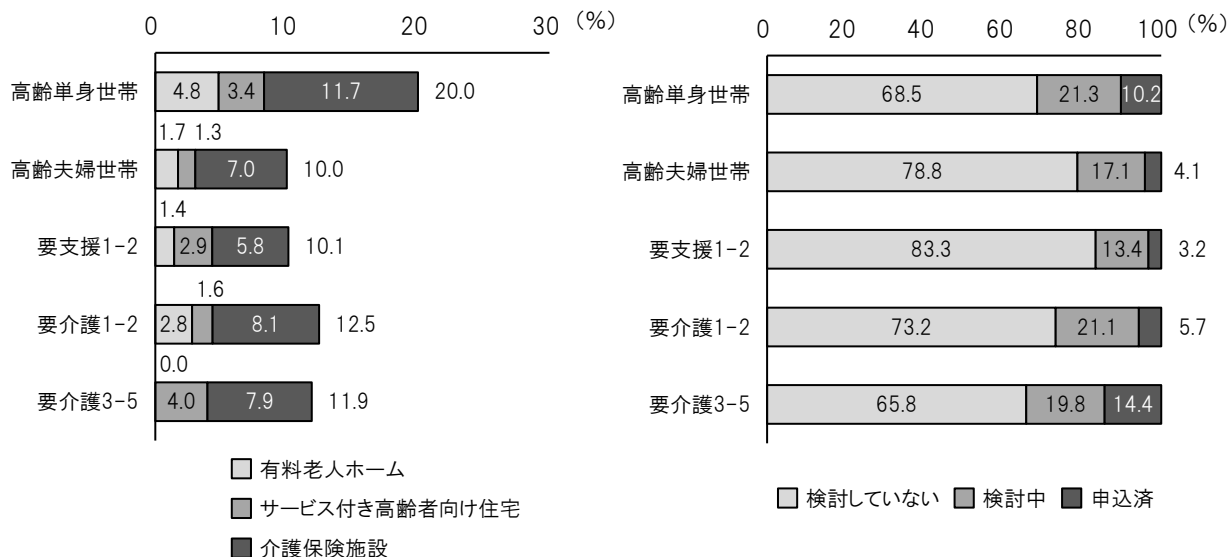
▼運転免許証の返納意向（二一ズ調査）



入居施設への入所意向を世帯構成でみると、高齢単身世帯の場合にその意向が高くなっています。一方、要介護認定状況別でみた場合は大きな差はみられません。

また、施設入所の検討状況についても、高齢単身世帯の場合に「検討中」または「申込済」が高くなっています。要介護認定状況別でみた場合、重度化するほど「検討中」または「申込済」が高くなっています。

▼将来生活したい場所（入所施設のみ、在宅介護実態調査） ▼施設入所の検討状況（在宅介護実態調査）



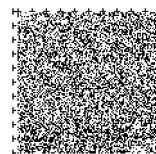
### (3) 総括

本市では、高齢になっても安心して暮らすことができるよう、施設連絡会等との連携や情報共有のほか、大阪府との協議や連携を進め、住まいの情報提供等を進めてきました。アンケート調査をみると、高齢単身世帯の場合に介護保険施設や有料老人ホーム等への住み替えを希望する割合が高くなっていました。本市は高齢単身世帯が少なく、高齢夫婦世帯が多いという特性がありますが、令和7年（2025年）に向けて後期高齢者が急増していく中、配偶者の死亡による高齢単身世帯の増加が予想されるため、施設サービスや居住系サービスのニーズが急激に高まることが懸念されます。そのため、**令和7年（2025年）や令和22年（2040年）といった人口構造が大きく変化する時期を見据え、適切なニーズの想定のもと、施設整備を進めていくことが求められます。**

また、高齢者の免許証返納に関する問題が社会的に注目されている中で、本市においても、後期高齢者であっても免許証を返納する意向はないという傾向や、立地的な理由から移動に制限のある地区に住む方ほど返納意向が低い傾向がアンケート調査においてみられました。地域特性を踏まえつつ、利用者のニーズを反映した移動支援のあり方について検討を進め、**高齢者が外出しやすく、また、運転技術や判断能力に不安を抱える高齢者の方等が運転免許証を自主返納しやすい環境を整えていくことが重要**です。

安全と安心の地域づくりという点においても、災害に備えた支援体制を整備していくために、各地区で活動している地域団体に対し、生活支援コーディネーター等によるきめ細やかな助言や支援を行い、**各地域の見守り体制を構築し、強化していくことが必要**となっています。

加えて、令和2年（2020年）1月より発生した新型コロナウイルスの影響が今後も継続することが予想される中で、高齢者の感染症対策や事業所との連携体制の構築などに取り組むことも求められます。



## テーマ4 介護予防と健康づくりの推進

### (1) これまでの取り組み

高齢者が住み慣れた地域で、生涯にわたり心身ともに健康でいきいきと暮らすことができるよう、地域の実情に応じた自立支援や介護予防・重度化防止に取り組んできたほか、健康寿命の延伸を目的に、「交野市健康増進計画・食育推進計画」に基づいた健康増進に取り組んできました。

#### 《主な取り組みと成果》

- 介護予防に関する情報提供として、地域住民を対象に介護予防をテーマとした講演会を平成30年度（2018年度）、令和元年度（2019年度）にそれぞれ1回開催し、計画目標値を上回る参加者数となりました。また、介護予防の知識を習得するための教室として「元気度知ろう会」を開催し、もの忘れ予防や体力向上、誤嚥や肺炎防止のための講義を実施しました。また、初心者を対象とした「介護予防・高齢者スポーツ講習会」を開催し、高齢者に対する介護予防を目的としたスポーツ振興を図りました。
- 高齢者自身が地域活動の担い手として活動する団体である「交野市星友クラブ連合会」の会員数増加のため、市は活動支援を行っています。平成30年度（2018年度）会員数は2,083人、令和元年度（2019年度）会員数は2,179人となっており、会員増が継続している状態です。
- 地域住民主体の集いの場の存在を周知し参加を促すため、冊子「生涯現役に役立つあなたの街の介護予防」を作成し、市民や関係者に対して周知を行いました。

#### 《設定指標の達成状況》

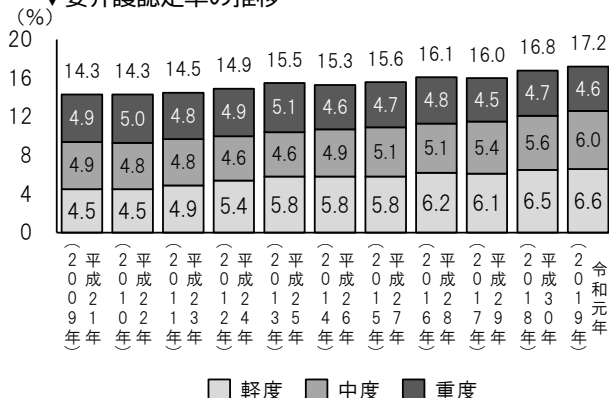
（令和2年度は見込値）

|                     |     | 平成30年度<br>(2018年度) | 令和元年度<br>(2019年度) | 令和2年度<br>(2020年度) |
|---------------------|-----|--------------------|-------------------|-------------------|
| 介護予防講演会参加者数         | 実績値 | 172人               | 155人              | 100人              |
|                     | 計画値 | 80人                | 90人               | 100人              |
|                     | 達成率 | 215.0%             | 172.2%            | 100.0%            |
| 元気度知ろう会延べ参加者数       | 実績値 | 100人               | 126人              | 480人              |
|                     | 計画値 | 384人               | 432人              | 480人              |
|                     | 達成率 | 26.0%              | 29.2%             | 100.0%            |
| 「あなたの街の介護予防」掲載の集いの場 | 実績値 | 111か所              | 111か所             | 104か所             |
|                     | 計画値 | 100か所              | 102か所             | 104か所             |
|                     | 達成率 | 111.0%             | 108.8%            | 100.0%            |

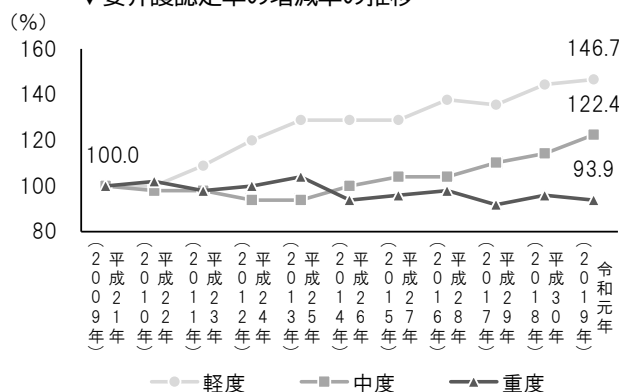
### (2) 統計データによる現状分析

要介護認定率は10年間で継続して増加傾向となっています。要介護度別認定率の増減の推移をみると、軽～中度が継続して上昇している一方、重度は微減傾向となっています。

▼要介護認定率の推移

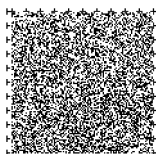


▼要介護認定率の増減率の推移



出典：地域包括ケア「見える化」システム

※軽度：要支援1～2、中度：要介護1～2、重度：要介護3～5



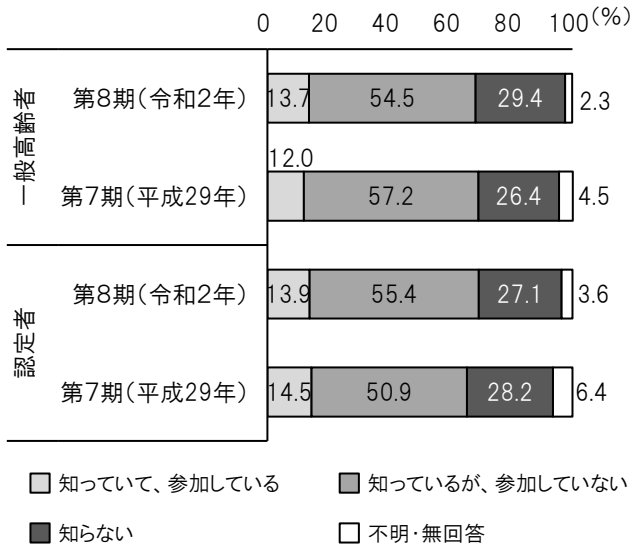


### (3) アンケート調査結果

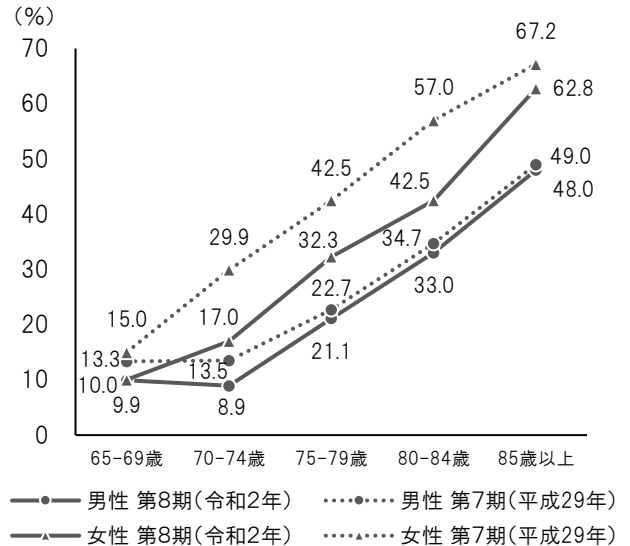
介護予防を目的として実施している「元気アップ体操教室」や「いきいき・ふれあいサロン」の認知度と参加状況については、第7期計画策定時と大きな違いはみられませんでした。

運動機能低下のリスクについては、女性のリスクが第7期計画時より大幅に低下している一方で、男性は大きな差がみられません。上記の元気アップ体操等の参加状況は女性の方が高いという調査結果が出ていることから、参加率の高い女性において効果があらわれたものと考えられます。

▼元気アップ体操等の認知度と参加状況(ニーズ調査)



▼性・年齢別運動機能リスクの状況(ニーズ調査)

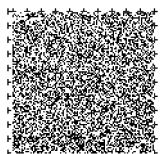


### (4) 総括

本市における介護予防については、「元気アップ体操教室」など通いの場での運動のほか、「介護予防講演会」や「元気度知ろう会」など市民の理解促進を目的としたイベントの実施など多様な取り組みを進めてきました。結果として、本市の要介護認定率は大阪府下でも低い水準で推移しているほか、要介護3以上の重度認定率が微減傾向で推移しているなど、介護予防・重度化防止の取り組みは一定の成果を上げているといえます。

しかしながら、介護予防の効果が上がっている一方で、実際に介護予防の取り組みへの市民の参加状況が振るわないという実情があります。第7期計画において指標として定めた「元気度知ろう会」の参加者数は、実際には計画値の3割程度と大きく下回る状況となっていますが、その要因としては、介護予防の重要性に関する周知の不足や、これまで地域とのつながりがなかった、または一緒に参加できる人がいなかったため参加にためらいを感じてしまう、現役で仕事等に従事していることから参加する時間がないことなどが挙げられます。今後も引き続き介護予防の重要性について周知啓発を行っていく必要がありますが、関心のある方が気軽に参加できるよう、**ご近所同士やサークルなど、気心の知れた仲間と一緒に参加し、活動できるような介護予防のあり方について検討していく**ことも重要です。

また、介護予防事業の継続と高齢者の生きがいづくりを目的として、住民主体の活動の活性化も求められます。本市では令和元年度時点で計111か所の集いの場があり、これは第7期計画で定めた計画値を上回る状況となっています。今後も、地域包括支援センターとの連携や住民ニーズの把握など、市と地域がつながり続けることが大切ですが、介護予防の質の向上を目的とした、**専門職の関与や様々な職種との連携**についても検討が必要です。



## テーマ5 効果的・効率的な介護給付の推進

### (1) これまでの取り組み

適切なケアマネジメントの提供と介護保険制度の持続可能性の確保を目的として、ケアマネジャーの育成支援やサービス事業者への指導・助言、交野市介護給付適正化計画に基づいて適正な給付に向けたケアプランチェックや要介護認定の適正化などの取り組みを進めてきました。

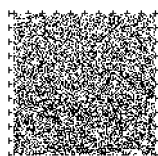
#### 《主な取り組みと成果》

- ケアプランチェックについては、平成30年度（2018年度）、令和元年度（2019年度）ともに概ね計画目標値通りの件数を実施し、加えて、全体的な講評を含めた研修会も年1回開催しました。また、多職種によるケアプラン内容の検討及び助言を行う「自立応援会議」についても実施してきました。
- 適正な審査判定業務を行うため、介護認定審査会委員に関する研修を平成30年度（2018年度）及び令和元年度（2019年度）ともに各1回開催し、審査判定プロセスの再確認や意見交換を行いました。また、調査内容の平準化を目的として、令和元年度（2019年度）には認定調査員及びケアマネジャーや事業所職員を対象に、要介護認定調査に係る研修会を実施しました。
- サービス利用者の疑問や不満不安の解消を図るための「介護相談員派遣等事業」を継続的に実施し、施設等利用者の不安・不満の早期解消及び、事業所内の介護サービスの質的向上を図ることができました。
- 介護給付適正化の取り組みとして、介護給付費通知の発出を継続して実施し、適切なサービスの利用が行われるように努めました。
- 介護者が仕事と介護を両立できるよう、育児・介護休業法で定められている「介護休業制度」等の制度周知について、周知用リーフレットの配布や市広報紙への制度周知記事の掲載を行いました。

#### 《設定指標の達成状況》

（令和2年度は見込値）

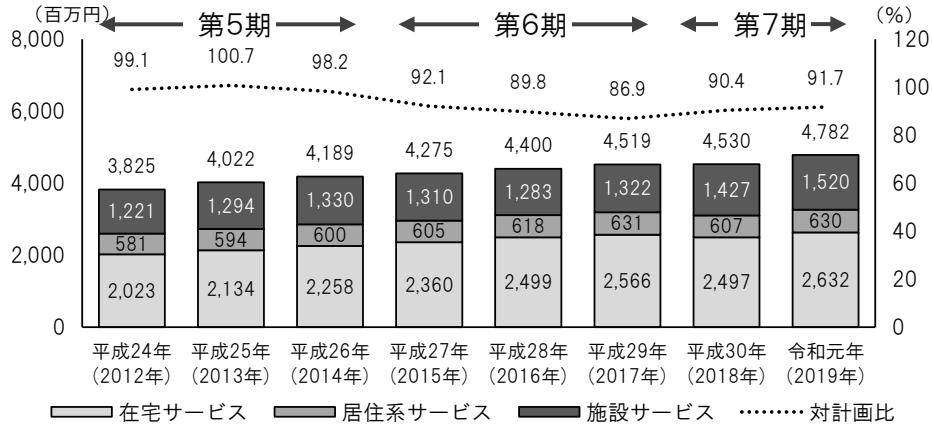
|                                     |     | 平成30年度<br>(2018年度) | 令和元年度<br>(2019年度) | 令和2年度<br>(2020年度) |
|-------------------------------------|-----|--------------------|-------------------|-------------------|
| 介護保険適正化ケアプランチェック事業での<br>チェック対象プラン件数 | 実績値 | 38件                | 40件               | 40件               |
|                                     | 計画値 | 40件                | 40件               | 40件               |
|                                     | 達成率 | 95.0%              | 100.0%            | 100.0%            |
| 自立応援会議検討プラン件数                       | 実績値 | 407件               | 360件              | 600件              |
|                                     | 計画値 | 600件               | 600件              | 600件              |
|                                     | 達成率 | 67.8%              | 60.0%             | 100.0%            |
| 介護給付費通知件数                           | 実績値 | 414件               | 401件              | 400件              |
|                                     | 計画値 | 380件               | 390件              | 400件              |
|                                     | 達成率 | 108.9%             | 102.8%            | 100.0%            |



## (2) 統計データによる現状分析

介護保険サービスの給付総額は増加傾向にあり、特に在宅サービスの給付額の増加が大きくなっています。一方で、介護保険サービスの給付総額を介護保険事業計画において定めた計画値と比較すると、第6期・第7期は計画値を1割程度下回る金額となっています。

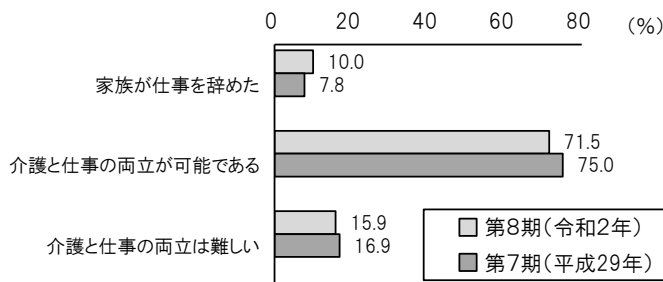
### ▼各種サービスの給付額及び給付総額の対計画比の推移



出典：地域包括ケア「見える化」システム

## (3) アンケート調査結果

### ▼介護離職の状況・介護と仕事の両立意向 (在宅介護実態調査)



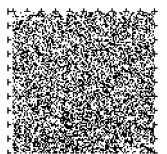
介護離職の状況を第7期調査結果と比較すると、介護を理由として家族が仕事を辞めたと回答した人の割合は、第8期調査の方が若干高くなっています。また、介護と仕事の両立意向については、『両立が可能である』と回答した人の割合が第7期調査結果と比べて若干低くなっています。

## (4) 総括

本市の介護保険サービスの給付総額は増加傾向にありますが、介護保険事業計画において設定した計画値を下回る状況が続いています。内訳としては在宅サービスの給付額が最も高くなっていますが、近年は施設サービス給付額の増加が顕著になっています。今後も介護費用の増大が見込まれる中、**介護保険制度を適正に運営し、制度の持続可能性を高めていく**必要があります。

本市ではほぼ計画値通りのケアプランチェックを実施してきました。また、自立応援会議は計画期間中に1回あたりの対象者件数を少なくし、対象者要件を見直すことで、検討プランの実績件数は計画値を下回りましたが、1件あたりの検討及び助言内容を充実させることができました。今後も、サービス利用者の介護予防・重度化防止を推進していくため、**明確なテーマ設定による効果的なケアプランチェックを実施するとともに、自立応援会議等の場を活用し、ケアマネジャーに対する多職種による効率的な助言提供の実施を図る**必要があります。

また、介護離職ゼロに向けた取り組みとして関連制度の周知を進めてきましたが、アンケート調査では、家族介護による離職や今後の介護と就労の両立意向に大きな変化がなかったことから、第7期計画に基づいた取り組みは大きな効果を挙げられなかったという事ができます。本市は大阪府下でも比較的家族同居世帯の多いまちであるため、**より多くの人が情報を入手できる方策について検討しつつ周知を進めるとともに、介護負担軽減のためのサービス利用を促進**していく必要があります。



## テーマ6 福祉・介護サービス基盤の充実

### (1) これまでの取り組み

高齢者が心身の状況に応じて、自分の望む場所で自分らしく暮らすことができるよう、介護保険サービスの提供体制の強化や介護予防・福祉サービスなどの充実を図るとともに、利用者や事業者への制度周知の取り組みを進めてきました。

#### 《主な取り組みと成果》

- 第7期より開始されている介護予防・日常生活支援総合事業については、研修の実施やマニュアルの作成などによりスムーズに移行することができました。訪問型サービス、通所型サービスともに計画値を上回る利用状況となっています。また、総合事業の「生活援助型訪問サービス」従事者の養成を目的とした取り組みを推進してきました。
- 元気アップメイトの養成講座を継続して開催し、養成終了後、元気アップメイトを地域の介護予防拠点に派遣することで、住民主体の介護予防活動の活性化に資することができました。
- 総合相談支援業務において、高齢者の相談を総合的に受け止め、適切なサービスや関係機関、制度につなぎ、継続的な支援を実施したほか、関係機関や専門職との協力体制を構築することができました。
- 認知症総合支援事業として認知症地域支援推進員を設置し、研修会等の啓発活動や若年性認知症支援に取り組んだほか、地域で暮らす認知症の方やその家族を見守る「認知症サポーター」の養成講座も継続して開催してきました。

#### 《設定指標の達成状況》

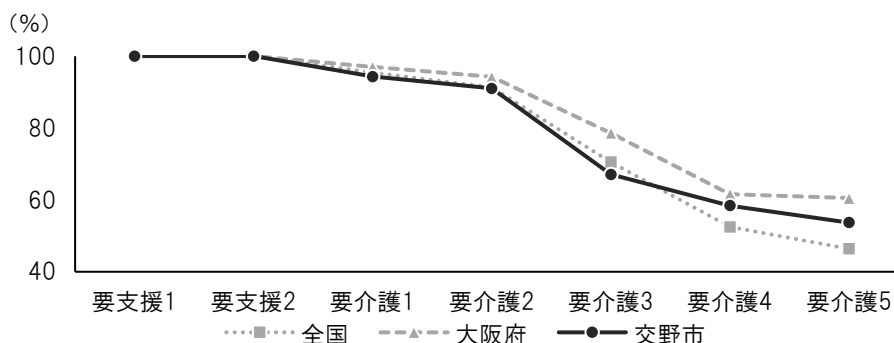
(令和2年度は見込値)

|                  |     | 平成30年度<br>(2018年度) | 令和元年度<br>(2019年度) | 令和2年度<br>(2020年度) |
|------------------|-----|--------------------|-------------------|-------------------|
| 生活援助員の養成累計人数     | 実績値 | 75人                | 106人              | 160人              |
|                  | 計画値 | 100人               | 130人              | 160人              |
|                  | 達成率 | 75.0%              | 81.5%             | 100.0%            |
| 元気アップメイト派遣回数     | 実績値 | 824回               | 1,062回            | 1,584回            |
|                  | 計画値 | 1,440回             | 1,520回            | 1,584回            |
|                  | 達成率 | 57.2%              | 69.9%             | 100.0%            |
| 元気アップ体操クラブ延べ参加者数 | 実績値 | 4,062人             | 3,563人            | 5,120人            |
|                  | 計画値 | 4,096人             | 4,608人            | 5,120人            |
|                  | 達成率 | 99.2%              | 77.3%             | 100.0%            |

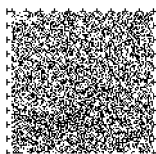
### (2) 統計データによる現状分析

在宅・居住系サービス利用者の割合を要介護度別で見ると、本市の場合は要介護2から3においてサービス利用割合が国及び大阪府より若干低くなっています。このことから、国や大阪府と比較して早い段階で施設への入所を検討している方が多いことが予想されます。

#### ▼在宅・居住系サービス利用者割合 (令和2年(2020年))

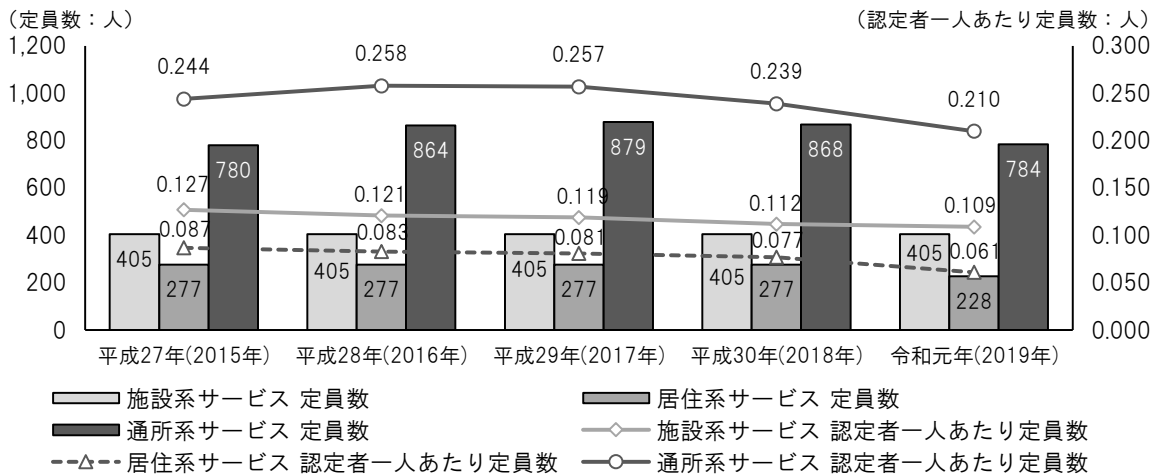


出典：地域包括ケア「見える化」システム



交野市内にあるサービス事業所の定員数をみると、居住系サービス、通所系サービスの定員数が減少傾向にあります。認定者数の増加に伴って認定者一人あたり定員数も減少傾向で推移しているため、限られた受け皿の中で、サービスを利用したくても利用できない方が増加することが今後懸念されます。

▼各種サービスの定員数・認定者一人あたり定員数の推移



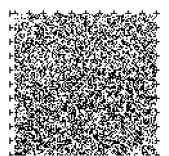
出典：地域包括ケア「見える化」システム

※「認定者一人あたり定員数」は、各サービスの定員数を要支援・要介護認定者数で除した値

(3) 総括

交野市内における各種介護サービスの定員数をみると、近年は特に通所系サービスの定員数縮小が進行していることがうかがえます。今後も要介護認定者が増加し、サービスに対するニーズが継続的に上昇していく中、住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、**サービスの必要量を見極めながら整備を進めていく**ことが求められます。

また、サービスを安定して提供するためには、介護に携わる人材を確保していくことも重要です。次期計画策定の指針として、中高年齢者や介護未経験者も視野に入れた、多様な人材の確保と育成、介護ロボットやICTを活用することによる離職防止や生産性向上、外国人材の受け入れ環境整備などが示されていることから、本市においても、地域活動や総合事業を通じた住民主体の福祉活動を活かしつつ、介護人材の確保を進め、**フォーマル・インフォーマル両面からのサービス提供体制を維持・充実させていく**ことが重要となっています。



# 第3章 計画の基本的な考え方

## 1 本計画の基本理念

### (1) 市全体の考え方（第4次交野市総合計画みんなの“かたの”基本構想）

「第4次交野市総合計画みんなの“かたの”基本構想」は、“かたの”の基本的なものさしとなる【基本理念、行動方針】、ありたい姿や向かう方向を示す【基本方向、みんなの“かたの”の夢】、具体的な計画へと導く【“かたの”のしくみ】から構成されています。この基本構想を受けて、行政を構成する組織ごとに施策や事務事業を計画して役割を果たすこととなっています。この基本構想の期間は平成23年度（2011年度）から令和4年度（2022年度）の12年間です。

この基本構想の基本理念として、市民憲章としての「和」（自然と、文化と、人と）の精神のもとに、【あじわい・なりわい・にぎわい“みん活”でわいわいわいと“かたのサイズ”なまち暮らし】と定められています。

### (2) 本計画の基本理念

#### 基本理念

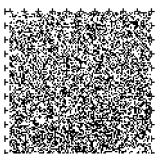
高齢者一人ひとりが、自らの意思に基づき、  
安心して住み慣れた地域で、  
いきいき・健やかに過ごせるまち

高齢化の進行や世帯構造の変容、経済情勢や就労環境の変化、価値観の多様化やライフスタイルの変化など、社会が変化し続ける中、多様化・複雑化する福祉課題に対応するための新たな枠組みとして、「地域共生社会」の実現が求められています。特に、あらゆる相談を総合的に受け止め、対応できる支援体制の構築や、本人の状況に応じた社会参加支援、住民主体の地域づくりにつなげるための支援の実施等が今後重要となります。

本市においては、住み慣れた地域において、地域の多様な人々が多様なかたちで協力し、支え合う社会を目指すことが重要と考え、今後の市の高齢者施策のあり方として、第7期より引き続き「高齢者一人ひとりが、自らの意思に基づき、安心して住み慣れた地域で、いきいき・健やかに過ごせるまち」を本計画の基本理念として掲げます。

この理念の実現を目指し、健康で活躍できる高齢者には、より一層健康づくりや介護予防に関心を持っていただき、積極的な社会参加や地域づくりへ参画して健やかに過ごしていただけるよう、また、支援を必要とする高齢者やその家族には必要な支援が行き届き、いきいきと暮らすことができるよう、高齢者施策のさらなる充実強化を図っていく必要があります。

そして、以上の高齢者施策のあり方に関する基本理念に基づき、本計画の基本目標を定めます。



## 2 本計画の基本目標

基本理念の実現に向けて、以下の5つの基本目標を定めます。

### ● 基本目標1 共生社会を実現するための地域包括ケアシステムの強化 ●

「高齢者が住み慣れた地域で暮らす」という理念の実現のため、総合的な相談支援体制のさらなる強化や地域包括ケア会議等の開催による地域の実情把握や課題解決など、地域包括支援センターを中心としたケアシステムの強化を図ります。また、医療・保健・福祉分野の連携による在宅介護の推進や、共生の理念に立った、地域主体での支え合いや分野を超えた連携・協働の体制の充実を進めていきます。

### ● 基本目標2 共生と予防による認知症対策の推進 ●

認知症の人やその家族の意見も踏まえ、「共生」と「予防」を両輪とし、普及啓発・本人発信支援、予防、医療・ケア・介護サービス・介護者への支援、認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援等に関する施策を推進します。

### ● 基本目標3 最期まで自分らしく暮らすための支援の充実 ●

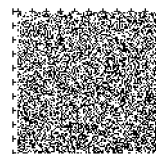
できる限り在宅で自立した日常生活を継続することができるよう支援するという介護保険制度の基本理念も踏まえ、地域支援事業等を効果的に実施することにより、高齢者の状態に応じた介護予防・健康づくりを推進します。また、高齢者をはじめ、意欲のある人が社会で活躍できるよう、多様な就労・社会参加ができる環境整備とともに、高齢者の権利を守る取り組みの推進にも注力していきます。

### ● 基本目標4 地域で安心して暮らすためのサポート体制の強化 ●

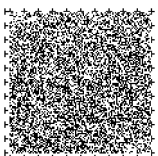
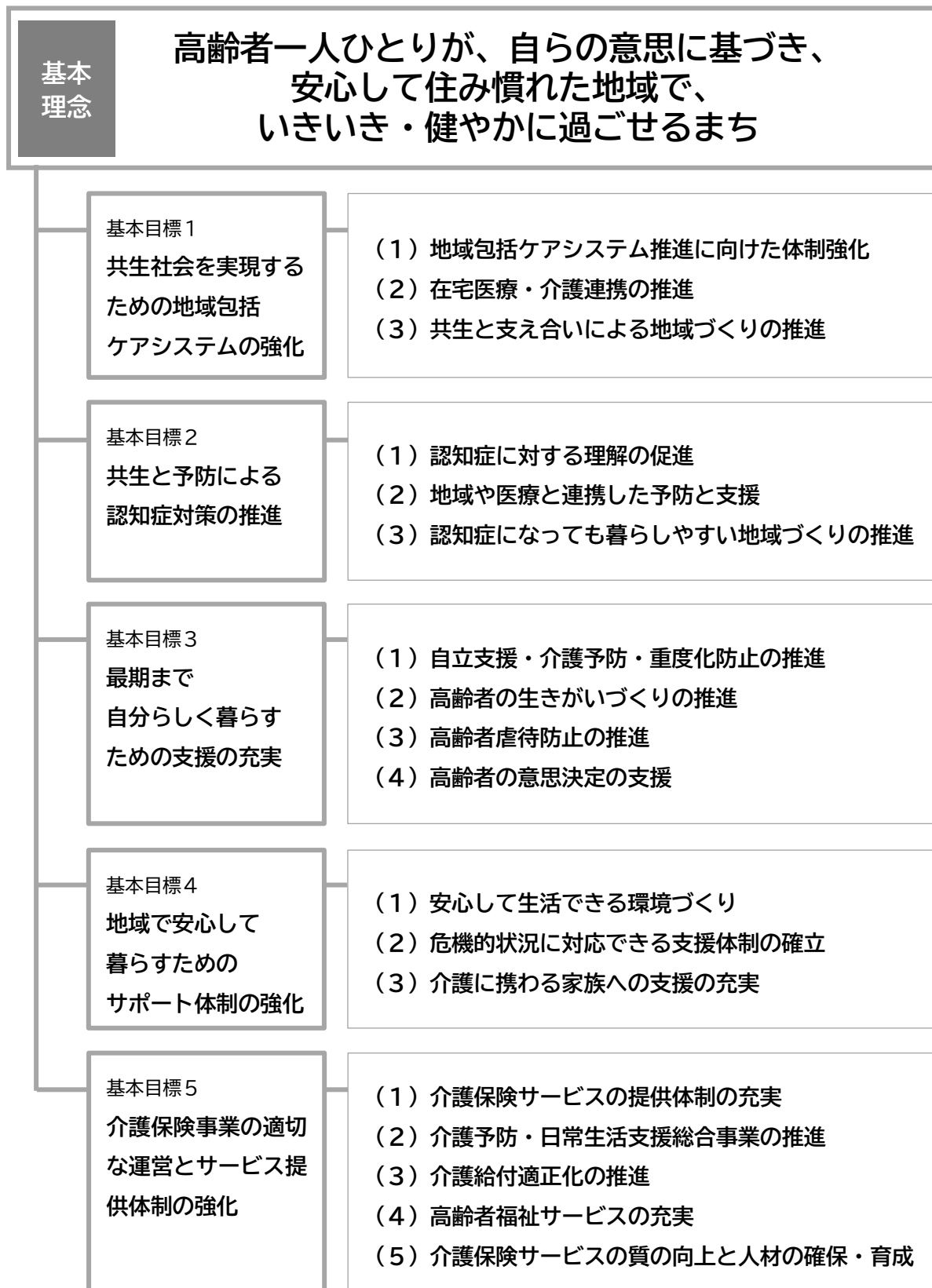
高齢者にとっても住みやすい生活環境を提供するため、居住の場の確保をはじめ、バリアフリーの考え方に基づいた住環境の整備を進めていきます。さらに、近年の災害の発生状況や新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、地域や事業所等の関係機関に対する防災や感染症対策についての周知・啓発、研修・訓練の実施や、物資の備蓄・調達・輸送体制の整備等にも取り組みます。

### ● 基本目標5 介護保険事業の適切な運営とサービス提供体制の強化 ●

利用者のニーズに対応できるよう、適切なサービス提供体制を整えるとともに、安心して良質なサービスを利用できるよう、利用者の立場に立った相談・苦情対応やサービス提供事業者の情報公開などの体制を充実します。また、給付適正化の取り組みを通じた介護保険事業の適正な運営に加え、介護人材の養成・確保をはじめとした各種取り組みを通じて介護サービスの質の向上を図り、利用者が安心してサービスを選択し、円滑に利用できる環境づくりを進めます。



### 3 施策体系





# 第4章 具体的施策の展開

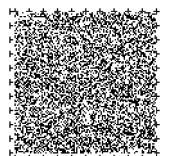
## 1

### 基本目標 1

### 共生社会を実現するための地域包括ケアシステムの強化

#### 《基本目標の背景と方向性》

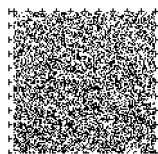
- 前回計画である第7期計画策定時には、「地域包括ケアシステムの深化・推進」というテーマのもと、自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取り組みの推進、医療と介護の連携の推進に向けた取り組み等を進めることが求められていました。第8期計画においては、これまでの取り組みを継承しつつ、令和7年（2025年）・令和22年（2040年）を見据えた、中長期的なサービス基盤・人的基盤の整備をはじめ、複数分野が横断的に対応しつつ、総合的な相談対応から社会参加まで伴走的に支援できる、地域共生の理念に立った支援体制の整備などを進めていくことが求められています。
- 地域包括ケアシステムを深化・推進するため、地域包括支援センターを中心として、高齢者の介護予防事業、介護保険の要支援者に対する介護予防ケアマネジメント、高齢者の保健福祉に関する総合相談、介護支援専門員（ケアマネジャー）に対する支援・指導等を引き続き実施します。また、地域包括ケア会議を通じた地域の実情把握や対応策の検討、地域や関係機関との連携強化、職員のスキルアップに取り組めます。
- 地域包括支援センター及び在宅医療連携拠点機能の中心的役割を果たす市医師会等との連携を密にし、退院調整、日常の療養支援、急変時の受け入れ先の調整、看取り等について、医療と介護の連携の仕組みを構築することを重点課題として取り組んでいきます。また、多職種連携委員会を開催するなど、医師会、歯科医師会、薬剤師会、事業所等と連携して顔の見える関係づくりやネットワークの構築を図るとともに、在宅ケアの推進や連携強化に努めます。さらに、市民フォーラムなどによる地域住民への在宅医療・介護連携の推進啓発を図ります。加えて、人生の最終段階における医療やケアのあり方を自分事として考え、最期まで目的をもって過ごすことができるよう、ACP（アドバンス・ケア・プランニング）に関する取り組みも進めていきます。
- 近年福祉分野においてうたわれている「地域共生社会」とは、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指すものです。住民の主体的な支え合いを育み、「他人事」を含め「我が事」ととらえる地域づくり、公的支援における「縦割り」を「丸ごと」へと転換するための分野をまたがる総合的サービス提供の支援などによる地域共生社会の推進を図ります。



## (1) 地域包括ケアシステム推進に向けた体制強化

### 《主な取り組み》

|   | 項目                              | 内容   |
|---|---------------------------------|--|
| ① | 地域の関係機関・団体との連携推進                | <ul style="list-style-type: none"> <li>○民生委員・児童委員やボランティアなどの地域で福祉活動を行っている団体等に対して、「出前講座」などによる高齢者保健福祉に関する情報提供や相談支援を行います。</li> <li>○意見交換や情報提供に加え、困難事例に対する支援の検討や研修等の場として、「介護支援専門員連絡会」や「主任介護支援専門員連絡部会」を定期的に開催します。</li> <li>○総合事業の円滑な実施と関係機関・団体同士の連携強化を図るため、事業所連絡会等を活用し、情報の提供や情報交換に努めます。</li> </ul> |
| ② | 総合相談支援事業、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業の強化 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○地域包括支援センターに地域担当者を配置して高齢者の相談を総合的に受け止めるワンストップサービスの拠点として、「総合相談支援事業」の機能充実を図ります。</li> <li>○地域における包括的・継続的なケアを実現するために、医療機関を含めた関係機関との連携体制の構築や介護支援専門員と関係機関や地域の社会資源との連携支援に取り組みます。</li> <li>○「地域包括ケア会議」を開催し、関係者間のネットワーク構築とその活用を図ります。</li> </ul>                 |
| ③ | 地域包括支援センターの職員の質の向上              | <ul style="list-style-type: none"> <li>○地域包括支援センター職員の研修への参加促進等を通じて、保健師または経験のある看護師・社会福祉士・主任介護支援専門員等の専門職のスキルアップを図ります。</li> </ul>   |
| ④ | 医療関係者をはじめとした多職種連携推進             | <ul style="list-style-type: none"> <li>○地域包括支援センターの「総合相談窓口」での医療・介護関係機関からの相談対応や、「地域包括ケア会議」及び「多職種連携委員会」における情報共有等を通じて、医療・保健・福祉のネットワークの強化に取り組みます。</li> </ul>   |
| ⑤ | 地域包括支援センターの普及・啓発                | <ul style="list-style-type: none"> <li>○地域包括支援センターが市民にとって身近な相談窓口となるよう、広報やチラシ、市ホームページなどの様々な情報媒体を活用し、地域包括支援センターの認知度の向上を図ります。</li> </ul>  |
| ⑥ | 地域包括支援センター運営審議会の開催              | <ul style="list-style-type: none"> <li>○地域包括支援センターが質の高い業務を行うため、定期的に交野市地域包括支援センター運営審議会を開催し、事業方針検討や、事業実績及び運営状況に関する評価を含めた審議を実施します。</li> </ul>   |



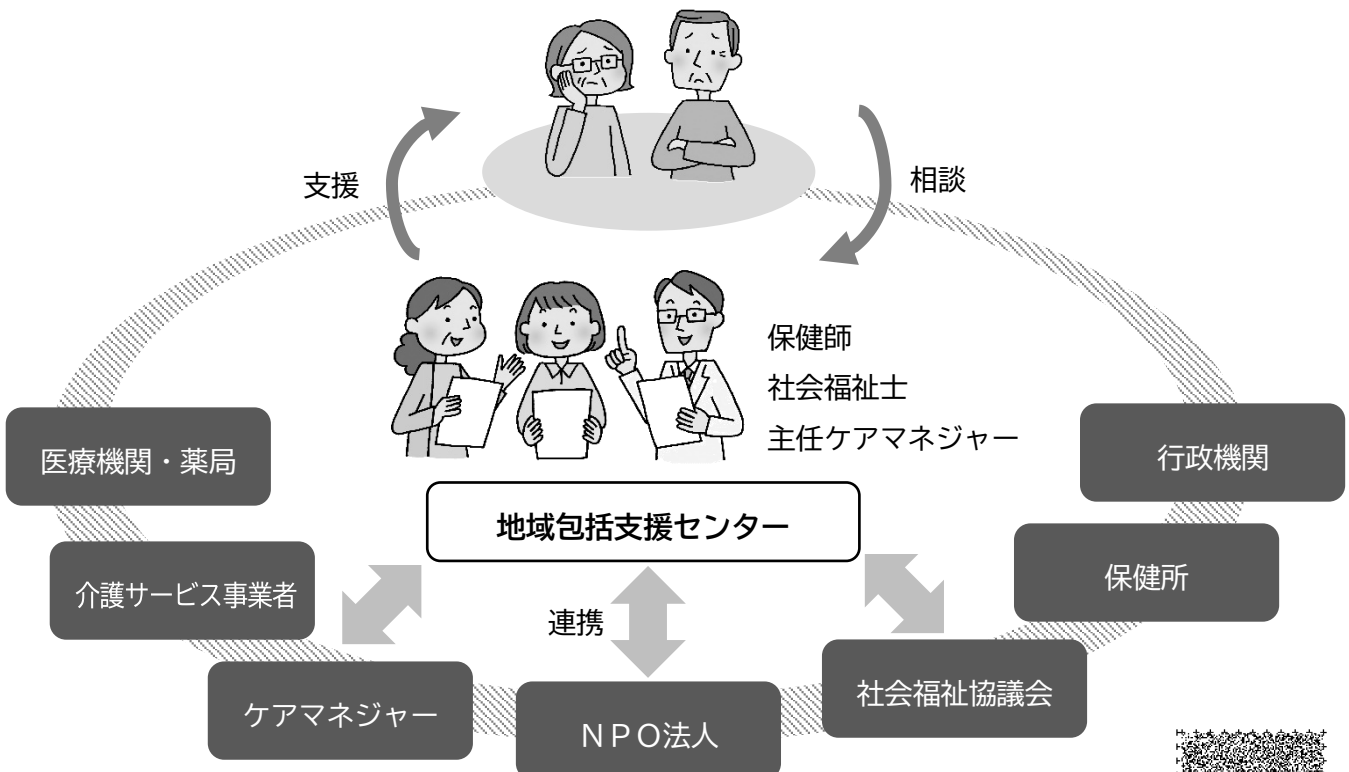
|   | 項目               | 内容  |
|---|------------------|---|
| ⑦ | 生活支援コーディネーター設置事業 | <p>○生活支援コーディネーターを配置し、多様な主体による生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に引き続き取り組みます。</p> <p>○住民互助の活動体の立ち上げや、閉じこもり予防や生きがいづくり等を目的とした拠点づくりを支援するために、各小学校区圏域を拠点とした「地域ケース会議」の立ち上げ支援を行います。</p> <p>○生活支援・介護予防サービスの体制整備に向けて、「地域包括ケア会議」を第1層協議体に位置付け、業務で得られた地域の情報を発信し、事例等を通じて得られた地域課題等と結びつけることで、地域に必要なサービスの創出に向けた意見集約を行い、社会資源の開発、施策の提言に取り組みます。</p> |

### 《関連する指標一覧》

| 指標名            | 現状値               | 目標値               |                   |                   |
|----------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
|                | 令和元年度<br>(2019年度) | 令和3年度<br>(2021年度) | 令和4年度<br>(2022年度) | 令和5年度<br>(2023年度) |
| 多職種連携委員会の開催回数  | 4回                | 4回                | 4回                | 4回                |
| 総合相談における延べ相談件数 | 5,935件            | 5,950件            | 5,975件            | 6,000件            |

### ■地域包括支援センターについて

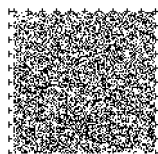
地域包括支援センターは、高齢者がいつまでも住み慣れた地域で生活することができるよう、地域にある様々な資源(保健・医療・福祉など)を活用し、多面的な支援を行うことを目的としています。



## (2) 在宅医療・介護連携の推進

### 《主な取り組み》

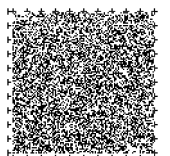
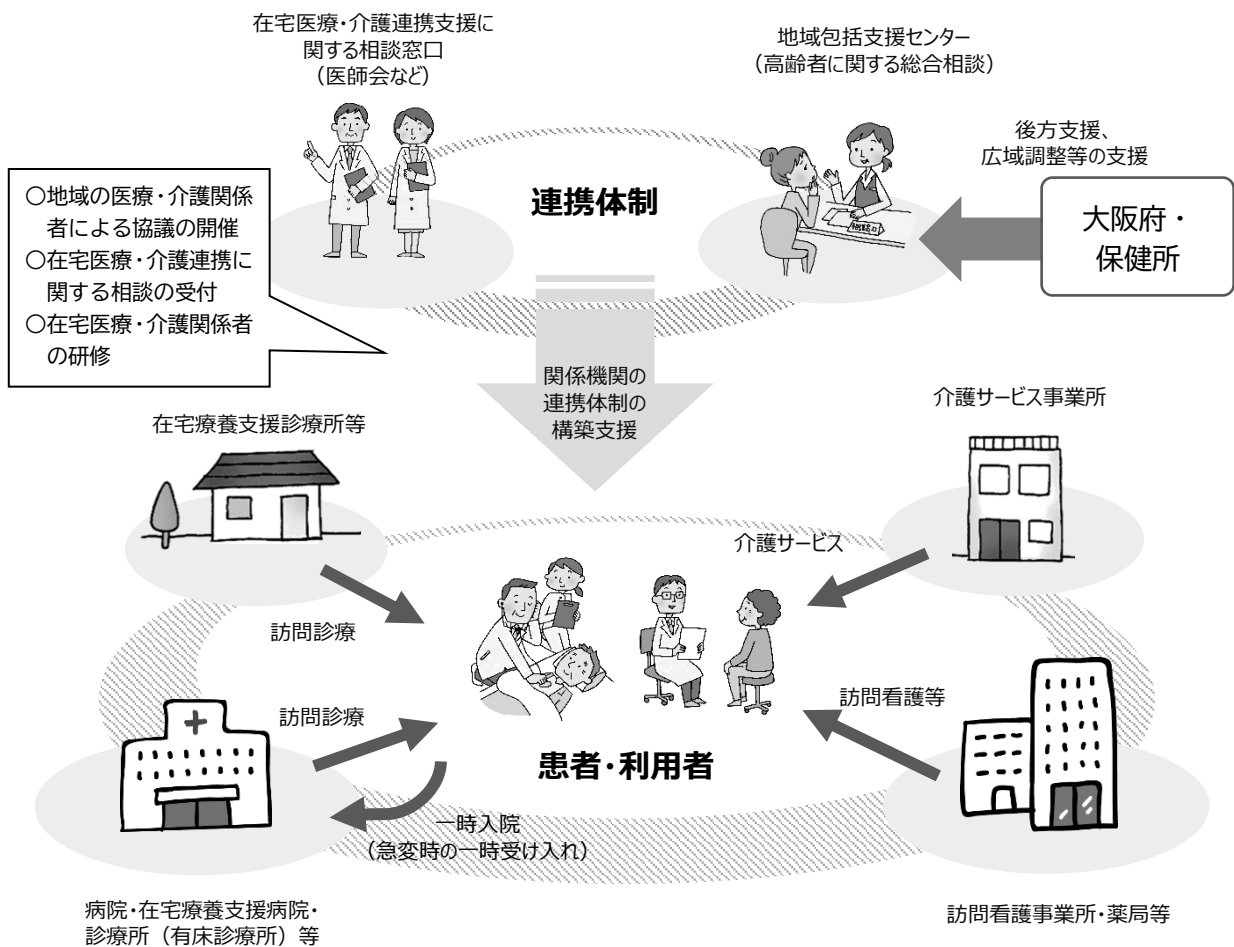
|   | 項目                             | 内容   |
|---|--------------------------------|--|
| ① | かかりつけ医の確保の推進                   | ○かかりつけ医等との連携を強化し、必要な介護サービス事業所等の情報提供を行い、有効なサービスの確保を行えるように推進します。   |
| ② | 地域住民への普及啓発                     | ○在宅医療・介護連携に関する地域住民の理解を深めるための普及啓発を目的として、「市民フォーラム」を定期的で開催し、在宅医療・介護サービスに関する情報提供を行います。   |
| ③ | 地域における在宅医療及び介護に関する情報の収集、整理及び活用 | ○市内の相談窓口や医療機関の利用促進等を目的として、交野市社会資源マップ「医療と介護の相談窓口」の更新作成及び市民や関係機関による活用を推進します。   |
| ④ | 医療・介護の連携の推進、情報の共有              | ○医療・介護の関係機関や団体との情報共有、地域課題の検討や対応策の立案、機関・団体同士の連携促進のためのネットワーク構築等を目的として、「多職種連携委員会」及び「交野市医療介護連携会」を開催します。  |
| ⑤ | 在宅医療・介護連携に関する相談支援              | ○地域の在宅医療・介護連携を支援する相談窓口を設置し、医療・介護関係者からの在宅医療・介護連携に関する相談への対応に取り組みます。  |
| ⑥ | 他の市町村との広域的な連携に資する事業            | ○大阪府及び近隣市と協議の場を活用して連携を行うとともに、医療介護連携に係る会議の場を通じて、他の市町村との広域的な連携を図ります。   |
| ⑦ | 看取り・ターミナル機能の強化                 | ○今後のさらなる高齢化を見据え、医師会等との連携のもとで、看取り等に関する取り組みについて検討を進めます。  |
| ⑧ | A C P（アドバンス・ケア・プランニング）の普及      | ○高齢者の集いの場や高齢者の総合相談窓口である地域包括支援センター等において、高齢者とその家族をはじめとする住民に対し、ACP の理念や有用性について普及啓発を図ります。<br>○地域包括支援センターや各医療機関等において、介護や医療の専門家として ACP の相談に応じるとともに、一人の高齢者のケアに係わるすべての関係者が本人の意思を尊重し、高齢者が安心した終末期を迎えられるよう、情報の共有や話し合いの場を持つネットワーク化を進めます。 |



《関連する指標一覧》

| 指標名                 | 現状値               | 目標値               |                   |                   |
|---------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
|                     | 令和元年度<br>(2019年度) | 令和3年度<br>(2021年度) | 令和4年度<br>(2022年度) | 令和5年度<br>(2023年度) |
| 市民フォーラムの参加者数        | 387人              | 400人              | 400人              | 400人              |
| 自宅での死亡者数割合          | 14.2%             | 14.6%             | 14.8%             | 15.0%             |
| 「マイエンディングノート」延べ配付人数 | 1,000人            | 3,000人            | 4,000人            | 5,000人            |
| 医療介護連携会議開催回数        | 1回                | 2回                | 2回                | 2回                |
| 在宅医療・介護連携支援センター相談件数 | 64件               | 70件               | 75件               | 80件               |

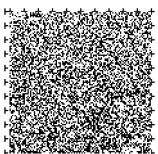
■在宅医療・介護連携の推進イメージ



### (3) 共生と支え合いによる地域づくりの推進

#### 《主な取り組み》

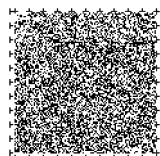
|   | 項目                       | 内容   |
|---|--------------------------|--|
| ① | 包括的な相談支援体制の強化            | ○要介護者等や世帯が抱える課題は複雑化・複合化していることから、生活全般の課題を解決するために、障がい者や児童等の福祉に関する施策との有機的な連携を図り、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する重層的な支援体制の整備に取り組みます。   |
| ② | 地域課題の解決力強化のための連携推進       | ○多職種が連携した「地域包括ケア会議」を定期的開催することにより、地域課題の発見を行います。その抽出された地域課題を市が受け取り、地域課題の解決力の強化につなげていくために審議会などを活用する体制の整備や、医療・介護関係者の連携を推進していきます。   |
| ③ | 見守り体制（見守りネットワーク）の整備      | ○地域住民や老人クラブ、民生委員・児童委員、校区福祉委員、自治会などの地域の様々な主体や、「交野市高齢者にやさしい地域づくり協定」締結事業者等と協働し、一人暮らし高齢者などに対する地域活動への参加促進、社会参加の場の提供、近隣住民による助け合いの促進など日常的な見守り・声かけ活動を促進します。  |
| ④ | 生活課題を抱える高齢者世帯への各種支援体制の構築 | ○生活課題を抱える高齢者世帯への支援の充実に向け、「生活困窮者自立相談支援事業」「就労準備支援事業」「一時生活支援事業」「住居確保給付金事業」を実施します。<br>○生活課題の早期発見・早期解決に向け、地域住民と専門職の協働によるアウトリーチ等を通じたニーズ把握や、適切な相談機関へつなぐ体制づくりに努めます。<br>○生活課題を抱える高齢者が経済的に自立できるよう、就労支援相談員による助言や相談を実施します。また、高齢者向け住宅に関する情報提供を通じて、住まいの提供を支援します。 |
| ⑤ | 独居、夫婦のみ世帯への見守り体制の拡充      | ○高齢者の交流を中心とした「いきいきふれあいサロン」や「喫茶サロン」等の活動や、体操等の介護予防活動、一人暮らしの方や引きこもりがちな方の自宅訪問を実施し、サロンへのお誘いや相談を行う「個別援助活動」等、校区福祉委員会が実施する地域での支え合い活動と連携し情報共有を行うとともに、地域の特性に合わせた見守り体制の拡充に取り組みます。   |



|   | 項目         | 内容  |
|---|------------|---|
| ⑥ | 共生型サービスの検討 | ○障がい福祉部門と連携を図り、利用者のニーズに適切に対応することで、地域共生社会の実現に向けた取り組みを推進していきます。 |

### 《関連する指標一覧》

| 指標名                              | 現状値               | 目標値               |                   |                   |
|----------------------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
|                                  | 令和元年度<br>(2019年度) | 令和3年度<br>(2021年度) | 令和4年度<br>(2022年度) | 令和5年度<br>(2023年度) |
| 「交野市高齢者にやさしい地域づくり推進協定」締結事業所数（累計） | 10 事業所            | 12 事業所            | 13 事業所            | 14 事業所            |
| 地域包括ケア会議開催回数                     | 12 回              | 12 回              | 12 回              | 12 回              |



## 基本目標 2 共生と予防による認知症対策の推進

### 《基本目標の背景と方向性》

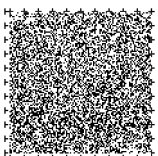
- これまでの認知症対策については、平成 24 年（2012 年）に策定された「認知症施策推進 5 か年計画（オレンジプラン）」、平成 27 年（2015 年）に策定された「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）」に基づき、医療・介護連携による早期発見と早期対応の体制整備が進められてきました。
- 令和元年（2019 年）に新たに発表された「認知症施策推進大綱」では、上記のプランの取り組みを継承しつつ、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進していくことを基本的な考え方としています。また、具体的な施策は、「普及啓発・本人発信支援」、「予防」、「医療・ケア・介護サービス・介護者への支援」、「認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援」、「研究開発・産業促進・国際展開」の 5 つの柱に沿って推進することとされています。
- 「認知症は誰もがなりうるものであり、多くの人にとって身近なものである」ことを市民が正しく理解することにより、日常生活での手助けや見守りへの協力、近所や地域での助け合い、予防活動への自発的な参加など、認知症対策の基本となる様々な取り組みをより円滑に進めることができるよう、情報提供や理解促進、認知症サポーターの養成などに取り組みます。
- 認知症になることを少しでも遅らせ、また、認知症になっても迅速に対応できる体制を構築することを目的に、医師会をはじめとした関係機関とのさらなる連携強化に取り組みます。また、認知症地域支援推進員による関係機関同士の連携強化や地域活動の活性化にも取り組みます。
- 認知症になっても住み慣れた場所で最期まで暮らすことができるよう、地域全体でのサポート体制の構築など「認知症バリアフリー」の推進に取り組むとともに、若年性認知症の人への支援を推進します。また、本人だけでなく、介護する家族も支えるために、悩みを共有できる場の提供や支援のための情報提供にも取り組みます。

#### ■本市における認知症患者数の将来推計

|                          | 令和 3 年度<br>(2021 年) | 令和 4 年度<br>(2022 年) | 令和 5 年度<br>(2023 年) | 令和 7 年度<br>(2025 年) |
|--------------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|
| 65 歳以上人口                 | 21,896              | 21,917              | 21,941              | 22,013              |
| 認知症患者数 <sup>※1</sup>     | 3,460               | 3,656               | 3,818               | 4,083               |
| 要支援・要介護認定者数              | 4,175               | 4,408               | 4,592               | 4,922               |
| 自立度Ⅱ以上認定者数 <sup>※2</sup> | 1,515               | 1,558               | 1,602               | 1,697               |

※1 厚生労働科学特別研究事業「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」に基づき、中位推計結果を算出

※2 厚生労働省「介護保険総合データベース」に基づき、各年度 10 月末時点の認知症自立度Ⅱa 以上認定者数の実績より算出

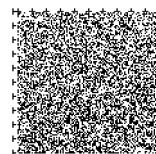




## (1) 認知症に対する理解の促進

### 《主な取り組み》

|   | 項目                | 内容  |
|---|-------------------|---|
| ① | 認知症に関する情報の発信と理解促進 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○認知症に関する相談窓口等を周知するためのポスターを作成し、地域の店舗等への掲示依頼を通して、認知症理解を促進します。</li> <li>○認知症予防に関する啓発チラシを作成し配布することで、幅広い年代の市民が認知症に関する正しい知識と理解を持つことを促進します。</li> <li>○認知症予防の観点から、認知機能低下の早期発見、早期支援につなぐことができる取り組みを推進します。</li> </ul>   |
| ② | 認知症ケアパスの活用        | <ul style="list-style-type: none"> <li>○「認知症ケアパス」の活用と普及を行い、認知症に関する基礎的な情報とともに、具体的な相談先や受診先の利用方法を市民に幅広く周知します。</li> </ul>   |
| ③ | 認知症サポーター等養成事業     | <ul style="list-style-type: none"> <li>○認知症について正しく理解をして、地域で暮らす認知症の人やその家族をあたたく見守る「認知症サポーター」を養成するための「認知症サポーター養成講座」を開催します。</li> <li>○認知症サポーター養成講座の講師役である「キャラバン・メイト」のスキルアップのための研修会や交流会を開催します。</li> <li>○児童・生徒の認知症に関する理解促進のために、児童・生徒向けの認知症サポーター養成講座の実施や、認知症の人などを含む高齢者に対する理解を深めるための教育や、高齢者との交流活動等を推進します。</li> </ul> |
| ④ | 認知症に関する講座の開催      | <ul style="list-style-type: none"> <li>○地域の住民を対象として認知症をテーマとした、市職員及び地域包括支援センター職員による「出前講座」を実施することを通じて、老人クラブや自治会などの地域団体において、認知症についての正しい知識を共有することができるように啓発活動を推進します。</li> </ul>  |
| ⑤ | 認知症の人からの本人発信支援    | <ul style="list-style-type: none"> <li>○認知症の人の意見の把握や、それらを踏まえた施策立案について検討を進め、当事者視点での取り組みを推進します。</li> </ul>  |



## 《関連する指標一覧》

| 指標名                        | 現状値               | 目標値               |                   |                   |
|----------------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
|                            | 令和元年度<br>(2019年度) | 令和3年度<br>(2021年度) | 令和4年度<br>(2022年度) | 令和5年度<br>(2023年度) |
| 地域包括支援センターへの認知症についての相談延べ件数 | 305件              | 330件              | 340件              | 350件              |
| 認知症サポーター講座養成人数             | 346人              | 350人              | 350人              | 350人              |
| 認知症地域支援推進員による出前講座開催回数      | 11回               | 15回               | 15回               | 15回               |
| キャラバン・メイト研修会・交流会開催回数       | 6回                | 6回                | 6回                | 6回                |

### 認知症に関する用語の解説

#### ◆認知症カフェ

認知症の人やその家族が、地域の人や専門家と相互に情報を共有し、お互いを理解し合う場のこと。交野市内では介護サービス施設・事業者や校区福祉委員会によって3か所で実施されている。

#### ◆認知症ケアパス

認知症の人の状態に応じた適切なサービス提供の流れを標準的に示したもの。

#### ◆認知症サポーター

認知症について正しい知識を持ち、認知症の人や家族に対し、見守り、声かけ、手助けをするなど、温かく見守る応援者のこと。

#### ◆キャラバン・メイト

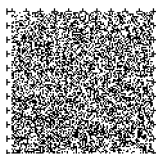
「認知症サポーター養成講座」を企画・開催し、講師を務める。講座開催をきっかけに、住民から相談を受けたり関係機関との連携を図ったりすることを通し、地域のリーダー役となる役割が期待されている。キャラバン・メイトになるには、自治体または企業・職域団体が実施するキャラバン・メイト養成研修を受講する必要がある。

#### ◆認知症サポート医

認知症患者の診察に習熟し、かかりつけ医への助言その他の支援を行い、専門医療機関や地域包括支援センター等との連携の推進役となる医師。

#### ◆認知症地域支援推進員

認知症の人に対し、状態に応じた適切なサービスが提供されるよう、地域包括支援センター、認知症疾患医療センター等の認知症専門医療機関、介護サービス従業者や認知症サポーターなど、地域において認知症の人を支援する関係者の連携を図るため配置される。



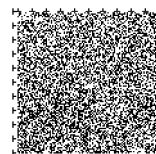
## (2) 地域や医療と連携した予防と支援

### 《主な取り組み》

|   | 項目              | 内容  |
|---|-----------------|---|
| ① | 認知症地域支援推進員の配置   | <ul style="list-style-type: none"> <li>○認知症地域支援推進員を配置し、地域における医療及び介護の連携強化、認知症の人及びその家族に対する支援体制の強化を図ります。</li> <li>○若年性認知症介護者意見交換会（はまゆりの会）を開催し、若年性認知症支援における課題の抽出及び社会資源の開発、若年性認知症の人と家族の居場所づくりを支援します。また、在宅で認知症の人を介護している方の現状及び課題、ニーズの把握を目的とした意見交換会を実施します。</li> <li>○地域住民に対して、認知症予防の取り組みや認知症への理解を深めるための出前講座を開催します。また、医療・介護従事者等の専門職を対象に、認知症への理解を深め、具体的な支援方法を学ぶことを目的とした研修を開催します。</li> <li>○認知症カフェを運営、または開催を検討している事業所等との意見交換会を開催し、情報交換や取り組みが円滑に実施されるように必要な助言や支援を行います。</li> </ul> |
| ② | 認知症初期集中支援チームの設置 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○「認知症初期集中支援チーム」を設置し、認知症の人やその家族に早期に関わり、早期診断、早期対応に向けた支援を継続します。</li> <li>○チーム員及び認知症サポート医及び看護師などの構成員からなる「認知症初期集中支援チーム員会議」を定期的で開催して支援方針の検討評価を行い、それに基づいて本人や家族への集中的な初期支援を実施します。</li> </ul>  |
| ③ | 多職種連携の強化        | <ul style="list-style-type: none"> <li>○協議の場の設置などを通じて関係機関や医師会等との連携体制を強化し、認知症になることを少しでも遅らせ、また認知症になっても早期発見、早期対応につなげることのできる支援体制を確立します。</li> </ul>  |

### 《関連する指標一覧》

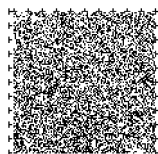
| 指標名                      | 現状値               | 目標値               |                   |                   |
|--------------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
|                          | 令和元年度<br>(2019年度) | 令和3年度<br>(2021年度) | 令和4年度<br>(2022年度) | 令和5年度<br>(2023年度) |
| 専門職向け認知症対応力向上<br>研修会開催回数 | 1回                | 1回                | 1回                | 1回                |
| 多職種連携委員会の開催回数            | 4回                | 4回                | 4回                | 4回                |



### (3) 認知症になっても暮らしやすい地域づくりの推進

#### 《主な取り組み》

|   | 項目                       | 内容  |
|---|--------------------------|---|
| ① | 見守り体制の充実                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○「交野市徘徊高齢者等 SOS ネットワーク事業」への登録推進により見守りネットワーク体制の構築を推進し、警察等関係機関との連携強化に努めます。</li> <li>○徘徊する可能性のある高齢者が外出して行方不明となった後に警察等の関係機関で保護された際に、早期の身元の判明に資することを目的として、引き続き見守りQRコードシールの交付の利用周知に取り組みます。</li> <li>○徘徊高齢者の事故等に係る経済的な不安を軽減し、安心して生活できる体制整備に努めます。</li> </ul> |
| ② | 認知症カフェの開催支援              | <ul style="list-style-type: none"> <li>○認知症の人を介護している人が、情報交換や相談、交流ができる場として、認知症カフェの開催場所の充実を図ります。</li> </ul>   |
| ③ | 家族支援の充実                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○認知症の人を介護する家族等が互いに悩みを相談し、情報交換することで介護負担を軽減できるよう交流会を開催します。</li> </ul>  |
| ④ | 市内事業所との連携強化              | <ul style="list-style-type: none"> <li>○地域で認知症高齢者とその家族を支えるため、「交野市高齢者にやさしい地域づくり推進協定」の締結事業者の拡大に取り組みます。</li> </ul>   |
| ⑤ | 若年性認知症に対応できる体制の強化        | <ul style="list-style-type: none"> <li>○若年性認知症の方を抱える家族同士が交流できる機会の提供に取り組みます。また、認知症疾患医療センターなど専門医療機関、大阪府若年性認知症支援コーディネーターについて情報提供を行います。</li> </ul>  |
| ⑥ | 認知症高齢者が地域で安心して暮らせる住まいの確保 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○認知症高齢者が安心して住み慣れた地域で生活できるよう、「認知症対応型共同生活介護事業所」等の介護・施設サービスの制度周知及び、「地域密着型介護老人福祉施設」の基盤整備にあたっての個室・ユニットケアの普及による居住環境の質の向上を図ります。</li> </ul>  |
| ⑦ | チームオレンジの設置               | <ul style="list-style-type: none"> <li>○地域で暮らす認知症の人や家族の困りごとの支援ニーズと認知症サポーターを結びつけるため、認知症サポーターやキャラバンメイト、認知症当事者などによって構成される「チームオレンジ」の設置に向けて取り組みます。</li> </ul>  |
| ⑧ | 高齢者家族やすらぎ支援事業            | <ul style="list-style-type: none"> <li>○認知症の人の自宅を訪問して話し相手や見守りを実施することにより家族介護者の休息や外出機会を確保する支援事業として実施するとともに、引き続き利用促進と制度周知に努めます。</li> </ul>   |

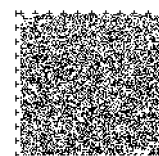
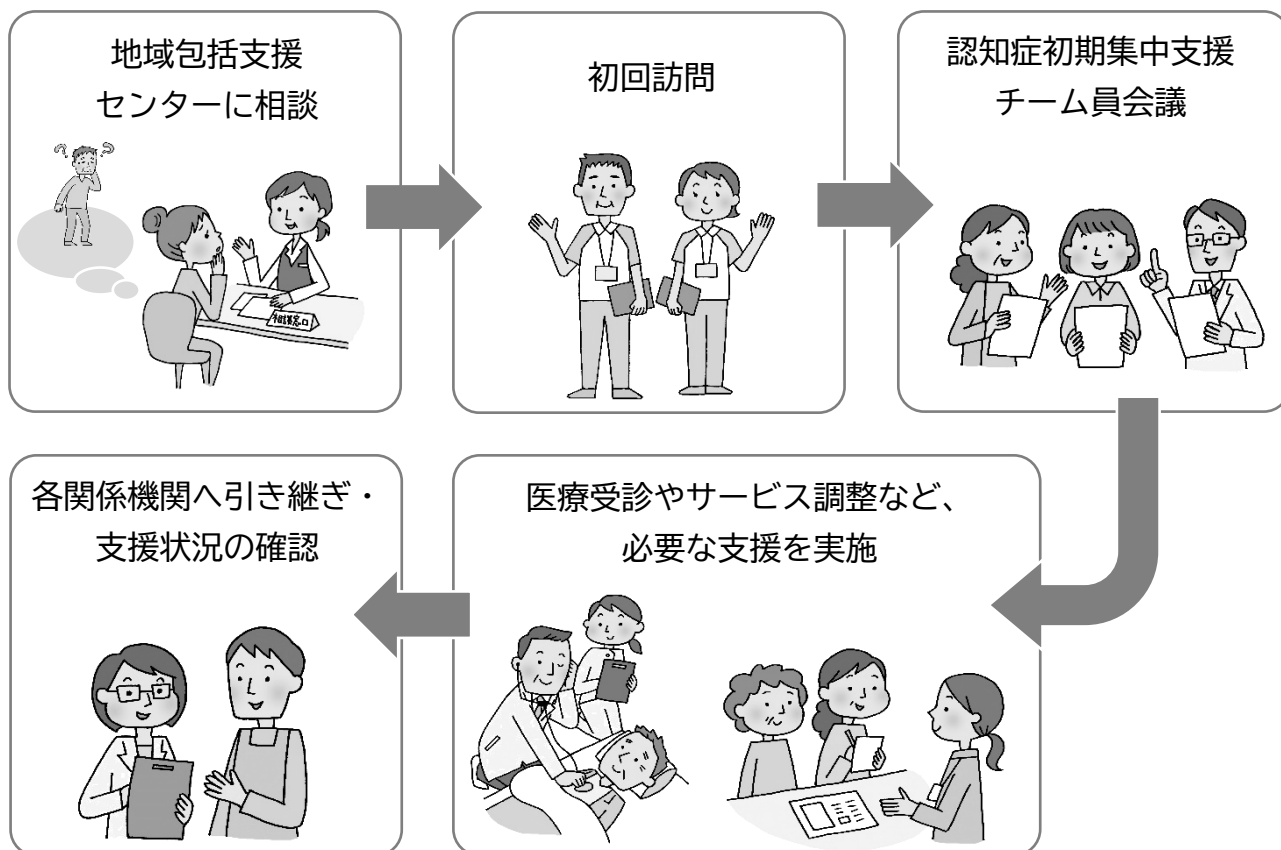


《関連する指標一覧》

| 指標名                      | 現状値               | 目標値               |                   |                   |
|--------------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
|                          | 令和元年度<br>(2019年度) | 令和3年度<br>(2021年度) | 令和4年度<br>(2022年度) | 令和5年度<br>(2023年度) |
| 認知症カフェの開催場所数             | 3か所               | 4か所               | 5か所               | 6か所               |
| 若年性認知症介護者交流会（はまゆりの会）開催回数 | 5回                | 6回                | 6回                | 6回                |
| 認知症介護者家族の集い開催回数          | 1回                | 2回                | 2回                | 2回                |
| 高齢者家族やすらぎ支援事業利用実人数       | 9人                | 13人               | 15人               | 17人               |

■認知症初期集中支援チームについて

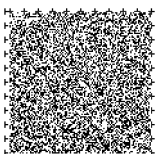
認知症初期集中支援チームは、認知症の方（疑いのある方）や、その家族に対して、専門職であるチーム員が早期治療・早期対応に向けた支援を行います。



## 基本目標3 最期まで自分らしく暮らすための支援の充実

### 《基本目標の背景と方向性》

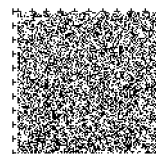
- 人口減少と高齢化が並行して進む現在においては、元気な高齢者を増やすことは、介護保険事業をはじめとした社会福祉分野における各事業の持続可能性を確保することだけでなく、高齢者がこれまで培ってきた様々な知識や経験を社会に還元し、まちの活性化に役立てていくという点でも重要な取り組みとなります。引き続き、介護予防や社会参加に向けた取り組みを進めていくことに加え、高齢者の権利を守る仕組みを整え、最期まで自分らしく暮らすことのできる地域を構築していくことが求められています。
- これまでと同様、要介護状態等となることの予防、要介護状態等の軽減、悪化の防止に向けて、意識啓発や介護予防体操等の実施に取り組みます。また、介護予防の効果のさらなる向上や高齢者の社会参加の促進を目的として、通いの場への参加促進や予防に関する機能の強化に加え、リハビリテーションを促進する体制の構築にも取り組みます。
- 高齢者の心身の多様な課題に対応し、きめ細やかな支援を実施するためには、高齢者の保健事業と介護予防が一体的に提供される必要があります。健診による早期発見や健康づくりに対する意識啓発といったこれまでの取り組みを進めるとともに、関係課同士の連携による介護と医療の両方の視点から地域の分析、保健師を始めとした医療専門職の介護予防への関与などに取り組みます。
- 高齢者が自身の経験や知識を地域や社会の中で活かし、一人ひとりの生きがいづくりやまちづくりの活性化につなげることのできる仕組みを構築するために、高齢者が働きやすい職場環境づくりに関しての企業への情報提供やシルバー人材センターを介した働く場の提供、介護保険事業や高齢者福祉のサポートができる高齢者の育成に取り組みます。
- 高齢者に対する虐待を防止するため、虐待防止に向けた周知啓発に取り組むとともに、高齢者虐待コアメンバー会議の開催、高齢者虐待の防止や高齢者虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護及び適切な養護者に対する支援、役割分担など地域包括支援センターと連携し対応を行います。
- 高齢者の権利擁護を推進するために、成年後見制度の利用促進を図るとともに、消費者被害の未然防止のための啓発活動などに関係機関と連携して取り組み、高齢者の権利が守られるまちづくりを展開していきます。



## (1) 自立支援・介護予防・重度化防止の推進

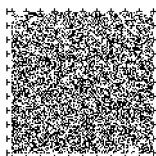
### 《主な取り組み》

|   | 項目                   | 内容   |
|---|----------------------|--|
| ① | 出前講座や講演会による地域住民への啓発  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○市職員及び地域包括支援センター職員による「出前講座」を実施し、介護予防や認知症に係る知識の啓発に取り組みます。</li> <li>○介護予防や重度化防止に関する意識啓発や、地域で目指すべき方向性についての考え方の共有を目的として、広く市民を対象とした「介護予防をテーマとした講演会」を定期的で開催します。</li> </ul>  |
| ② | 心身の状態を知る機会の提供        | <ul style="list-style-type: none"> <li>○各種健（検）診や通いの場など様々な場面において、高齢者が自身の心身の状態を知ることのできる機会を提供します。</li> </ul>  |
| ③ | 介護予防・高齢者スポーツ講習会の開催   | <ul style="list-style-type: none"> <li>○介護予防に加え、地域交流や生きがいづくりの場として、介護予防・高齢者スポーツ講習会を定期的で開催します。</li> </ul>  |
| ④ | 交野市健康増進計画・食育推進計画の推進  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○「交野市健康増進計画・食育推進計画」に基づき、各種健（検）診の受診勧奨や生活習慣病予防、地域ぐるみでの健康づくりの推進や食育の推進に取り組みます。</li> </ul>   |
| ⑤ | 通いの場の機能強化            | <ul style="list-style-type: none"> <li>○地域福祉や健康増進の部署とも連携しながら、参加しやすい通いの場づくりに取り組むとともに、地域の状況を把握し、ご近所や知り合いを通じた参加の呼びかけなどの働きかけを進めていきます。</li> <li>○地域住民主体の各種集いの場を市民に周知し、参加をしてもらうことを目的として、「生涯現役に役立つ あなたの街の介護予防」冊子を定期的に更新し、広く市民や関係機関に配布します。</li> <li>○「元気アップ教室」「健康リーダー」など地域での住民等主体による新たな受け皿づくりに取り組み、地域住民の体力の維持向上やもの忘れ予防、閉じこもりや寝たきりの予防につなげます。</li> <li>○「街かどデイハウス事業」を実施し、介護予防や閉じこもり予防の観点から、高齢者が要介護状態にならずに住み慣れた地域で自立した生活を続けられるよう支援します。</li> </ul> |
| ⑥ | 地域リハビリテーション活動支援事業の実施 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○関係団体との連携のもと、住民主体で運営する通いの場やサロン団体等にリハビリテーション専門職（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士）を派遣し、運動指導や講話等を行います。</li> </ul>   |
| ⑦ | 保健事業と一体的に行う介護予防の実施   | <ul style="list-style-type: none"> <li>○高齢者の保健事業と介護予防事業等の一体的な実施を展開できるよう、各種データから庁内関係部局間の連携により分析、事業検討を行います。</li> <li>○医療専門職が通いの場に参画する仕組みを構築し、高齢者がより効果的な健康づくりや介護予防に取り組めるよう支援します。</li> </ul>   |



## 《関連する指標一覧》

| 指標名                             | 現状値               | 目標値               |                   |                   |
|---------------------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
|                                 | 令和元年度<br>(2019年度) | 令和3年度<br>(2021年度) | 令和4年度<br>(2022年度) | 令和5年度<br>(2023年度) |
| 通いの場（元気アップ教室）参加率                | 5.3%              | 5.5%              | 5.7%              | 6.0%              |
| 「あなたの街の介護予防」掲載の通いの場<br>所数       | 111か所             | 111か所             | 112か所             | 113か所             |
| 介護予防・高齢者スポーツ講習会の開催<br>種目数と実申込者数 | 3種目<br>73人        | 3種目<br>75人        | 3種目<br>77人        | 3種目<br>80人        |





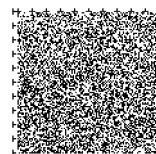
## (2) 高齢者の生きがいづくりの推進

### 《主な取り組み》

|   | 項目                            | 内容   |
|---|-------------------------------|--|
| ① | 高齢者が働きやすい職場環境づくりに関する事業者への普及啓発 | ○高齢者の雇用促進や高齢者の身体的状況に配慮した高齢者が働きやすい職場環境づくりに関する各種制度について、「交野事業所人権推進連絡会」を通じて事業者に対して情報提供を行います。   |
| ② | シルバー人材センターの事業支援及び活性化の促進       | ○高齢者の就業の機会を確保するとともに、高齢者の生きがいづくりを通して活力ある地域社会づくりを推進するために、引き続き「シルバー人材センター」の事業活動を支援していきます。<br>○高齢者の社会参加の促進と就労に関する指導や場の確保を図るため、高齢者の豊かな知識と経験を活かして、生きがいを感じながら積極的に社会の中で活動できる環境づくりを支援します。 |
| ③ | 生活援助員の養成                      | ○高齢者自身が掃除、洗濯、買い物等の生活支援サービスの担い手になる「生活援助型訪問サービス」に従事する者の確保を目的として、生活援助員の養成を行います。   |
| ④ | 就労的活動を支援する体制の整備               | ○活動意欲のある高齢者と、就労や地域活動の機会をコーディネートできる支援体制の構築について検討します。  |
| ⑤ | 老人クラブ活動への支援                   | ○地域で暮らす高齢者の居場所づくりや生きがいづくり、社会参加の促進などを目的として、地域住民の老人クラブ活動への参加促進を支援していきます。   |

### 《関連する指標一覧》

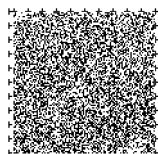
| 指標名       | 現状値               | 目標値               |                   |                   |
|-----------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
|           | 令和元年度<br>(2019年度) | 令和3年度<br>(2021年度) | 令和4年度<br>(2022年度) | 令和5年度<br>(2023年度) |
| 生活援助員登録者数 | 106人              | 130人              | 150人              | 170人              |
| 老人クラブ登録者数 | 2,179人            | 2,160人            | 2,170人            | 2,180人            |



### (3) 高齢者虐待防止の推進

#### 《主な取り組み》

|   | 項目                    | 内容  |
|---|-----------------------|---|
| ① | 地域包括支援センター等関係機関との連携推進 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○高齢者の虐待を把握した場合、市と地域包括支援センターの連携のもと、「高齢者虐待コアメンバー会議」を開催し、虐待の有無及び対応方針の決定と、対応方針に沿った対応の実施を迅速に行います。</li> <li>○高齢者虐待防止ネットワークの構築及び情報の共有を図るとともに、支援者への制度周知を目的として実践に即した専門職向け研修会を企画し開催します。</li> </ul>                             |
| ② | 高齢者虐待の通報窓口の周知         | <ul style="list-style-type: none"> <li>○市内介護保険サービス提供事業所に従事する専門職を対象とした高齢者虐待防止の研修会を地域包括支援センターとともに開催し、虐待防止の徹底を伝達します。</li> <li>○「高齢者虐待レビュー会議」に年1回事業所職員等にも参加してもらうことにより、事例検討を通じて関係機関に虐待通報から解決までの流れを知ってもらい、虐待通報の必要性の周知を行います。</li> </ul>                            |
| ③ | 虐待を受けた高齢者の生活安定の促進     | <ul style="list-style-type: none"> <li>○高齢者の生活の安定に向けた支援にいたる各段階において、複数の関係者が連携を取りながら高齢者や養護者の生活を支援できる体制を構築し、チームとして虐待事例に対応します。</li> <li>○市と地域包括支援センター及び各関係機関の連携のもと、事例に対する支援方針やキーパーソン、各機関の役割分担、連絡体制などを定めて支援内容を決定するとともに、定期的なモニタリングによる支援内容の評価や再調整を行います。</li> </ul> |
| ④ | 虐待事案の点検・検証            | <ul style="list-style-type: none"> <li>○高齢者虐待の通報件数、虐待と判断した件数、被虐待者の状況、世帯の状況、虐待者の状況及び高齢者虐待の背景といった実態の把握を毎年度行い、「交野市高齢者虐待基礎研修」などの研修会の場で関係機関にフィードバックを行います。</li> <li>○事例の共有により関係者の資質向上に努めるとともに、地域における様々な関係者のネットワークの構築に努めます。</li> </ul>                             |
| ⑤ | 「権利擁護ハンドブック」の周知・活用    | <ul style="list-style-type: none"> <li>○高齢者虐待を防止し、早期発見・早期対応に向けた「権利擁護ハンドブック」を高齢者虐待防止研修会等の場で配布することを通して、早期発見への気づきを関係機関に促します。</li> </ul>  |



|   | 項目                | 内容  |
|---|-------------------|---|
| ⑥ | 身体拘束ゼロに向けた取り組みの展開 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○施設等への訪問指導の際に虐待防止に関する情報提供を行います。</li> <li>○事業者や専門職向けの「高齢者虐待防止研修」の実施を通じて、サービス提供従事者に対する身体拘束ゼロに向けた取り組みの働きかけを行います。</li> </ul> |

### 《関連する指標一覧》

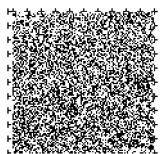
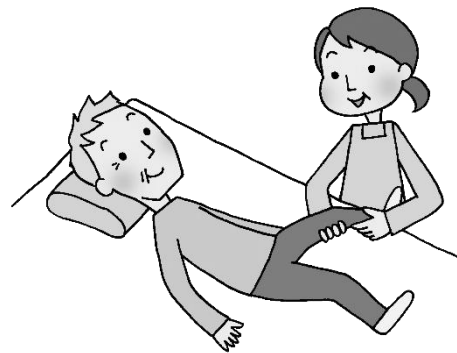
| 指標名                 | 現状値               | 目標値               |                   |                   |
|---------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
|                     | 令和元年度<br>(2019年度) | 令和3年度<br>(2021年度) | 令和4年度<br>(2022年度) | 令和5年度<br>(2023年度) |
| 権利擁護に関する専門職向け研修開催回数 | 3回                | 3回                | 3回                | 3回                |
| 高齢者虐待レビュー会議実施回数     | 3回                | 3回                | 3回                | 3回                |

### 「身体拘束ゼロ」について

介護保険施設などにおいて、高齢者をベッドや車いすに縛り付けるなど身体の自由を奪う身体拘束は、サービスの提供に当たっては利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き原則禁止されており、身体拘束は原則としてすべて高齢者虐待に該当する行為と考えられています。

緊急やむを得ない場合には身体拘束が認められていますが、これは「切迫性」「非代替性」「一時性」の3つの要件を満たし、かつ、それらの要件の確認等の手続きが極めて慎重に実施されているケースに限られます。

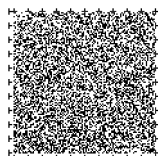
厚生労働省は平成13年(2001年)4月に、身体拘束の廃止に向けての幅広い取り組みを「身体拘束ゼロ作戦」として取りまとめています。



## (4) 高齢者の意思決定の支援

### 《主な取り組み》

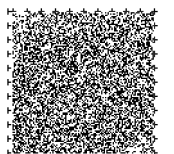
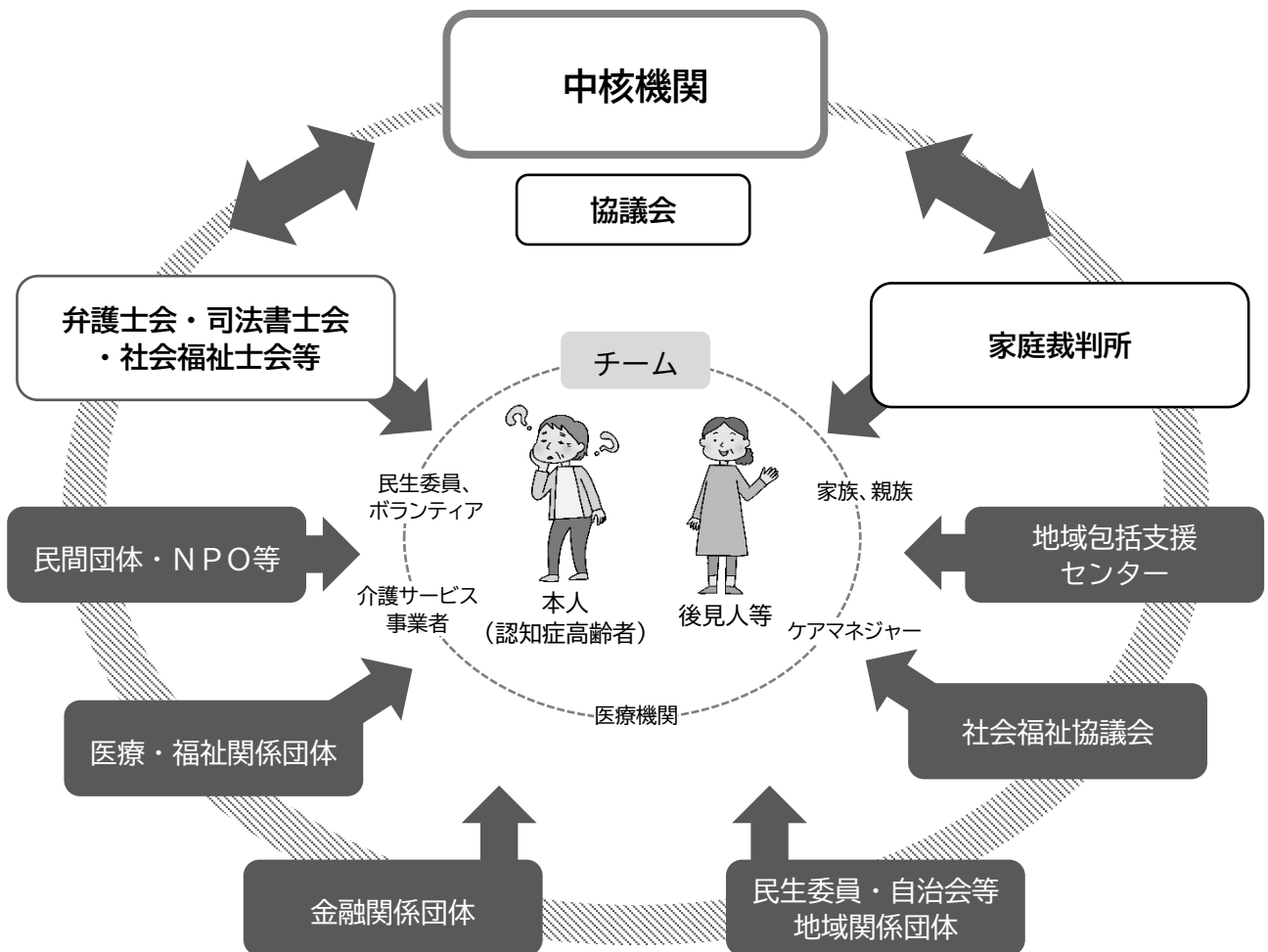
|   | 項目                       | 内容   |
|---|--------------------------|--|
| ① | 成年後見制度及び日常生活自立支援事業の広報・周知 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○成年後見制度及び日常生活自立支援事業を、市民をはじめ、関係機関等へ積極的に周知し、利用促進を図るとともに、市民後見制度導入に関する検討作業を行います。</li> <li>○成年後見制度を利用するために必要となる申立費用や後見人に対する報酬に対する助成が必要とされる人に対して、「成年後見制度利用支援事業」により必要な助成を行います。</li> </ul>  |
| ② | 成年後見制度利用促進計画の策定          | <ul style="list-style-type: none"> <li>○「成年後見制度の利用の促進に関する法律」に基づき国が策定した「成年後見制度利用促進基本計画」を勘案し、成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定め、「権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり」「利用者がメリットを実感できる制度・運用への改善」「不正防止の徹底と利用しやすさとの調和」という国計画の3つの目標に基づいて、障がい福祉担当部署と連携し、成年後見制度の利用の促進に関する施策を推進します。</li> </ul>  |
| ③ | 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり     | <ul style="list-style-type: none"> <li>○市民及び地域とともに、行政、家庭裁判所、民間の団体等が一体的に連携・協力し、制度を必要とする人を利用につなげるための体制づくりを行います。そのために、チーム（本人の支援を行う親族、福祉・医療・介護、地域の関係者と後見人等）、チームを支援する協議会、中核機関等により、権利擁護支援のネットワークを構築します。</li> <li>○地域連携ネットワークの中核となる中核機関を設置します。中核機関の設置に向けて、機能の検討を行うとともに、制度についての周知の実施やチーム支援についての検討を行います。</li> </ul> |
| ④ | 消費者相談体制の充実               | <ul style="list-style-type: none"> <li>○高齢者等の消費者被害の未然防止のため、広報等を活用して「消費生活センター」の窓口周知に努めるとともに、高齢者等の消費者トラブルを円滑に解決するため、福祉関係機関と連携を図ります。</li> </ul>   |
| ⑤ | 関係機関との連携                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○「出前講座」等で地域住民に対して消費者被害の情報提供をするとともに、関係機関と連携し、消費者被害防止の啓発活動に取り組みます。</li> <li>○行政や医療・介護関係者、警察などの関係機関が連携した「消費者安全確保地域協議会」において、情報交換などを行うことにより、消費者被害の未然防止や高齢者の見守り活動の推進に取り組んでいきます。</li> </ul>  |



《関連する指標一覧》

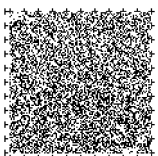
| 指標名                    | 現状値               | 目標値               |                   |                   |
|------------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
|                        | 令和元年度<br>(2019年度) | 令和3年度<br>(2021年度) | 令和4年度<br>(2022年度) | 令和5年度<br>(2023年度) |
| 市長申立件数                 | 3件                | 5件                | 6件                | 7件                |
| 成年後見制度利用支援事業による報酬等助成件数 | 9件                | 11件               | 12件               | 13件               |
| 消費者被害防止に係る出前講座実施回数     | 19回               | 20回               | 20回               | 20回               |
| 消費者安全確保地域協議会開催回数       | 11回               | 12回               | 12回               | 12回               |

■権利擁護支援の地域連携ネットワークのイメージ



## 《基本目標の背景と方向性》

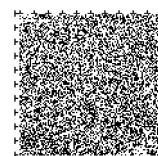
- 地域包括ケアシステムの目的でもある「住み慣れた場所で最期まで」を実現するためには、住み慣れた場所である地域において、暮らすことのできる場所の確保に加え、住環境の安全や利便性が確保されていることが不可欠です。また、災害時や感染症拡大といった危機的状況に対応できる支援体制の確立が重要です。加えて、介護に取り組む家族等への支援の充実のために、引き続き家族介護者へのサポートや、介護と就労を両立させるための制度の浸透と活用を推進していくことが求められています。
- 地域包括ケアシステムの一要素である「住まい」を、一人ひとりが個人の実情に応じて適切に入手できるよう、情報提供や相談支援を進めるとともに、住宅改修の支援に取り組みます。また、高齢者が安心して外出できる環境の整備についても進めていきます。
- 近年多発する自然災害に迅速に対応できるよう、行政と地域の連携のもと、日頃からの防災体制の確保に努めるとともに、サービス事業所の運営復帰に向けた働きかけを行います。また、令和2年（2020年）1月末より発生した新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、感染症対策の強化にも取り組みます。
- 介護による不安やストレスの軽減や、介護と就労の両立の実現を目的として、介護休業に関する情報発信やサービスの利用促進、必要とするサービスを提供できる環境の整備に取り組みます。また、介護に不安を感じる家族同士で悩みを共有できる場の開催や、ケアマネジャーや地域包括支援センターなど、身近な人や場所から必要な支援につなぐことのできる仕組みづくりにも取り組みます。



## (1) 安心して生活できる環境づくり

### 《主な取り組み》

|   | 項目                   | 内容  |
|---|----------------------|---|
| ① | 住まいに関する<br>情報提供と相談支援 | <p>○市や地域包括支援センター等の高齢者に身近な窓口を通じて、大阪府との協力のもと、サービス付き高齢者向け住宅など高齢者の多様な住まいの情報提供を進めます。</p> <p>○住まいに関する適切な情報提供や住宅相談体制の充実に向けて取り組みます。</p>   |
| ② | 高齢者のニーズに対応した住宅の整備    | <p>○サービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホームなど、高齢者の身体特性や生活実態に配慮した住宅の整備・供給の促進に向けて、関係部署や大阪府等と協議・検討を行います。</p>   |
| ③ | バリアフリー化の促進           | <p>○高齢者が快適に安心して居住できるように、バリアフリー化や緊急時対応サービスなど的高齢者の暮らしに配慮した一定の基準を満たした「サービス付き高齢者向け住宅」の市民に対する情報提供を行います。</p>  |
| ④ | 高齢者等に配慮したまちづくりの推進    | <p>○高齢者や障がい者等、すべての人が暮らしやすいまちをつくるために、車いすが通行できる出入口の確保、案内表示板の設置、身体障がい者用駐車場の設置、点字誘導ブロック等の整備など、市民の理解と協力を得ながら、誰もが暮らしやすいユニバーサルデザインのまちづくりを推進します。</p>  |
| ⑤ | 高齢者の交通安全対策の推進        | <p>○市内各地区の老人クラブ会長に対して「高齢者交通安全リーダー」を委嘱し、併せて研修会を実施することで地域での交通安全啓発推進を進めるとともに、交野警察と合同での「交通事故防止キャンペーン」を実施することにより、事故発生件数の増加傾向の歯止めをかけるための啓発事業を展開します。</p> <p>○交通系 I C カードを活用したバス・鉄道の運賃補助や、タクシー車両の乗車料金の一部助成による外出支援サービスを実施することを通して、高齢者が運転免許証の自主返納を検討できるような環境づくりに取り組みます。</p> |
| ⑥ | 住宅改修支援事業             | <p>○対象者の身体状況に応じた効果的な住宅改修の推進のために、介護支援専門員（ケアマネジャー）等による理由書作成に対する助成支援である「住宅改修支援事業」を実施します。</p>   |



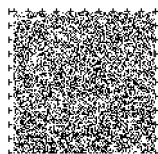
## (2) 危機的状況に対応できる支援体制の確立

### 《主な取り組み》

|   | 項目                             | 内容  |
|---|--------------------------------|---|
| ① | 災害時避難行動要支援者支援プランに基づく安全・安心体制の強化 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○「災害時避難行動要支援者支援プラン」に基づいて、避難行動要支援者が災害時や緊急時に孤立することを防ぐために、地域で普段の声かけや見守り活動とともに、災害時の避難支援に向けた体制づくりを行います。</li> <li>○避難行動要支援者の基本情報や詳細情報を登録してもらうことで、平常時の見守り活動の支援とともに、災害時に避難誘導などの支援を行う取り組みを継続します。</li> <li>○各地区にて名簿の定期的な更新や避難訓練等の実施を行うことにより、隣近所の見守り活動の輪や災害時支援の輪が広がるように、関係機関との連携を図ります。</li> </ul> |
| ② | 災害発生後の体制確保方策の検討                | <ul style="list-style-type: none"> <li>○自主防災組織、自治会、民生委員・児童委員、校区福祉委員会、老人クラブなど、地域で活動する様々な機関・団体と協働し、避難所までの誘導など、災害時に高齢者を地域で見守る体制づくりに努めます。</li> <li>○庁内の推進体制として、福祉部門と防災関係機関等の連携を強化し、減災対策や災害時の迅速な対応策について検討していきます。</li> </ul>  |
| ③ | 介護サービス事業者に対する災害対策検討の推進         | <ul style="list-style-type: none"> <li>○防災担当部門との連携のもと、土砂災害警戒区域に位置する要配慮者利用施設への計画策定及び報告について働きかけを行います。</li> <li>○防災関係の説明会への参加呼びかけやリーフレット資料の配布などを通じて、事業者に対する災害対策に係る情報提供を行います。</li> </ul>  |
| ④ | 感染症対策の推進                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>○「交野市新型インフルエンザ等対策行動計画」とも整合を図りながら、感染症等の感染拡大防止についての啓発や新しい生活様式についての啓発を行い、高齢者や家族が感染した場合に適切な対処につなげ、正しい知識を持ち、感染防止を行いながらも人との関わりを保ち、孤立を防ぎます。</li> <li>○医療・介護従事者に対し、新型コロナウイルス等の感染拡大防止や感染した場合の適切な対応ができるための支援を行い、高齢者・家族の感染による不安の軽減を図ります。</li> </ul>   |

### 《関連する指標一覧》

| 指標名                  | 現状値               | 目標値               |                   |                   |
|----------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
|                      | 令和元年度<br>(2019年度) | 令和3年度<br>(2021年度) | 令和4年度<br>(2022年度) | 令和5年度<br>(2023年度) |
| 避難行動要支援者名簿更新作業の実施地区数 | 3地区               | 5地区               | 6地区               | 7地区               |





### (3) 介護に携わる家族への支援の充実

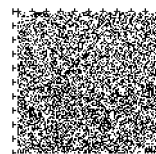
#### 《主な取り組み》

|   | 項目                | 内容   |
|---|-------------------|--|
| ① | 介護サービスに関する情報提供    | ○利用者が主体的にサービスを選ぶことができるよう、市内及び近隣のサービス提供事業者を市のホームページ等を通じて情報提供します。  |
| ② | 家族交流会の開催          | ○家族介護者同士の不安軽減を目的として、交流できる機会の提供に取り組みます。   |
| ③ | 家族介護者の介護離職防止の相談支援 | ○介護離職の防止を目的として、ケアマネジャーや地域包括支援センターが、介護する家族の状況を確認し、必要に応じて利用できるサービスや支援制度に関する情報を提供したり、適切な支援機関へつなぐことのできる仕組みづくりを進めます。                      |
| ④ | 介護休業に対する周知・啓発     | ○介護休業等の取得、短時間勤務制度等の利用ができるよう周知・啓発を行うとともに、窓口等での相談を通して啓発資料を配布するなどにより介護者の支援に努めます。  |
| ⑤ | 介護離職ゼロに向けた入所施設整備  | ○介護サービスが利用できずやむを得ず離職する人を無くすとともに、特別養護老人ホームに入所が必要であるにも関わらず自宅待機する高齢者を解消することを目指す国の取り組み（介護離職ゼロ）に基づいて、必要なサービスの量を見込み、これに基づき入所施設の新たな整備を行います。 |

#### 《関連する指標一覧》

| 指標名                    | 現状値               | 目標値               |                   |                   |
|------------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
|                        | 令和元年度<br>(2019年度) | 令和3年度<br>(2021年度) | 令和4年度<br>(2022年度) | 令和5年度<br>(2023年度) |
| 『仕事と介護の両立は難しい』※と回答した割合 | 19.1%             | -                 | -                 | 16.1%             |

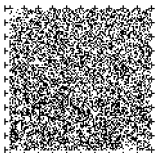
※在宅介護実態調査において、「続けていくのは、やや難しい」または「続けていくのは、かなり難しい」と回答した割合の合算



## 基本目標5 介護保険事業の適切な運営とサービス提供体制の強化

### 《基本目標の背景と方向性》

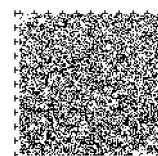
- 団塊の世代が後期高齢者となる令和7年（2025年）、及び団塊ジュニア世代が後期高齢者となる令和22年（2040年）には要介護認定者も急増することが予想されており、そのために必要とされるサービスを供給できる体制や介護保険をはじめとした福祉的支援に求められる人材を確保し、介護保険事業の持続可能性を確保することが求められています。
- 引き続き、高齢者が住み慣れた場所で最期まで自分らしく暮らすことができるよう、地域の実情に応じてサービス提供事業所の整備を進めていくとともに、希望する方が自分の判断で適切なサービスを選択できるよう、必要な情報の提供に努めます。また、要支援・要介護になった場合でも、可能な限り、住み慣れた地域で自立した日常生活を送ることができるよう、総合事業をはじめとした地域支援事業の充実を図っていきます。
- 介護保険事業の健全かつ公平な運営を進めていくために、「交野市介護給付適正化計画」として、認定調査票のチェックやケアプランの点検、住宅改修等の点検や医療情報との突合、介護給付費通知などの取り組みを引き続き進めていきます。
- 高齢者がその人らしくいきいきと住み慣れた地域で暮らしていけるよう、日常生活に対する様々な取り組みや支援サービスを充実します。また、外出支援や趣味活動等の場の確保など、介護予防や生きがいつくりの観点から事業を実施します。
- 高齢化の進行により、介護保険事業をはじめとした福祉サービスに対する需要が急速に高まる一方で、福祉的支援に携わることのできる人材の不足が全国的な課題となっていることから、市内サービス事業者との連携のもとで、介護人材の確保・育成等に関する総合的な取り組みを展開します。



## (1) 介護保険サービスの提供体制の充実

### 《主な取り組み》

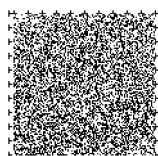
|   | 項目               | 内容   |
|---|------------------|--|
| ① | 居宅サービスの充実        | <ul style="list-style-type: none"> <li>○利用者が希望するサービスを選択できるよう、介護支援専門員やサービス提供事業者と連携を図りつつ、サービスの提供に努めます。</li> <li>○アンケート調査等で把握した市民ニーズ等について情報提供を行い、事業所の参入を促進します。</li> <li>○事業所向け研修会等で、医療保険で実施する急性期・回復期リハビリから、介護保険で実施する生活期リハビリへと切れ目なく提供する重要性について、周知・理解を図ります。また、要介護者や家族に対し、生活期においてもリハビリテーションの必要性を理解し、取り組めるよう啓発活動を行います。</li> </ul> |
| ② | 地域密着型サービスの充実     | <ul style="list-style-type: none"> <li>○可能な限り住み慣れた地域において、継続した生活を送ることができるよう、利用者ニーズやサービス提供事業者の状況を考慮し、提供体制の確保に努めます。</li> <li>○アンケート調査等で把握した市民ニーズ等について情報提供を行い、事業所の参入を促進します。</li> <li>○学識経験者や被保険者、その他の関係者から構成される「地域密着型サービス運営審議会」の意見を的確に事業実施に反映させることにより、事務の公平・公正な運営確保に取り組みます。</li> </ul>   |
| ③ | 施設サービスの充実        | <ul style="list-style-type: none"> <li>○在宅での介護が困難になった人を対象に、適切なサービス利用を支援します。</li> </ul>   |
| ④ | サービス利用のための情報提供   | <ul style="list-style-type: none"> <li>○介護保険に関する普及啓発やサービスの利用促進を目的として、サービスの内容を紹介する資料の発行や出前講座等を実施します。</li> </ul>   |
| ⑤ | 地域の実情に応じたサービスの整備 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○高齢者が住み慣れた場所で最期まで生活できるよう、「小規模多機能型居宅介護」の整備に取り組みます。</li> <li>○介護保険施設での入所サービスを真に必要とする高齢者が安心して入所でき、必要なサービスを受けられるように、「地域密着型介護老人福祉施設」の整備に取り組みます。</li> </ul>   |



## (2) 介護予防・日常生活支援総合事業の推進

### 《主な取り組み》

|   | 項目              | 内容   |
|---|-----------------|--|
| ① | 訪問型サービスの実施      | <ul style="list-style-type: none"> <li>○「介護予防型訪問サービス」として、ホームヘルパーが居宅を訪問し、主に身体的な介護が必要な方への支援を行います。</li> <li>○「生活援助型訪問サービス」として、自立した生活を営むためにホームヘルパーや生活援助員が日常生活上の支援を行います。</li> <li>○「訪問型元気アップ大作戦」として、医療の専門職が短期集中的に関わり、一人ひとりに合わせた個別運動プログラムを作成することで、日常生活で困っている生活動作を改善する支援を行います。</li> </ul>         |
| ② | 通所型サービスの実施      | <ul style="list-style-type: none"> <li>○「介護予防型通所サービス」として、通所介護施設などで機能訓練や入浴、食事などの支援を日帰りで実施します。</li> <li>○「選択型通所サービス」として、介護予防に資する体操などのサービスを行い、必要に応じて送迎・入浴・食事の各サービスの提供を行います。</li> </ul>  |
| ③ | 介護予防マネジメントの実施   | <ul style="list-style-type: none"> <li>○本人や家族のニーズや生活機能状態などを踏まえてケアプランを作成し、できるだけ住み慣れた地域において自立した生活を送れるようサポートを行うとともに、サービス提供後の状況確認も行います。</li> <li>○基本チェックリストによる「事業対象者」に対しても、必要なサービス提供により介護予防を図り、また重度化を予防できるケアプランの作成を目指します。</li> </ul>   |
| ④ | 介護予防普及啓発事業の実施   | <ul style="list-style-type: none"> <li>○全市民的な介護予防の推進を目的として、市内の施設において「元気アップ体操クラブ」の開催と普及啓発に取り組みます。</li> <li>○広く市民に介護予防を意識してもらうことを目的として、「介護予防講演会」の開催と参加促進に取り組みます。</li> </ul>  |
| ⑤ | 地域介護予防活動支援事業の実施 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○「元気アップメイト養成講座」を通じて、地域で活動する介護予防サポーターを育成します。</li> <li>○地域の住民主体の介護予防活動を活性化するため、「元気アップ教室」をはじめとする介護予防活動への実施支援を行います。</li> <li>○スポーツへの参加による生きがいづくりや介護予防の促進を目的として、「介護予防・高齢者スポーツ講習会」を開催します。</li> <li>○高齢者の生きがいづくりや伝統文化の継承を目的として、世代間交流の促進に取り組みます。</li> </ul> |



## 《関連する指標一覧》

| 指標名                     | 現状値               | 目標値               |                   |                   |
|-------------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
|                         | 令和元年度<br>(2019年度) | 令和3年度<br>(2021年度) | 令和4年度<br>(2022年度) | 令和5年度<br>(2023年度) |
| 介護予防型訪問サービス利用者数         | 81人               | 87人               | 90人               | 90人               |
| 生活援助型訪問サービス利用者数         | 227人              | 230人              | 230人              | 230人              |
| 介護予防型通所サービス利用者数         | 68人               | 70人               | 75人               | 75人               |
| 選択型通所サービス利用者数           | 308人              | 310人              | 310人              | 310人              |
| 元気アップメイト登録人数            | 113人              | 117人              | 119人              | 121人              |
| 元気アップ体操クラブ開催回数及び延べ参加者数  | 57回<br>3,563人     | 67回<br>4,070人     | 67回<br>4,070人     | 67回<br>4,070人     |
| 基本チェックリストによる総合事業の事業対象者数 | 49人               | 70人               | 80人               | 90人               |

### 交野市独自の総合事業について

#### ◆介護予防型訪問サービス

介護予防・日常生活支援総合事業開始以前の介護予防訪問介護に相当するサービスで、身体介護が必要な方及び心身の疾患等で特別な配慮が必要な場合等、介護の専門職による支援が必要な方への有資格者の訪問介護員等による身体介護・生活援助サービスのこと。

#### ◆介護予防型通所サービス

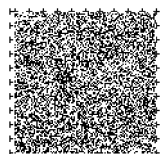
介護予防・日常生活支援総合事業開始以前の介護予防通所介護に相当するサービスで、入浴・排泄・食事等生活上の支援及び日常生活機能向上のための機能訓練などを提供する。身体介護が必要な方及び心身の疾患等で特別な配慮が必要な場合等、介護の専門職による支援が必要な方へのサービスのこと。

#### ◆生活援助型訪問サービス

介護予防・日常生活支援総合事業の訪問型サービスの類型の一つで、市が定めた研修を受講した従事者（生活援助員）等による生活援助サービスのこと。居宅要支援被保険者等の身体機能の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう掃除、買い物支援、調理、洗濯等の生活援助サービスを行う。

#### ◆選択型通所サービス

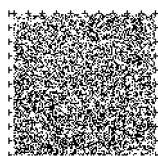
利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、「元気アップ体操」をはじめとする機能訓練等を行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すもの。



### (3) 介護給付適正化の推進

#### 《主な取り組み》

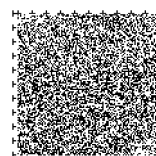
|   | 項目                  | 内容   |
|---|---------------------|--|
| ① | ケアプランチェックの実施        | <ul style="list-style-type: none"> <li>○「ケアプラン点検支援マニュアル」を踏まえて、居宅サービス計画等の確認及び確認結果に基づく指導等を行い、利用者の自立につながる真に必要なサービスが適切にプランに位置付けられているかを確認します。</li> <li>○介護支援専門員にチェック結果をフィードバックし、併せて介護支援専門員を対象とした研修会を開催することにより、介護支援専門員の資質向上に取り組みます。</li> </ul>   |
| ② | 自立応援会議によるケアプラン内容の検討 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○自立支援に向けたケアプラン作成支援を目的として、多職種が参加しケアプランを検討する「自立応援会議」を継続的に開催します。</li> </ul>  |
| ③ | 公平・公正で適切な要介護認定の実施   | <ul style="list-style-type: none"> <li>○認定審査会で審査対象となる各資料（基本調査、特記事項、主治医意見書）間の内容の不整合の有無の確認作業を行うとともに、記述内容の疑義については認定調査員や主治医等に対する確認作業を実施します。</li> <li>○介護認定審査会委員に対して適正な審査判定業務を行うために「認定審査会委員研修会」を実施します。</li> <li>○要介護認定調査の平準化を図るために、調査員の資質向上を目的とした研修の受講を行うとともに、委託している区分変更申請及び更新申請に係る認定調査内容について保険者による点検を実施します。</li> <li>○要介護認定申請件数の増加も見込まれることから、認定審査業務の簡素化等も踏まえながら、要介護認定を遅滞なく適正に実施するための必要な体制を整備していきます。</li> </ul> |
| ④ | 住宅改修等の点検            | <ul style="list-style-type: none"> <li>○工事竣工前の受給者宅の住環境及び居住実態の確認を一定数市職員が実施するとともに、併せて工事見積書や理由書書類の内容を点検することにより、受給者の状態にそぐわない不適切または不要な住宅改修が行われないように努めます。</li> </ul>   |
| ⑤ | 福祉用具購入時の調査          | <ul style="list-style-type: none"> <li>○福祉用具購入時の支給申請書類の内容を精査し、利用者や介護支援専門員等に状況を確認し、利用者に対して実情に即した助言等を行います。</li> </ul>  |
| ⑥ | 介護給付費の通知            | <ul style="list-style-type: none"> <li>○適切なサービスの利用と適正な請求の促進を目的として、保険者から受給者本人に対して事業者からの介護報酬の請求や費用の給付状況を通知します。</li> </ul>  |



|   | 項目               | 内容  |
|---|------------------|---|
| ⑦ | 医療情報との突合・縦覧点検    | <p>○国保連システムから出力される「医療情報との突合リスト」等を用いて給付状況を確認し、受給者の後期高齢者医療や国民健康保険の入院情報と介護保険の給付情報を突合し、給付日数や提供されたサービスの整合性の点検を行います。</p> <p>○国保連合会に縦覧点検を委託することにより、提供されたサービスの整合性、算定回数等の点検を行い、請求内容の誤り等を早期に発見して適切な処置を行います。</p> |
| ⑧ | 効率的な介護給付適正化事業の実施 | ○給付適正化事業の効率化を目的として、文書量削減の工夫や、関係部署及び大阪府等との連携による推進体制の構築について検討します。   |

### 《関連する指標一覧》

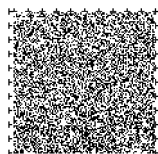
| 指標名               | 現状値               | 目標値               |                   |                   |
|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
|                   | 令和元年度<br>(2019年度) | 令和3年度<br>(2021年度) | 令和4年度<br>(2022年度) | 令和5年度<br>(2023年度) |
| ケアプランチェック対象プラン件数  | 40回               | 40回               | 40回               | 40回               |
| 「認定審査会委員研修会」の開催回数 | 1回                | 1回                | 1回                | 1回                |
| 住宅改修事前現地調査件数      | 18件               | 22件               | 24件               | 26件               |
| 福祉用具購入時調査件数       | 0件                | 24件               | 36件               | 48件               |
| 介護給付費等通知件数        | 401件              | 410件              | 415件              | 420件              |
| 医療情報との突合実施件数      | 57件               | 60件               | 60件               | 60件               |
| 縦覧点検実施件数          | 654件              | 700件              | 700件              | 700件              |
| 自立応援会議検討プラン件数     | 360件              | 360件              | 360件              | 360件              |



## (4) 高齢者福祉サービスの充実

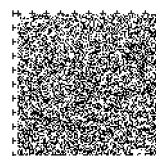
### 《主な取り組み》

|   | 項目                 | 内容   |
|---|--------------------|--|
| ① | 外出支援サービス事業         | <p>○要介護3以上の認定を受けている高齢者を対象に、タクシー車両の乗車料金の一部を助成するチケットを交付することで、タクシー車両での外出の支援を図ります。</p> <p>○75歳以上で非課税の高齢者等を対象に、交通系ICカードを活用してバス・鉄道運賃を補助することにより、外出機会の創出と外出の支援を図ります。</p> |
| ② | ガイドヘルプサービス事業       | <p>○高齢者の自立と社会参加を促すとともに、介護予防の増進を図ることを目的として、単独で外出することが困難な高齢者に対してガイドヘルパーを派遣します。</p>   |
| ③ | 寝具類等洗濯・乾燥・消毒サービス事業 | <p>○寝具類の衛生管理が困難な高齢者を対象に、洗濯乾燥等の費用の一部を助成します。利用者数が少ない現状を踏まえて、市民及び介護保険事業者への周知を引き続き行います。</p>  |
| ④ | 訪問理美容サービス事業        | <p>○理髪店や美容店に直接出向くことが困難な高齢者に対して、訪問理美容サービス利用の際の訪問に要する費用を助成します。</p>   |
| ⑤ | 日常生活用具給付・貸与        | <p>○在宅での日常生活を安全に行うために必要な福祉用具等の給付及び貸与を実施します。</p>  |
| ⑥ | 老人福祉大会             | <p>○敬老長寿の記念行事として、交野市星友クラブ連合会との共同開催により老人福祉大会を実施します。</p>   |
| ⑦ | 敬老祝品・金婚祝品の贈呈       | <p>○満99歳を迎えた高齢者及び金婚式を迎えた高齢者夫婦に対して祝品を贈呈します。</p>   |
| ⑧ | 緊急通報システム           | <p>○単身高齢者世帯や高齢夫婦世帯に対して、安全確保を目的として緊急通報装置を貸与します。</p>   |
| ⑨ | お元気コール             | <p>○緊急通報装置を活用し、定期的に保健師や看護師が利用者の健康状況の確認を行います。</p>   |
| ⑩ | 生活管理指導短期宿泊事業       | <p>○一時的な体調不良や独居状態により在宅生活が困難となった場合に、一時的に高齢者施設に宿泊できる事業を実施します。</p>  |
| ⑪ | 要援護高齢者短期入所事業       | <p>○家族等に代わって一時的に養護する必要がある要援護高齢者や、養護者等から虐待等を受けた要援護高齢者が、養護老人ホームに短期入所が可能となる事業であり、セーフティネットの役割を担う事業として実施します。</p>  |





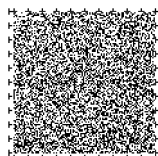
|   | 項目                    | 内容   |
|---|-----------------------|--|
| ⑫ | 養護老人ホーム               | <ul style="list-style-type: none"> <li>○居宅での生活が困難な高齢者の心身の健康保持及び生活の安定を目的として、養護老人ホームへの入所を支援します。</li> <li>○入所者がその有する能力に応じ、いきいきとした生活を営むことができるように支援するため、施設との連携を深めます。また、入所者が地域での自立した生活を希望した場合には、関係機関との連携を図り支援を行います。</li> </ul> |
| ⑬ | 軽費老人ホーム<br>(A型・ケアハウス) | <ul style="list-style-type: none"> <li>○高齢等のため独立して生活することに不安がある方であって、家族による援助を受けることが困難な高齢者への住まいを提供するため、軽費老人ホームへの入所を支援します。</li> </ul>   |



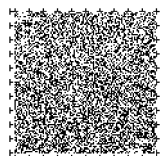
## (5) 介護保険サービスの質の向上と人材の確保・育成

### 《主な取り組み》

|   | 項目                         | 内容   |
|---|----------------------------|--|
| ① | 介護支援専門員（ケアマネジャー）の育成・支援     | <ul style="list-style-type: none"> <li>○自立支援に向けたケアプラン作成支援を目的とした「自立応援会議」をはじめとして、「介護支援専門員連絡会」や「主任介護支援専門員連絡部会」を定期的開催するとともに、各種連絡会での意見交換、情報提供、研修等への取り組みをさらに充実します。</li> <li>○地域の介護支援専門員の日常的業務に対しての個別相談やサービス担当者会議の開催支援、支援困難事例に対する指導助言などを通して、地域の介護支援専門員の支援や関係機関の連携強化を図っていきます。</li> </ul> |
| ② | 適切な調査権限を活用した指導及び事業所連絡会運営支援 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○府や関係機関と十分連携しながら事業者に対する指導・助言を行います。</li> <li>○事業者による主体的な研修や事例研究、情報交換等を促進するため、サービス種別ごとの「事業所連絡会」の運営及び活動支援に努めます。</li> </ul>   |
| ③ | 介護サービス相談員派遣等事業の積極的な活用      | <ul style="list-style-type: none"> <li>○「介護サービス相談員」の増員を行い、派遣申出のある介護サービス事業所等に派遣することにより、利用者の疑問や不満・不安の解消を図り、介護サービスの質的な向上も図ります。</li> <li>○住宅型有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅が多様な介護ニーズの受け皿となっていることから、住宅の質の確保を図ることが重要であるため、介護サービス相談員を派遣できるように事業所に対して派遣受入への理解を求め、積極的な派遣要請につながるよう努めます。</li> </ul>  |
| ④ | 情報公表制度を活用した従業者に関する情報の公表の推進 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○「介護雇用管理改善等計画」に基づき、介護情報公表システムの運営推進に関して大阪府と連携を取るとともに、併せて市民に対してこの情報システムの利用の促進を進めることにより、介護サービスの利用者が介護サービスまたは事業所もしくは施設について比較し、検討した上で適切に選択することができるようになります。</li> </ul>  |
| ⑤ | 利用者負担額軽減制度事業の実施            | <ul style="list-style-type: none"> <li>○より多くの社会福祉法人で「利用者負担額軽減制度」が適正に実施されるよう、制度趣旨の周知を継続実施します。</li> </ul>  |
| ⑥ | 苦情処理に対する迅速かつ的確な対応          | <ul style="list-style-type: none"> <li>○介護保険制度に関する苦情については、大阪府、国民健康保険団体連合会、各サービス提供事業者との連携を図り迅速かつ的確に対応していくため、苦情情報に速やかに対応できる職員対応体制の充実を図ります。</li> <li>○地域包括支援センターや各サービス提供事業所での苦情受付窓口や、市の消費者相談担当等の他部門との連携を深め、市が中心となって各相談窓口と情報連携を図ります。</li> </ul>                                      |

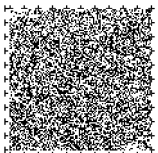


|   | 項目                   | 内容   |
|---|----------------------|--|
| ⑦ | 福祉・介護への理解・啓発         | <ul style="list-style-type: none"> <li>○思いやり助け合う心を育むために、保育園、幼稚園、小・中学校での福祉教育の環境づくりを推進します。</li> <li>○地域での福祉体験機会や世代間交流の機会の提供を通じて、高齢者、障がい者との交流を促進します。</li> <li>○児童・生徒やその保護者を対象として、高齢者入所施設等の施設見学や介護機器体験の機会を提供することにより、次世代を担う子供たちが福祉系の学校へ進んだり、就職の際の選択肢として介護職を選んでもらうためのきっかけづくりを目的とした、将来の介護人材確保に資する取り組みを実施します。</li> </ul>   |
| ⑧ | 多様な人材の確保・育成の支援       | <ul style="list-style-type: none"> <li>○福祉人材の確保に向けて福祉・介護サービスの意義や重要性について啓発するために、広報や市ホームページ、パンフレットなどの様々な広報媒体を活用するとともに、老人クラブ等各種団体での説明会の開催によるPR活動など、身近な地域での広報活動の充実を図ります。</li> <li>○介護に関する入門的研修等を開催し、介護に興味のある人の増加を図ります。</li> <li>○国等による介護人材確保に関する取り組み・制度の周知及び活用促進を図ります。</li> <li>○「生活援助型訪問サービス」に従事する者の養成を目的とした「生活援助員の養成」研修に幅広い年代の市民に受講してもらうことで、生活支援サービスの担い手の増加に取り組みます。</li> </ul> |
| ⑨ | 介護予防の担い手確保と活動の活性化    | <ul style="list-style-type: none"> <li>○介護予防・日常生活支援総合事業における、各種住民主体の活動や高齢者等が担い手となる活動において、ボランティアの育成を進めます。</li> <li>○インセンティブの付与など、高齢者が自らの介護予防や健康づくりを行いながらボランティア活動ができる仕組みについて検討します。</li> </ul>   |
| ⑩ | ICTやロボットの活用・業務効率化の推進 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○介護職員の負担軽減を図るための介護ロボット・ICT導入に係る補助制度を検討し、事業所の支援を行います。</li> <li>○指定申請や実地指導時の提出書類を削減し、事業所の負担軽減を図ります。</li> </ul>  |



《関連する指標一覧》

| 指標名                    | 現状値               | 目標値               |                   |                   |
|------------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
|                        | 令和元年度<br>(2019年度) | 令和3年度<br>(2021年度) | 令和4年度<br>(2022年度) | 令和5年度<br>(2023年度) |
| 介護支援専門員連絡会開催回数         | 6回                | 6回                | 6回                | 6回                |
| 介護サービス相談員登録人数と派遣受入事業所数 | 24人<br>21事業所      | 28人<br>22事業所      | 30人<br>23事業所      | 32人<br>24事業所      |



# 第 5 章 第 8 期計画の介護保険料について

## 1 介護保険料算出のプロセス

以下のプロセスに基づき、令和 3 年度（2021 年度）から令和 5 年度（2023 年度）までの保険料を算出します。

### ■ サービス見込量・保険料の算定フロー

#### ① 被保険者数の推計

令和 3 年度（2021 年度）から令和 5 年度（2023 年度）までの 3 か年の人口（第 1 号被保険者数・第 2 号被保険者数）を推計します。

#### ② 要支援・要介護認定者数の推計

男女別、年齢別、要支援・要介護度別の認定率をもとに、推計人口（第 1 号被保険者数・第 2 号被保険者数）を乗じて推計します。

#### ③ 施設・居住系サービス利用者数の推計

介護老人福祉施設など施設・居住系サービスの利用者数を、現在の利用状況、施設等の整備予定等を参考に推計します。

#### ④ 居宅サービス利用者数の推計

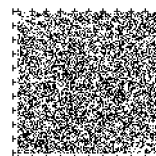
推計した要支援・要介護認定者数から施設・居住系サービス利用者数を減じ、これにサービス受給率を乗じて推計します。

#### ⑤ 総給付費の推計

利用者数推計にサービス別・要介護度別の 1 人あたり給付額（実績からの推計）を乗じて推計します。

#### ⑥ 第 1 号被保険者保険料額の設定

総給付費をもとに標準給付費を推計します。さらに標準給付費に地域支援事業費を加え、調整交付金と介護保険基金の取崩額を加味して保険料基準額を算出します。この基準額に所得段階別で定めている「負担割合」を乗じて保険料を設定します。



## 2 被保険者数・認定者数の推計

### (1) 被保険者数の推計

第1号被保険者数（65歳以上）のうち、前期高齢者（65～74歳）は令和7年度（2025年度）まで減少傾向が続きますが、それ以降は増加に転じる予測となっています。後期高齢者（75歳以上）は、令和12年度（2030年度）まで増加し、それ以降は減少傾向に転じる予測となっています。

また、第2号被保険者（40～64歳）は令和5年度（2023年度）をピークにその後減少する予測となっています。

|        | 第8期               |                   |                   | 長期推計              |                    |                    |                    |
|--------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
|        | 令和3年度<br>(2021年度) | 令和4年度<br>(2022年度) | 令和5年度<br>(2023年度) | 令和7年度<br>(2025年度) | 令和12年度<br>(2030年度) | 令和17年度<br>(2035年度) | 令和22年度<br>(2040年度) |
| 被保険者数  | 48,792            | 48,803            | 48,856            | 48,914            | 48,172             | 46,793             | 45,267             |
| 40～64歳 | 26,896            | 26,886            | 26,915            | 26,901            | 25,765             | 23,537             | 20,823             |
| 65歳以上  | 21,896            | 21,917            | 21,941            | 22,013            | 22,407             | 23,256             | 24,444             |
| 65～74歳 | 10,077            | 9,434             | 8,877             | 8,104             | 8,447              | 10,289             | 11,773             |
| 75歳以上  | 11,819            | 12,483            | 13,064            | 13,909            | 13,960             | 12,967             | 12,671             |
| 総人口    | 77,492            | 77,274            | 76,997            | 76,303            | 73,913             | 70,880             | 67,456             |
| 高齢化率   | 28.3%             | 28.4%             | 28.5%             | 28.8%             | 30.3%              | 32.8%              | 36.3%              |

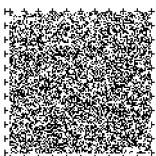
※各年9月末時点

### (2) 要支援・要介護認定者数の推計

要支援・要介護認定者数は、令和17年度（2035年度）まで増加し、それ以降は一時的に減少する予測となっています。

|      | 第8期               |                   |                   | 長期推計              |                    |                    |                    |
|------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
|      | 令和3年度<br>(2021年度) | 令和4年度<br>(2022年度) | 令和5年度<br>(2023年度) | 令和7年度<br>(2025年度) | 令和12年度<br>(2030年度) | 令和17年度<br>(2035年度) | 令和22年度<br>(2040年度) |
| 認定者数 | 4,175             | 4,408             | 4,592             | 4,922             | 5,630              | 5,835              | 5,611              |
| 要支援1 | 1,098             | 1,156             | 1,202             | 1,281             | 1,400              | 1,377              | 1,298              |
| 要支援2 | 488               | 515               | 534               | 567               | 635                | 644                | 614                |
| 要介護1 | 908               | 959               | 1,004             | 1,076             | 1,225              | 1,264              | 1,200              |
| 要介護2 | 510               | 537               | 560               | 604               | 710                | 748                | 722                |
| 要介護3 | 436               | 461               | 480               | 517               | 611                | 656                | 639                |
| 要介護4 | 397               | 421               | 437               | 475               | 572                | 628                | 628                |
| 要介護5 | 338               | 359               | 375               | 402               | 477                | 518                | 510                |

※各年9月末時点



### 3 介護サービスの基盤整備に係る方針

介護サービスの基盤整備については、第8期計画期間だけでなく、令和7年（2025年）・令和22年（2040年）の高齢者数や要支援・要介護認定者数を見据えた上で、適切にサービスを提供するためのサービス基盤を確保できるよう、計画的に整備を進めます。

#### （1）介護保険施設の方向性

##### ①介護老人福祉施設（広域型特別養護老人ホーム）

本市の当該施設に係る整備状況は、第7期計画最終年度時点で計4か所（定員合計235名）の整備が行われています。

本市の当該施設に係る第7期計画期間での利用実績等を踏まえ、本計画期間においては、新たな施設の整備は行いません。

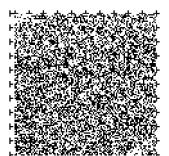
|              | 単位 | 第7期               | 第8期               |                   |                   |
|--------------|----|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
|              |    | 令和2年度<br>(2020年度) | 令和3年度<br>(2021年度) | 令和4年度<br>(2022年度) | 令和5年度<br>(2023年度) |
| 施設数          | か所 | 4                 | 4                 | 4                 | 4                 |
| 定員数（うちユニット分） | 人  | 235（80）           | 235（80）           | 235（80）           | 235（80）           |

##### ②介護老人保健施設

本市の当該施設に係る整備状況は、第7期計画最終年度時点で計2か所（定員合計170名）の整備が行われています。

本市の当該施設に係る第7期計画期間での利用実績等を踏まえ、本計画期間においては、新たな施設の整備は行いません。

|              | 単位 | 第7期               | 第8期               |                   |                   |
|--------------|----|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
|              |    | 令和2年度<br>(2020年度) | 令和3年度<br>(2021年度) | 令和4年度<br>(2022年度) | 令和5年度<br>(2023年度) |
| 施設数          | か所 | 2                 | 2                 | 2                 | 2                 |
| 定員数（うちユニット分） | 人  | 170               | 170               | 170               | 170               |



### ③介護療養型医療施設

本市では当該施設は未設置ですが、令和5年度（2023年度）末時点で廃止となることから、本計画期間において新たな施設の整備は行いません。

### ④介護医療院

介護医療院は、増加が見込まれている慢性期の医療・介護ニーズへの対応のため、日常的な医学管理や、看取り・ターミナルケア等の医療機能と、生活施設としての機能を兼ね備えた新たな介護保険施設として平成30年（2018年）4月に創設されました。

医療療養病床からの転換先としても想定されていますが、大阪府の転換意向調査結果を踏まえ、本計画期間においては、新たな施設の整備は行いません。

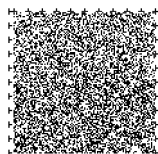
## （2）地域密着型サービス（居住系）の方向性

### ①地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（地域密着型特別養護老人ホーム）

本市の当該施設に係る整備状況は、第7期計画最終年度時点で計4か所（定員合計116名）の整備が行われております。

特別養護老人ホーム入所申込者の状況調査により把握された入所待機者数や、地域医療構想に基づく病床の機能分化に伴い生じる介護保険施設の新たなサービス必要量及び、「介護離職ゼロ」に向けての取り組みに係る介護サービスが利用できずやむを得ず離職する者を無くすための必要整備見込量をもとに、令和7年度（2025年度）を踏まえて、第8期計画期間においては令和5年度（2023年度）までに1か所（定員合計29名）の整備を進めていく予定です。

|     | 単位 | 第7期               | 第8期               |                   |                   |
|-----|----|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
|     |    | 令和2年度<br>(2020年度) | 令和3年度<br>(2021年度) | 令和4年度<br>(2022年度) | 令和5年度<br>(2023年度) |
| 施設数 | か所 | 4                 | 4                 | 4                 | 5                 |
| 定員数 | 人  | 116               | 116               | 116               | 145               |





## ②認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

本市の当該施設に係る整備状況は、第7期計画最終年度時点で計6か所（定員合計96名）の整備が行われています。本市の当該施設に係る第7期計画期間での利用実績等を踏まえ、本計画期間においては、新たな施設の整備は行いません。

|     | 単位 | 第7期               | 第8期               |                   |                   |
|-----|----|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
|     |    | 令和2年度<br>(2020年度) | 令和3年度<br>(2021年度) | 令和4年度<br>(2022年度) | 令和5年度<br>(2023年度) |
| 施設数 | か所 | 6                 | 6                 | 6                 | 6                 |
| 定員数 | 人  | 96                | 96                | 96                | 96                |

## ③地域密着型特定施設入居者生活介護

地域密着型特定施設入居者生活介護は、介護保険の指定を受けた入居定員が29人以下の介護付き有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅などが、入居している利用者に対して入浴・排せつ・食事等の介護やその他必要な日常生活上の支援を行うサービスです。

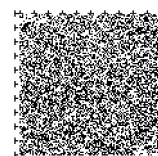
本市では当該サービスの指定を受けている事業者はなく、第7期計画期間中の利用実績もありません。本市での第7期計画期間での利用実績等を踏まえ、本計画期間においては新たに指定を行う計画はなく、サービスの見込量についても想定していませんが、今後とも利用ニーズの動向分析に努めます。

## ④小規模多機能型居宅介護

本市の当該サービスに係る整備状況は、第7期計画最終年度時点で1か所（定員合計25名）の整備が行われております。

できる限り住み慣れた地域での生活が継続できるよう、高齢者に対する包括的なサービスを提供するため、第8期計画期間においては令和5年度（2023年度）までに1か所（定員合計25名）の整備を進めていく予定です。

|      | 単位 | 第7期               | 第8期               |                   |                   |
|------|----|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
|      |    | 令和2年度<br>(2020年度) | 令和3年度<br>(2021年度) | 令和4年度<br>(2022年度) | 令和5年度<br>(2023年度) |
| 事業所数 | か所 | 1                 | 1                 | 1                 | 2                 |
| 定員数  | 人  | 25                | 25                | 25                | 50                |

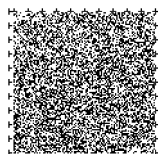


### (3) 特定施設入居者生活介護サービスの方向性

本市の当該施設に係る整備状況は、第7期計画最終年度時点で計3か所（定員合計181名）の整備が行われています。なお、市内の特定施設の指定を受けていない有料老人ホームの入居定員総数は191名、特定施設の指定を受けていないサービス付き高齢者向け住宅の入居定員総数は116名となっています。

第7期計画期間での利用実績等を踏まえ、本計画期間においては市内及び近隣市町の施設整備の動向を確認しながら、大阪府に対して新規等指定申請があった場合に、指定に係る意見を大阪府に提出します。また、特定施設の指定を受けていない施設についても、必要に応じて大阪府と連携しながら、特定施設入居者生活介護の指定を受ける施設への移行を促すとともに、そこで提供されるサービスの質の確保にも努めます。

|      | 単位 | 第7期               | 第8期               |                   |                   |
|------|----|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
|      |    | 令和2年度<br>(2020年度) | 令和3年度<br>(2021年度) | 令和4年度<br>(2022年度) | 令和5年度<br>(2023年度) |
| 事業所数 | か所 | 3                 | 3                 | 3                 | 3                 |
| 定員数  | 人  | 181               | 181               | 181               | 181               |

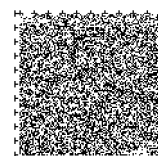


## 4 介護保険サービス量の見込み

### (1) 介護予防サービス

(給付費は年間累計の金額、回(日)数は1月あたりの数、人数は1月あたりの利用者数)

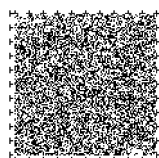
|                             | 単位 | 実績見込              | 第8期見込値            |                   |                   |                   | 長期推計               |  |
|-----------------------------|----|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|--------------------|--|
|                             |    | 令和2年度<br>(2020年度) | 令和3年度<br>(2021年度) | 令和4年度<br>(2022年度) | 令和5年度<br>(2023年度) | 令和7年度<br>(2025年度) | 令和22年度<br>(2040年度) |  |
| 介護予防<br>訪問入浴介護              | 千円 | 0                 | 0                 | 0                 | 0                 | 0                 | 0                  |  |
|                             | 回  | 0.0               | 0.0               | 0.0               | 0.0               | 0.0               | 0.0                |  |
|                             | 人  | 0                 | 0                 | 0                 | 0                 | 0                 | 0                  |  |
| 介護予防訪問看護                    | 千円 | 47,279            | 62,135            | 65,924            | 68,525            | 73,031            | 76,205             |  |
|                             | 回  | 1,213.8           | 1,581.4           | 1,676.9           | 1,743.1           | 1,857.7           | 1,938.0            |  |
|                             | 人  | 137               | 166               | 176               | 183               | 195               | 203                |  |
| 介護予防<br>訪問リハビリテーション         | 千円 | 1,644             | 4,753             | 5,016             | 5,016             | 5,809             | 5,809              |  |
|                             | 回  | 137.4             | 137.4             | 144.9             | 144.9             | 167.8             | 167.8              |  |
|                             | 人  | 12                | 12                | 13                | 13                | 15                | 15                 |  |
| 介護予防<br>居宅療養管理指導            | 千円 | 8,835             | 9,441             | 10,063            | 10,371            | 11,013            | 11,463             |  |
|                             | 人  | 55                | 60                | 64                | 66                | 70                | 73                 |  |
| 介護予防<br>通所リハビリテーション         | 千円 | 51,459            | 59,316            | 62,728            | 65,329            | 69,240            | 73,356             |  |
|                             | 人  | 142               | 162               | 171               | 178               | 189               | 198                |  |
| 介護予防<br>短期入所生活介護            | 千円 | 2,235             | 2,896             | 2,897             | 2,897             | 3,380             | 3,380              |  |
|                             | 日  | 24.5              | 33.0              | 33.0              | 33.0              | 38.5              | 38.5               |  |
|                             | 人  | 7                 | 6                 | 6                 | 6                 | 7                 | 7                  |  |
| 介護予防<br>短期入所療養介護<br>(老健)    | 千円 | 0                 | 839               | 840               | 840               | 840               | 840                |  |
|                             | 日  | 15.3              | 15.3              | 15.3              | 15.3              | 15.3              | 15.3               |  |
|                             | 人  | 2                 | 2                 | 2                 | 2                 | 2                 | 2                  |  |
| 介護予防<br>短期入所療養介護<br>(病院等)   | 千円 | 0                 | 0                 | 0                 | 0                 | 0                 | 0                  |  |
|                             | 日  | 0.0               | 0.0               | 0.0               | 0.0               | 0.0               | 0.0                |  |
|                             | 人  | 0                 | 0                 | 0                 | 0                 | 0                 | 0                  |  |
| 介護予防<br>短期入所療養介護<br>(介護医療院) | 千円 | 0                 | 0                 | 0                 | 0                 | 0                 | 0                  |  |
|                             | 日  | 0.0               | 0.0               | 0.0               | 0.0               | 0.0               | 0.0                |  |
|                             | 人  | 0                 | 0                 | 0                 | 0                 | 0                 | 0                  |  |
| 介護予防<br>福祉用具貸与              | 千円 | 26,412            | 27,745            | 29,301            | 30,439            | 32,414            | 34,083             |  |
|                             | 人  | 345               | 381               | 402               | 418               | 445               | 465                |  |
| 特定介護予防<br>福祉用具購入費           | 千円 | 3,031             | 3,558             | 3,953             | 3,953             | 3,953             | 4,349              |  |
|                             | 人  | 10                | 9                 | 10                | 10                | 10                | 11                 |  |
| 介護予防住宅改修                    | 千円 | 16,677            | 18,553            | 18,553            | 19,797            | 21,041            | 22,015             |  |
|                             | 人  | 16                | 16                | 16                | 17                | 18                | 19                 |  |
| 介護予防特定施設入居<br>者生活介護         | 千円 | 23,674            | 23,517            | 23,530            | 23,530            | 23,530            | 23,530             |  |
|                             | 人  | 28                | 28                | 28                | 28                | 28                | 28                 |  |



## (2) 居宅サービス

(給付費は年間累計の金額、回(日)数は1月あたりの数、人数は1月あたりの利用者数)

|                     | 単位 | 実績見込              | 第8期見込値            |                   |                   |                   | 長期推計               |  |
|---------------------|----|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|--------------------|--|
|                     |    | 令和2年度<br>(2020年度) | 令和3年度<br>(2021年度) | 令和4年度<br>(2022年度) | 令和5年度<br>(2023年度) | 令和7年度<br>(2025年度) | 令和22年度<br>(2040年度) |  |
| 訪問介護                | 千円 | 581,368           | 601,319           | 659,527           | 699,749           | 752,537           | 997,398            |  |
|                     | 回  | 18,317.4          | 18,964.2          | 20,796.3          | 22,063.0          | 23,736.9          | 31,522.8           |  |
|                     | 人  | 645               | 697               | 752               | 793               | 852               | 1,058              |  |
| 訪問入浴介護              | 千円 | 3,508             | 4,384             | 4,775             | 5,474             | 5,862             | 8,697              |  |
|                     | 回  | 23                | 28.3              | 30.8              | 35.3              | 37.8              | 56.1               |  |
|                     | 人  | 8                 | 11                | 12                | 14                | 15                | 22                 |  |
| 訪問看護                | 千円 | 195,975           | 221,557           | 241,364           | 256,184           | 277,127           | 362,784            |  |
|                     | 回  | 4,153.5           | 4,612.8           | 5,015.0           | 5,318.8           | 5,751.6           | 7,486.4            |  |
|                     | 人  | 362               | 418               | 454               | 481               | 520               | 671                |  |
| 訪問リハビリテーション         | 千円 | 9,274             | 11,911            | 12,795            | 13,674            | 14,827            | 19,775             |  |
|                     | 回  | 287.9             | 322.9             | 347.0             | 370.1             | 402.0             | 535.1              |  |
|                     | 人  | 26                | 29                | 31                | 33                | 36                | 48                 |  |
| 居宅療養管理指導            | 千円 | 82,203            | 96,620            | 106,004           | 112,889           | 123,041           | 165,204            |  |
|                     | 人  | 523               | 589               | 644               | 685               | 746               | 991                |  |
| 通所介護                | 千円 | 554,572           | 642,258           | 693,800           | 735,419           | 794,396           | 999,735            |  |
|                     | 回  | 6,177             | 6,817.4           | 7,339.1           | 7,767.2           | 8,382.9           | 10,373.9           |  |
|                     | 人  | 615               | 678               | 729               | 771               | 832               | 1,023              |  |
| 通所リハビリテーション         | 千円 | 289,635           | 317,102           | 341,083           | 361,991           | 391,031           | 491,088            |  |
|                     | 回  | 2,829.3           | 3,174.4           | 3,404.6           | 3,606.4           | 3,894.2           | 4,806.4            |  |
|                     | 人  | 293               | 327               | 351               | 372               | 402               | 499                |  |
| 短期入所生活介護            | 千円 | 200,230           | 215,162           | 233,282           | 250,593           | 272,755           | 362,594            |  |
|                     | 日  | 1,961.0           | 2,129.8           | 2,302.5           | 2,470.0           | 2,685.5           | 3,539.9            |  |
|                     | 人  | 147               | 172               | 186               | 199               | 216               | 281                |  |
| 短期入所療養介護<br>(老健)    | 千円 | 15,772            | 15,670            | 17,158            | 19,214            | 20,383            | 28,514             |  |
|                     | 日  | 114.5             | 124.6             | 136.2             | 152.3             | 160.6             | 220.6              |  |
|                     | 人  | 15                | 17                | 19                | 21                | 22                | 30                 |  |
| 短期入所療養介護<br>(病院等)   | 千円 | 0                 | 0                 | 0                 | 0                 | 0                 | 0                  |  |
|                     | 日  | 0.0               | 0.0               | 0.0               | 0.0               | 0.0               | 0.0                |  |
|                     | 人  | 0                 | 0                 | 0                 | 0                 | 0                 | 0                  |  |
| 短期入所療養介護<br>(介護医療院) | 千円 | 0                 | 0                 | 0                 | 0                 | 0                 | 0                  |  |
|                     | 日  | 0.0               | 0.0               | 0.0               | 0.0               | 0.0               | 0.0                |  |
|                     | 人  | 0                 | 0                 | 0                 | 0                 | 0                 | 0                  |  |
| 福祉用具貸与              | 千円 | 174,339           | 191,834           | 208,480           | 221,724           | 240,936           | 315,464            |  |
|                     | 人  | 1,009             | 1,136             | 1,227             | 1,301             | 1,410             | 1,786              |  |
| 福祉用具購入費             | 千円 | 7,487             | 7,765             | 9,068             | 9,933             | 10,316            | 13,403             |  |
|                     | 人  | 16                | 18                | 21                | 23                | 24                | 31                 |  |
| 住宅改修費               | 千円 | 16,875            | 16,003            | 17,048            | 19,984            | 19,984            | 25,010             |  |
|                     | 人  | 17                | 16                | 17                | 20                | 20                | 25                 |  |
| 特定施設入居者<br>生活介護     | 千円 | 341,375           | 346,652           | 346,844           | 346,844           | 346,844           | 346,844            |  |
|                     | 人  | 143               | 143               | 143               | 143               | 143               | 143                |  |



### (3) 地域密着型介護予防サービス

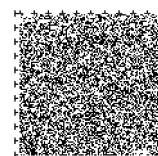
(給付費は年間累計の金額、回(日)数は1月あたりの数、人数は1月あたりの利用者数)

|                      | 単位 | 実績見込              | 第8期見込値            |                   |                   |                   | 長期推計               |  |
|----------------------|----|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|--------------------|--|
|                      |    | 令和2年度<br>(2020年度) | 令和3年度<br>(2021年度) | 令和4年度<br>(2022年度) | 令和5年度<br>(2023年度) | 令和7年度<br>(2025年度) | 令和22年度<br>(2040年度) |  |
| 介護予防<br>認知症対応型通所介護   | 千円 | 0                 | 0                 | 0                 | 0                 | 0                 | 0                  |  |
|                      | 回  | 0.0               | 0.0               | 0.0               | 0.0               | 0.0               | 0.0                |  |
|                      | 人  | 0                 | 0                 | 0                 | 0                 | 0                 | 0                  |  |
| 介護予防小規模多機能<br>型居宅介護  | 千円 | 3,654             | 3,331             | 3,888             | 4,444             | 4,444             | 4,444              |  |
|                      | 人  | 6                 | 6                 | 7                 | 8                 | 8                 | 8                  |  |
| 介護予防認知症対応型<br>共同生活介護 | 千円 | 2,326             | 2,734             | 2,735             | 2,735             | 2,735             | 2,735              |  |
|                      | 人  | 1                 | 1                 | 1                 | 1                 | 1                 | 1                  |  |

### (4) 地域密着型サービス

(給付費は年間累計の金額、回(日)数は1月あたりの数、人数は1月あたりの利用者数)

|                          | 単位 | 実績見込              | 第8期見込値            |                   |                   |                   | 長期推計               |  |
|--------------------------|----|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|--------------------|--|
|                          |    | 令和2年度<br>(2020年度) | 令和3年度<br>(2021年度) | 令和4年度<br>(2022年度) | 令和5年度<br>(2023年度) | 令和7年度<br>(2025年度) | 令和22年度<br>(2040年度) |  |
| 定期巡回・随時対応型<br>訪問介護看護     | 千円 | 2,907             | 2,622             | 2,624             | 4,436             | 4,436             | 6,247              |  |
|                          | 人  | 2                 | 2                 | 2                 | 3                 | 3                 | 4                  |  |
| 夜間対応型訪問介護                | 千円 | 0                 | 0                 | 0                 | 0                 | 0                 | 0                  |  |
|                          | 人  | 0                 | 0                 | 0                 | 0                 | 0                 | 0                  |  |
| 地域密着型通所介護                | 千円 | 134,069           | 154,144           | 167,939           | 177,741           | 191,986           | 240,592            |  |
|                          | 回  | 1,333.0           | 1,550.5           | 1,676.8           | 1,770.4           | 1,913.5           | 2,347.8            |  |
|                          | 人  | 131               | 151               | 163               | 172               | 186               | 228                |  |
| 認知症対応型通所介護               | 千円 | 0                 | 0                 | 0                 | 0                 | 0                 | 0                  |  |
|                          | 回  | 0.0               | 0.0               | 0.0               | 0.0               | 0.0               | 0.0                |  |
|                          | 人  | 0                 | 0                 | 0                 | 0                 | 0                 | 0                  |  |
| 小規模多機能型<br>居宅介護          | 千円 | 39,723            | 46,781            | 48,918            | 91,725            | 91,725            | 91,725             |  |
|                          | 人  | 18                | 22                | 23                | 43                | 43                | 43                 |  |
| 認知症対応型共同生活<br>介護         | 千円 | 305,486           | 299,039           | 299,205           | 299,205           | 299,205           | 299,205            |  |
|                          | 人  | 96                | 95                | 95                | 95                | 95                | 95                 |  |
| 地域密着型特定施設入<br>居者生活介護     | 千円 | 0                 | 0                 | 0                 | 0                 | 0                 | 0                  |  |
|                          | 人  | 0                 | 0                 | 0                 | 0                 | 0                 | 0                  |  |
| 地域密着型介護老人福<br>祉施設入所者生活介護 | 千円 | 398,550           | 391,096           | 391,313           | 488,166           | 488,166           | 488,166            |  |
|                          | 人  | 117               | 116               | 116               | 145               | 145               | 145                |  |
| 看護小規模多機能型<br>居宅介護        | 千円 | 47,737            | 63,454            | 67,519            | 74,145            | 78,175            | 99,725             |  |
|                          | 人  | 20                | 26                | 28                | 30                | 32                | 40                 |  |



## (5) 施設サービス

(給付費は年間累計の金額、人数は1月あたりの利用者数)

|           | 単位 | 実績見込              | 第8期見込値            |                   |                   |                   | 長期推計               |  |
|-----------|----|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|--------------------|--|
|           |    | 令和2年度<br>(2020年度) | 令和3年度<br>(2021年度) | 令和4年度<br>(2022年度) | 令和5年度<br>(2023年度) | 令和7年度<br>(2025年度) | 令和22年度<br>(2040年度) |  |
| 介護老人福祉施設  | 千円 | 640,107           | 676,358           | 715,139           | 747,322           | 749,629           | 749,629            |  |
|           | 人  | 198               | 212               | 224               | 234               | 235               | 235                |  |
| 介護老人保健施設  | 千円 | 518,973           | 541,544           | 565,849           | 582,856           | 582,856           | 582,856            |  |
|           | 人  | 146               | 158               | 165               | 170               | 170               | 170                |  |
| 介護医療院     | 千円 | 16,878            | 20,645            | 20,656            | 20,656            | 20,656            | 28,919             |  |
|           | 人  | 4                 | 5                 | 5                 | 5                 | 5                 | 7                  |  |
| 介護療養型医療施設 | 千円 | 0                 | 0                 | 0                 | 0                 |                   |                    |  |
|           | 人  | 0                 | 0                 | 0                 | 0                 |                   |                    |  |

## (6) 介護予防支援

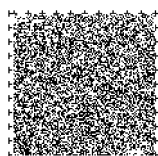
(給付費は年間累計の金額、人数は1月あたりの利用者数)

|        | 単位 | 実績見込              | 第8期見込値            |                   |                   |                   | 長期推計               |  |
|--------|----|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|--------------------|--|
|        |    | 令和2年度<br>(2020年度) | 令和3年度<br>(2021年度) | 令和4年度<br>(2022年度) | 令和5年度<br>(2023年度) | 令和7年度<br>(2025年度) | 令和22年度<br>(2040年度) |  |
| 介護予防支援 | 千円 | 29,254            | 32,751            | 34,622            | 36,012            | 38,327            | 40,137             |  |
|        | 人  | 505               | 566               | 598               | 622               | 662               | 693                |  |

## (7) 居宅介護支援

(給付費は年間累計の金額、人数は1月あたりの利用者数)

|        | 単位 | 実績見込              | 第8期見込値            |                   |                   |                   | 長期推計               |  |
|--------|----|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|--------------------|--|
|        |    | 令和2年度<br>(2020年度) | 令和3年度<br>(2021年度) | 令和4年度<br>(2022年度) | 令和5年度<br>(2023年度) | 令和7年度<br>(2025年度) | 令和22年度<br>(2040年度) |  |
| 居宅介護支援 | 千円 | 270,094           | 302,810           | 327,030           | 346,522           | 374,813           | 469,225            |  |
|        | 人  | 1,441             | 1,612             | 1,737             | 1,839             | 1,988             | 2,467              |  |



## 5 地域支援事業量の見込み

### (1) 介護予防・日常生活支援総合事業

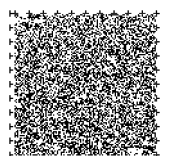
(給付費は年間累計の金額、人数は1月あたりの利用者数)

|                       | 単位 | 実績見込              | 第8期見込値            |                   |                   |                   | 長期推計               |  |
|-----------------------|----|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|--------------------|--|
|                       |    | 令和2年度<br>(2020年度) | 令和3年度<br>(2021年度) | 令和4年度<br>(2022年度) | 令和5年度<br>(2023年度) | 令和7年度<br>(2025年度) | 令和22年度<br>(2040年度) |  |
| 訪問介護<br>相当サービス        | 千円 | 27,000            | 29,634            | 29,634            | 29,634            | 27,145            | 25,121             |  |
|                       | 人  | 82                | 87                | 90                | 90                | 82                | 76                 |  |
| 訪問型サービス<br>A          | 千円 | 33,000            | 43,492            | 43,492            | 43,492            | 42,136            | 38,994             |  |
|                       | 人  | 212               | 230               | 230               | 230               | 213               | 197                |  |
| 訪問型サービス<br>C          | 千円 | 2,158             | 2,284             | 2,408             | 2,503             | 2,667             | 2,769              |  |
| 通所介護<br>相当サービス        | 千円 | 27,000            | 35,526            | 35,526            | 35,526            | 27,145            | 25,121             |  |
|                       | 人  | 57                | 70                | 75                | 75                | 57                | 53                 |  |
| 通所型サービス<br>A          | 千円 | 59,000            | 71,567            | 71,567            | 71,567            | 71,181            | 65,874             |  |
|                       | 人  | 277               | 310               | 310               | 310               | 278               | 258                |  |
| 介護予防<br>ケアマネジメント      | 千円 | 27,600            | 23,420            | 23,420            | 23,420            | 33,214            | 30,258             |  |
| 介護予防<br>普及啓発事業        | 千円 | 9,034             | 7,565             | 7,565             | 7,565             | 10,871            | 9,904              |  |
| 地域介護予防<br>活動支援事業      | 千円 | 14,533            | 13,301            | 13,301            | 13,301            | 17,490            | 15,933             |  |
| 地域リハビリテーシ<br>ョン活動支援事業 | 千円 | 2,665             | 3,143             | 3,143             | 3,143             | 3,207             | 2,921              |  |

### (2) 包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業

(給付費は年間累計の金額)

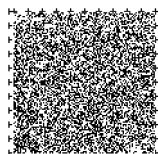
|                                | 単位 | 実績見込              | 第8期見込値            |                   |                   |                   | 長期推計               |  |
|--------------------------------|----|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|--------------------|--|
|                                |    | 令和2年度<br>(2020年度) | 令和3年度<br>(2021年度) | 令和4年度<br>(2022年度) | 令和5年度<br>(2023年度) | 令和7年度<br>(2025年度) | 令和22年度<br>(2040年度) |  |
| 包括的支援事業<br>(地域包括支援セ<br>ンターの運営) | 千円 | 56,265            | 52,583            | 52,583            | 52,583            | 56,846            | 63,124             |  |
| 任意事業                           | 千円 | 6,880             | 5,321             | 5,321             | 5,321             | 6,951             | 7,719              |  |



### (3) 包括的支援事業（社会保障充実分）

（給付費は年間累計の金額）

|                    | 単位 | 実績見込              | 第8期見込値            |                   |                   |                   | 長期推計               |  |
|--------------------|----|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|--------------------|--|
|                    |    | 令和2年度<br>(2020年度) | 令和3年度<br>(2021年度) | 令和4年度<br>(2022年度) | 令和5年度<br>(2023年度) | 令和7年度<br>(2025年度) | 令和22年度<br>(2040年度) |  |
| 在宅医療・介護<br>連携推進事業  | 千円 | 3,632             | 1,898             | 1,898             | 1,898             | 1,904             | 2,110              |  |
| 生活支援体制<br>整備事業     | 千円 | 4,875             | 3,963             | 3,963             | 3,963             | 3,976             | 4,406              |  |
| 認知症初期集中<br>支援推進事業  | 千円 | 688               | 2,235             | 2,235             | 2,235             | 2,242             | 2,485              |  |
| 認知症地域支<br>援・ケア向上事業 | 千円 | 6,509             | 5,149             | 5,149             | 5,149             | 5,165             | 5,724              |  |
| 地域ケア会議推<br>進事業     | 千円 | 6,269             | 5,721             | 5,721             | 5,721             | 5,740             | 6,360              |  |





## 6 第8期計画における第1号被保険者保険料の算出

### (1) 介護保険事業に係る給付費見込額の算出

第8期計画期間における介護保険事業に係る給付費の見込額は以下の通りに算出されます。

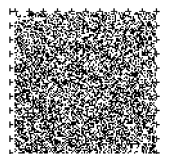
|                      |                               | 単位 | 令和3年度<br>(2021年度) | 令和4年度<br>(2022年度) | 令和5年度<br>(2023年度) | 合計             |
|----------------------|-------------------------------|----|-------------------|-------------------|-------------------|----------------|
| ①<br>標準給付費           | 総給付費                          | 円  | 5,438,299,000     | 5,761,470,000     | 6,160,334,000     | 17,360,103,000 |
|                      | 在宅サービス                        | 円  | 3,136,714,000     | 3,396,199,000     | 3,649,020,000     | 10,181,933,000 |
|                      | 居住系サービス                       | 円  | 671,942,000       | 672,314,000       | 672,314,000       | 2,016,570,000  |
|                      | 施設サービス                        | 円  | 1,629,643,000     | 1,692,957,000     | 1,839,000,000     | 5,161,600,000  |
|                      | 特定入所者介護サービス費等給付額              | 円  | 136,939,663       | 128,482,311       | 133,835,107       | 399,257,081    |
|                      | 高額介護サービス費等給付額                 | 円  | 132,122,463       | 137,249,061       | 142,978,151       | 412,349,675    |
|                      | 高額医療合算介護サービス費等給付額             | 円  | 17,073,009        | 18,025,826        | 18,778,265        | 53,877,100     |
|                      | 算定対象審査支払手数料                   | 円  | 4,684,584         | 4,946,045         | 5,152,516         | 14,783,145     |
| ②<br>地域支援事業費         | 介護予防・日常生活支援総合事業費              | 円  | 229,931,811       | 230,056,097       | 230,151,140       | 690,139,048    |
|                      | 包括的支援事業 <sup>※1</sup> 及び任意事業費 | 円  | 57,904,205        | 57,904,205        | 57,904,205        | 173,712,615    |
|                      | 包括的支援事業 <sup>※2</sup>         | 円  | 18,965,714        | 18,965,714        | 18,965,714        | 56,897,142     |
| ①標準給付費見込額            |                               | 円  | 5,729,118,719     | 6,050,173,243     | 6,461,078,039     | 18,240,370,001 |
| ②地域支援事業費見込額          |                               | 円  | 306,801,730       | 306,926,016       | 307,021,059       | 920,748,805    |
| 介護保険事業に係る給付費見込額〔①+②〕 |                               | 円  | 6,035,920,449     | 6,357,099,259     | 6,768,099,098     | 19,161,118,806 |

※1 地域包括支援センター運営分

※2 社会保障充実分

介護保険事業に係る給付費見込額（令和3～5（2021～2023）年度）

19,161,118,806 円



## (2) 介護保険料算定に必要な諸経費と第8期計画期間における保険料収納必要額

### ①第1号被保険者が負担する割合

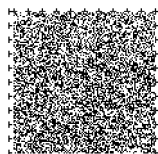
介護保険事業の財源は、保険給付費のうち50%が公費負担、残りの50%が介護保険料により負担されます。第1号被保険者と第2号被保険者の介護保険料の負担割合は、全国ベースでの被保険者数の人数比率に基づき、3年ごとに定められます。

第8期計画期間では、第7期計画期間に引き続き23.0%となっています。

|     |         | 単位 | 保険給付費 |      | 地域支援事業費         |              |
|-----|---------|----|-------|------|-----------------|--------------|
|     |         |    | 居宅等   | 施設等  | 介護予防・日常生活支援総合事業 | 包括的支援事業・任意事業 |
| 公費  | 国       | %  | 20.0  | 15.0 | 20.0            | 38.5         |
|     | 財政調整交付金 | %  | 5.0   | 5.0  | 5.0             | -            |
|     | 府       | %  | 12.5  | 17.5 | 12.5            | 19.25        |
|     | 市       | %  | 12.5  | 12.5 | 12.5            | 19.25        |
| 保険料 | 第1号被保険者 | %  | 23.0  |      | 23.0            | 23.0         |
|     | 第2号被保険者 | %  | 27.0  |      | 27.0            | -            |

(1)において算出した「介護保険事業に係る給付費見込額」に第1号被保険者が負担する割合を掛け合わせると、以下の通りに第1号被保険者負担分相当額が算出されます。

|               | 単位 | 令和3年度<br>(2021年度) | 令和4年度<br>(2022年度) | 令和5年度<br>(2023年度) | 合計            |
|---------------|----|-------------------|-------------------|-------------------|---------------|
| 第1号被保険者負担分相当額 | 円  | 1,388,261,703     | 1,462,132,830     | 1,556,662,793     | 4,407,057,325 |



## ②財政調整交付金

国は、国の負担分のうち、全市町村の標準給付費の5%にあたる額を財政調整交付金として交付します。これは、市町村間の介護保険財政の格差を調整するために交付されるものであり、5%未満または5%を超えて交付される市町村があります。

本市は、75歳以上の高齢者が占める割合が全国平均に比べて比較的低いなどの理由により、第8期計画期間における財政調整交付金の交付割合は、計画期間を通して、平均3.21%程度となると見込まれます。5%との差額分については、財政調整交付金不足額として第1号被保険者負担分相当額に含めた上で、介護保険料を算定します。

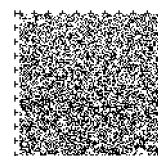
|             | 単位 | 令和3年度<br>(2021年度) | 令和4年度<br>(2022年度) | 令和5年度<br>(2023年度) | 合計          |
|-------------|----|-------------------|-------------------|-------------------|-------------|
| 調整交付金相当額    | 円  | 297,952,527       | 314,011,467       | 334,561,459       | 946,525,452 |
| 調整交付金見込交付割合 | %  | 2.44              | 3.30              | 3.88              |             |
| 調整交付金見込額    | 円  | 145,401,000       | 207,248,000       | 259,620,000       | 612,269,000 |

## ③介護保険給付費準備基金の活用

介護保険給付費準備基金は、市の介護保険事業に要する費用の財源に充てるため、給付費が見込額を下回る場合は剰余金を基金に積み立て、給付費が見込額を上回る場合は、前年度以前に積み立てられた基金から必要額を取り崩します。計画期間の最終年度において残高がある場合には、次期介護保険料を見込むにあたって基金を取り崩すこととなっています。

第8期計画期間においては、団塊の世代が後期高齢者となる令和7年度(2025年度)に見込まれる給付費の増加も勘案し、今後も持続可能な介護保険制度とするため、433,500,000円を保険料上昇の抑制に活用し、残額は基金に積み残すことで、将来的な介護保険財政を確保することとします。

|                         |              |
|-------------------------|--------------|
| 介護保険給付費準備基金残高(令和2年度末見込) | 763,773,548円 |
| 準備基金取崩額                 | 433,500,000円 |
| 準備基金取崩額の影響額             | 539円         |



#### ④第8期計画期間における保険料収納必要額

以上より、第8期計画期間における保険料収納必要額を試算すると以下の通りとなります。

|               |                 |
|---------------|-----------------|
| 第1号被保険者負担分相当額 | 4,407,057,325 円 |
| 調整交付金相当額      | 946,525,452 円   |
| 調整交付金見込額      | ▲ 612,269,000 円 |
| 準備基金取崩額       | ▲ 433,500,000 円 |
| 保険料収納必要額      | 4,307,813,778 円 |

以上の過程より、第8期計画期間中における保険料収納必要額を算出します。算出の式は以下の通りです。

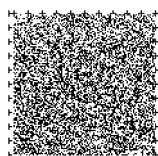
$$\begin{aligned} & \text{第1号被保険者負担分相当額}(4,407,057,325 \text{ 円}) + \text{調整交付金相当額}(946,525,452 \text{ 円}) \\ & \quad - \text{調整交付金見込額}(612,269,000 \text{ 円}) - \text{準備基金取崩額}(433,500,000 \text{ 円}) \end{aligned}$$

保険料収納必要額（令和3～5（2021～2023）年度）

4,307,813,778 円

なお、介護保険料の算出にあたっては、計画期間中においてどの程度の割合で適切に介護保険料を収納できるか（予定保険料収納率）を設定する必要があります。

第8期計画期間中の予定保険料収納率につきましては、これまでの収納実績に基づき、98.55%と設定します。



### (3) 第8期介護保険料の算出

第8期計画期間中における第1号被保険者数及び所得段階別被保険者数を推計すると下表の通りとなります。なお、本市では所得別の保険料段階を13段階としているため、所得段階別被保険者も13段階別で算出しています。

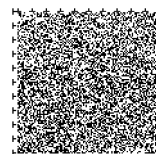
|                                | 単位 | 令和3年度<br>(2021年度) | 令和4年度<br>(2022年度) | 令和5年度<br>(2023年度) | 合計     |
|--------------------------------|----|-------------------|-------------------|-------------------|--------|
| 第1号被保険者数                       | 人  | 21,896            | 21,917            | 21,941            | 65,754 |
| 前期 (65～74歳)                    | 人  | 10,077            | 9,434             | 8,877             | 28,388 |
| 後期 (75歳～)                      | 人  | 11,819            | 12,483            | 13,064            | 37,366 |
| 所得段階別被保険者数                     | 人  | 21,896            | 21,917            | 21,941            | 65,754 |
| 第1段階                           | 人  | 3,520             | 3,523             | 3,527             | 10,570 |
| 第2段階                           | 人  | 1,635             | 1,637             | 1,638             | 4,910  |
| 第3段階                           | 人  | 1,525             | 1,526             | 1,528             | 4,579  |
| 第4段階                           | 人  | 3,175             | 3,178             | 3,182             | 9,535  |
| 第5段階                           | 人  | 2,709             | 2,712             | 2,715             | 8,136  |
| 第6段階                           | 人  | 2,281             | 2,283             | 2,286             | 6,850  |
| 第7段階                           | 人  | 3,653             | 3,657             | 3,661             | 10,971 |
| 第8段階                           | 人  | 1,853             | 1,855             | 1,857             | 5,565  |
| 第9段階                           | 人  | 284               | 284               | 285               | 853    |
| 第10段階                          | 人  | 665               | 666               | 666               | 1,997  |
| 第11段階                          | 人  | 210               | 210               | 211               | 631    |
| 第12段階                          | 人  | 102               | 102               | 102               | 306    |
| 第13段階                          | 人  | 284               | 284               | 283               | 851    |
| 所得段階別加入割合補正後被保険者数 <sup>※</sup> | 人  | 22,630            | 22,652            | 22,676            | 67,958 |

※第1号被保険者保険料に不足を生じないよう、所得段階ごとに人数と保険料率を乗じた数の合計(=所得段階別加入割合補正後被保険者数)を被保険者数とみなして基準額を算定します。

以上の過程より、第8期計画期間中における第1号被保険者の介護保険料(月額)を算出します。算出の式は以下の通りです。

保険料収納必要額(4,307,813,778円)÷予定保険料収納率(98.55%)

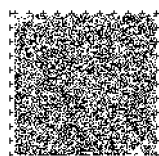
÷所得段階別加入割合補正後被保険者数(67,958人)÷12



第8期計画期間における介護保険料は以下の通りとなります。

| 保険料段階 | 対象者   |               | 基準額<br>に対する<br>割合                         | 保険料額               |                      |                      |
|-------|---|---------------|---|--------------------|----------------------|----------------------|
|       |   |               |   | 月額                 | 年額                   |                      |
| 第1段階  | ①生活保護または中国残留邦人等支援給付受給者<br>②世帯員全員が市民税非課税で、かつ本人が老齢福祉年金受給者もしくは前年分の合計所得金額と課税年金収入金額の合計額が80万円以下の者 |               | 0.30<br>(0.50)                            | 1,610円<br>(2,680円) | 19,320円<br>(32,160円) |                      |
| 第2段階  | 本人が市民税非課税   | 世帯員全員が市民税非課税  | 本人の前年分の合計所得金額と課税年金収入金額の合計額が80万円超120万円以下の者 | 0.50<br>(0.65)     | 2,680円<br>(3,490円)   | 32,160円<br>(41,880円) |
| 第3段階  |   |               | 本人の前年分の合計所得金額と課税年金収入金額の合計額が120万円超の者       | 0.70<br>(0.75)     | 3,760円<br>(4,020円)   | 45,120円<br>(48,240円) |
| 第4段階  |   | 世帯員に市民税課税者がいる | 本人の前年分の合計所得金額と課税年金収入金額の合計額が80万円以下の者       | 0.90               | 4,830円               | 57,960円              |
| 第5段階  |   |               | 本人の前年分の合計所得金額と課税年金収入金額の合計額が80万円超の者        | 1.00<br>(基準額)      | <b>5,360円</b>        | <b>64,320円</b>       |
| 第6段階  |   | 本人が市民税課税      | 前年分の合計所得金額が120万円未満の者                      | 1.20               | 6,440円               | 77,280円              |
| 第7段階  | 前年分の合計所得金額が120万円以上210万円未満の者   |               | 1.30                                      | 6,970円             | 83,640円              |                      |
| 第8段階  | 前年分の合計所得金額が210万円以上320万円未満の者   |               | 1.50                                      | 8,040円             | 96,480円              |                      |
| 第9段階  | 前年分の合計所得金額が320万円以上350万円未満の者   |               | 1.65                                      | 8,850円             | 106,200円             |                      |
| 第10段階 | 前年分の合計所得金額が350万円以上500万円未満の者   |               | 1.80                                      | 9,650円             | 115,800円             |                      |
| 第11段階 | 前年分の合計所得金額が500万円以上650万円未満の者   |               | 1.90                                      | 10,190円            | 122,280円             |                      |
| 第12段階 | 前年分の合計所得金額が650万円以上800万円未満の者   |               | 1.95                                      | 10,460円            | 125,520円             |                      |
| 第13段階 | 前年分の合計所得金額が800万円以上の者  |               | 2.00                                      | 10,720円            | 128,640円             |                      |

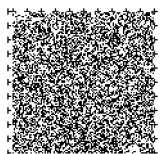
※各保険料段階の年額及び月額、端数処理の関係上基準額に対する割合と合わない場合があります。



《参考：第7期計画期間における介護保険料》

| 保険料段階 | 対象者   |               | 基準額<br>に対する<br>割合                         | 保険料額               |                      |                |
|-------|---|---------------|---|--------------------|----------------------|----------------|
|       |   |               |   | 月額                 | 年額                   |                |
| 第1段階  | ①生活保護または中国残留邦人等支援給付受給者<br>②世帯員全員が市民税非課税で、かつ本人が老齢福祉年金受給者もしくは前年分の合計所得金額と課税年金収入金額の合計額が80万円以下の者 |               | 0.45<br>(0.50)                            | 2,430円<br>(2,680円) | 29,160円<br>(32,160円) |                |
| 第2段階  | 本人が市民税非課税   | 世帯員全員が市民税非課税  | 本人の前年分の合計所得金額と課税年金収入金額の合計額が80万円超120万円以下の者 | 0.65               | 3,490円               | 41,880円        |
| 第3段階  |   |               | 本人の前年分の合計所得金額と課税年金収入金額の合計額が120万円超の者       | 0.75               | 4,020円               | 48,240円        |
| 第4段階  |   | 世帯員に市民税課税者がいる | 本人の前年分の合計所得金額と課税年金収入金額の合計額が80万円以下の者       | 0.90               | 4,830円               | 57,960円        |
| 第5段階  |   |               | 本人の前年分の合計所得金額と課税年金収入金額の合計額が80万円超の者        | 1.00<br>(基準額)      | <b>5,360円</b>        | <b>64,320円</b> |
| 第6段階  |   | 本人が市民税課税      | 前年分の合計所得金額が120万円未満の者                      | 1.20               | 6,440円               | 77,280円        |
| 第7段階  | 前年分の合計所得金額が120万円以上200万円未満の者   |               | 1.30                                      | 6,970円             | 83,640円              |                |
| 第8段階  | 前年分の合計所得金額が200万円以上300万円未満の者   |               | 1.50                                      | 8,040円             | 96,480円              |                |
| 第9段階  | 前年分の合計所得金額が300万円以上350万円未満の者   |               | 1.65                                      | 8,850円             | 106,200円             |                |
| 第10段階 | 前年分の合計所得金額が350万円以上500万円未満の者   |               | 1.80                                      | 9,650円             | 115,800円             |                |
| 第11段階 | 前年分の合計所得金額が500万円以上650万円未満の者   |               | 1.90                                      | 10,190円            | 122,280円             |                |
| 第12段階 | 前年分の合計所得金額が650万円以上800万円未満の者   |               | 1.95                                      | 10,460円            | 125,520円             |                |
| 第13段階 | 前年分の合計所得金額が800万円以上の者  |               | 2.00                                      | 10,720円            | 128,640円             |                |

※各保険料段階の年額及び月額は、端数処理の関係上基準額に対する割合と合わない場合があります。



## 第 6 章 計画の推進にあたって

### (1) 計画の推進体制

本計画は介護保険事業の円滑な運営とともに、高齢者の生活を支え、健康で生きがいのある生活を営んでもらえるよう、保健・福祉分野のみならず生涯学習、文化・スポーツ、住宅、都市基盤など、総合的な支援に取り組む方針を示しています。

そのため、計画の推進にあたっては、計画の円滑な実施に向けて、高齢介護課を中心に民生担当部局、保健医療担当部局、住宅担当部局、労働担当部局、教育担当部局、防災担当部局等の関係部局と連携して、問題意識の共有を図りながら施策・事業の推進と進捗管理等を行います。

さらに、全市的な観点から本計画の推進、進行管理や見直しなどを行うため、医療機関や社会福祉法人等の関係機関とのきめ細やかな連携を進めます。

### (2) 介護保険事業等の進捗状況等の把握

介護保険制度を円滑に進めるため、計画の進行・進捗に関する情報を総合的にとりまとめるとともに、新たな課題への対応、事業評価などを推進していくことが求められます。

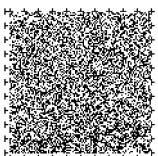
そこで、本市における介護保険サービスの利用者、サービス供給量、介護予防・日常生活支援総合事業の実施状況などの基礎的なデータの収集、市民ニーズ、利用者満足度等の質的情報の把握などを随時実施するとともに、事業全体の進行・進捗の把握・確認を行い、総合的な調整や新たな課題の検討、地域支援事業の達成状況の点検など、評価・分析等（P D C A）を実施します。

また、計画の進行・進捗に関する情報や検討・評価の結果等については、定期的に「交野市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進審議会」において報告を行います。

### (3) 保険者機能強化推進交付金等の活用

平成 29 年度（2017 年度）の介護保険法改正により、市町村及び都道府県に対し、自立支援・重度化防止等に関する取り組みを推進するための「保険者機能強化推進交付金」が交付されることとなり、また、令和 2 年度（2020 年度）から公的保険制度における介護予防の位置づけを高めるため、「介護保険保険者努力支援交付金」が創設されました。

本計画を効果的かつ実効性のあるものとするために、「保険者機能強化推進交付金」等の評価結果も活用しつつ地域課題の分析を行い、改善につなげるなど、P D C A サイクルに基づき、管理していきます。そして「保険者機能強化推進交付金」等を着実に獲得し、介護予防や認知症対策などにおいて有効な活用に努めます。





## 資料編

### 1 交野市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進審議会条例

#### (設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、交野市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

#### (所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の8に規定する老人福祉計画及び介護保険法(平成9年法律第123号)第117条に規定する介護保険事業計画の策定及び推進について、調査及び審議するほか、必要に応じ、その進捗について意見交換を行う。

#### (組織)

第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 福祉、保健若しくは医療に係る団体から推薦された者又はその代表者
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 介護保険の被保険者
- (4) その他市長が適当と認める者

#### (任期)

第4条 委員の任期は、3年とし、再任されることを妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

#### (会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

#### (会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

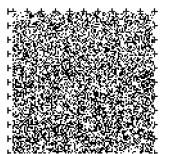
2 審議会は、委員の定数の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長が必要と認めるときは、審議会に委員以外の者の出席を認め、説明又は意見を聴くことができる。

#### (守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。



(庶務)

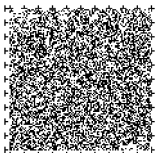
第8条 審議会の庶務は、福祉部において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

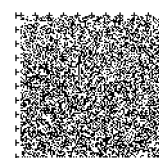
この条例は、平成25年4月1日から施行する。



## 2 交野市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進審議会 委員名簿

敬称略・順不同

| 団体名等                     | 氏名     | 備考  |
|--------------------------|--------|-----|
| (一社)交野市医師会 会長            | 波戸 良光  | 会長  |
| (社福)交野市社会福祉協議会 会長        | 山口 幸三  | 副会長 |
| (一社)交野市歯科医師会 福祉理事        | 寺嶋 みづほ |     |
| 北河内薬剤師会 会長               | 羽尻 昌功  |     |
| 関西福祉科学大学 名誉教授            | 杉本 敏夫  |     |
| 大阪府四條畷保健所 所長             | 中村 顕   |     |
| 交野市区長会 会長                | 市岡 伊佐男 |     |
| 交野市民生委員児童委員協議会 副会長       | 古賀 よし枝 |     |
| 交野市星友クラブ連合会 会長           | 青山 雅宏  |     |
| 交野市身体障がい者福祉会 会長          | 堀内 治男  |     |
| 交野市ボランティアグループ連絡会 会長      | 菊田 広子  |     |
| 交野市介護者(家族)の会 会長          | 勝井 和代  |     |
| 連合大阪 交野連絡会 事務局長          | 久保田 良  |     |
| 交野市工業会 副会長               | 内山 恵一  |     |
| 公募委員 (介護保険第一号被保険者)       | 山岸 忠昭  |     |
| 公募委員 (介護保険第二号被保険者)       | 村瀬 章子  |     |
| (社福)もくせい会 ケアハウスきんもくせい施設長 | 池永 直美  |     |
| (社福)豊年福祉会 理事長            | 西田 孝司  |     |
| 合計                       |        | 18名 |



## 3 用語集

### あ

#### ◆アドバンス・ケア・プランニング（ACP）

患者本人とその家族が、医療者や介護提供者等と一緒に、現在の病気だけでなく、意思決定能力が低下する場合に備えて、あらかじめ、終末期を含めた今後の医療や介護について話し合うことや、意思決定ができなくなったときに備えて、本人に代わって意思決定をする人を決めておくプロセスのこと。

#### ◆いきいき・ふれあいサロン

校区福祉委員会が取り組む、地域の高齢者の方を対象とした仲間づくりや交流を行う集まりのこと。

#### ◆Osaka あんしん住まい推進協議会

行政、公的住宅事業者、民間住宅事業者等の協力により、賃貸住宅全体における住宅確保要配慮者（高齢者、障がい者、低額所得者、外国人、子育て世帯、被災者等）のための居住の安定確保と居住支援方策の充実を図るため、住宅セーフティネット法に規定する居住支援協議会として設立された協議会。

#### ◆大阪府医療計画

大阪府が策定する、大阪府での医療提供体制の確保を図るための計画。

#### ◆大阪府高齢者計画

老人福祉法に基づいた「老人福祉計画」と介護保険法に基づいた「介護保険事業支援計画」を一体のものとして、大阪府が策定した計画。

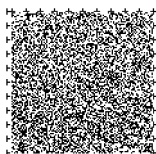
#### ◆大阪府地域医療構想

大阪府が策定する「地域医療構想」のことで、医療や介護に関する他の計画との整合性を図りながら、令和7年(2025年)の医療需要と病床の必要量や、目指すべき医療提供体制を実現するための施策等を定めるもの。

### か

#### ◆介護医療院

「日常的な医学管理が必要な重介護者の受け入れ」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた、新たな介護保険施設。地域包括ケアシステムの5要素(医療、介護、生活支援、予防、住まい)のうち、介護療養型医療施設が持つ「医療」「介護」「生活支援」に加え「住まい」の機能を持った長期療養を目的とした施設。



#### ◆介護休業制度

育児・介護休業法に基づき、労働者が事業主に申し出ることにより、93日を限度として、要介護状態にある家族を介護するために取得することができる休業制度。

#### ◆介護給付適正化計画

介護給付の適正化事業は実施主体が保険者であり、主要五事業(要介護認定の適正化、ケアプランの点検、住宅改修等の点検、縦覧点検・医療情報との突合、介護給付費通知)や地域の実情に応じた介護給付の適正化に資する取り組みを構想し、その取り組み内容と目標について、介護給付適正化計画として市町村介護保険事業計画に盛り込むこととされている。

#### ◆介護給付費通知

被保険者が利用した介護サービスの内容や費用額等を確認していただくために、通知発送希望者に対して発送する通知のこと。介護給付適正化の主要5事業のうちの一つ。

#### ◆介護支援専門員（ケアマネジャー）

要介護者等が自立した日常生活を営むために必要な援助に関する専門的な知識及び技術を有し、要介護者等の相談や心身の状況に応じて、適切なサービス(訪問介護、デイサービス等)を受けられるようにケアプランの作成や市町村・サービス事業者等との連絡調整を行う者。

#### ◆介護相談員（介護サービス相談員）派遣事業

市町村に登録された介護相談員(介護サービス相談員)が、介護サービスの提供の場等を訪問し、サービス利用者の話を伺い、相談に応じる等の活動を行うもの。本事業は、利用者の疑問や不満、不安の解消を図るとともに、派遣を受けた事業所における介護サービスの質的な向上を図ることを目的としている。

#### ◆介護保険保険者努力支援交付金

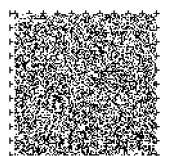
自治体への財政的インセンティブとして、市町村の様々な取り組みの達成状況を評価できるよう客観的な指標を設定し、市町村の介護予防、健康づくりに資する取り組みを支援するため、令和2年度(2020年度)に創設された交付金。

#### ◆介護予防ケアマネジメント

要支援者、及び「基本チェックリスト」の記入内容が、総合事業対象者と判断できる者に対して提供されるケアマネジメントサービスのこと。

#### ◆介護予防・高齢者スポーツ講習会

介護予防・日常生活支援総合事業において、65歳以上の高齢者であれば誰でも参加できる一般介護予防事業に位置付けられており、初心者向けのスポーツ講習会を開催することにより、高齢者の生きがいづくりや介護予防に資することを目的としている。これまで、グラウンド・ゴルフ、公式ワナゲ、吹矢、気功等の講習会を実施している。



#### ◆介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）

市町村の主体性を重視し、地域支援事業において、マンパワーや社会資源の活用等を図りながら、要支援者・事業対象者に対して、介護予防や、配食・見守り等の生活支援サービス等を、市町村の判断・創意工夫により、総合的に提供することができる事業。

#### ◆交野市医療介護連携会

地域の医療・介護関係者がグループワーク等を通じて、多職種連携の実際を学ぶことを目的として開催している。医師会、歯科医師会、薬剤師会、地域包括支援センター等の共催で実施している。

#### ◆交野市高齢者にやさしい地域づくり協定

日常的に高齢者と関わりのある宅配事業者等の民間事業者が、通常業務において高齢者の異変に気づいた場合に、交野市高齢介護課や関係機関等に連絡をしてもらうことで、安否確認や見守りが必要な高齢者を早期に発見し、地域での見守りにつなげる協定

#### ◆交野市災害時避難行動要支援者支援プラン

災害発生時の要支援者への支援を円滑かつ迅速に実施するため、要支援者に対する支援の在り方について、国のガイドライン及び大阪府の作成指針を踏まえ、市の基本的な考え方をとりまとめたもの。

#### ◆交野市星友クラブ連合会

老人クラブは高齢者の心身の健康の増進をはかり、老後生活を健全で豊かにすることを目的とした組織であり、交野市では各地域の単位老人クラブを星友クラブと呼んでおり、交野市内の星友クラブによって組織された連合体を交野市星友クラブ連合会という。

#### ◆交野市徘徊高齢者等SOSネットワーク事業

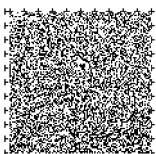
徘徊等のため行方がわからなくなった方を、行政や福祉関係機関や地域の人々の協力を得ながら、できるだけ早く発見できるように関係機関にFAXやメールにて捜索の協力を依頼するシステム。認知症や障がいなど何らかの理由で行方不明になる可能性のある場合、あらかじめ名前や、特徴、写真などの情報を事前登録することで、電話での早い対応が可能となる仕組みとしている。

#### ◆交野市避難行動要支援者支援事業（おりひめ支え愛プロジェクト）

高齢者や障がい者など、避難に関して支援を必要とする避難行動要支援者が、住所氏名等の情報を登録し、それを基に市が避難行動要支援者名簿を作成し、日頃の見守り活動や災害時の支援に役立てるための事業のこと。

#### ◆居住系サービス

介護保険サービスにおいては、認知症対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護サービスのことを指す。



## ◆ケアマネジメント

要介護者等のサービス利用者のニーズを満たすため、保健・医療・福祉等の多様なサービスを適切に結び付ける一連の活動のこと。

## ◆ケアプラン（居宅サービス計画、介護予防サービス・支援計画）

在宅の要介護者等が、介護保険サービスを適切に利用できるように、心身の状況、生活環境、サービス利用の意向等を勘案して、サービスの種類、内容、時間及び事業者を定めた計画のこと。

## ◆ケアプランチェック（ケアプラン点検）

ケアプランがケアマネジメントのプロセスを踏まえ「自立支援」に資する適切なケアプランになっているかを、基本となる事項を介護支援専門員とともに検証確認しながら、介護支援専門員の「気づき」を促すとともに、「自立支援に資するケアマネジメント」とは何かを追求し、その普遍化を図り健全なる給付の実施を支援するために行うもの。

## ◆元気アップ体操

年齢を重ねても、いつまでもいきいきと活動的な生活を送れるよう、筋力・体力・バランス力などの維持・向上を図り、足腰の強化や転倒の防止に効果がある交野市オリジナルの体操のこと。

## ◆元気アップ体操教室

元気アップ体操に取り組む地域の通いの場のこと。市内の様々な地域等で開催されており、身近な場所で参加できる。

## ◆元気アップ体操クラブ

ゆうゆうセンター、青年の家、いきいきランドにおいて、元気アップ体操を定期的に開催している集まりのこと。

## ◆元気アップメイト

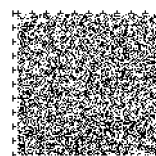
介護予防に関する知識を学び、元気アップ体操教室などで元気アップ体操の声掛けなどを行い、参加者と一緒に楽しみながら身体を動かすサポーターのこと。

## ◆健康リーダー

健康づくりの基本となる運動や食事について学び、自ら実践したことを自主グループとして、健康に関する情報を地域などで啓発し、広めてもらうボランティアのこと。

## ◆権利擁護

認知症などのため判断能力が不十分であったり、自分の意思や権利を主張することが困難な人たちの権利主張や自己決定を支援したり、援助者が代弁し権利を擁護する活動のこと。権利擁護に関わる事業として、成年後見制度や日常生活自立支援事業などがある。



#### ◆校区福祉委員会

概ね小学校の校区を一単位として、地域住民が構成メンバーとなり、住民が主体となって地域の福祉活動を行っている団体。現在、交野市内には10の校区福祉委員会がある。校区福祉委員会では、地域の中で起こっている生活上の課題を、地域住民全ての問題として考え、「自分の住みなれたまちで、だれもが安心して暮らせるまちづくり」を目指す小地域ネットワーク活動などに取り組んでいる。

#### ◆高齢者入居施設連絡会

交野市内の特別養護老人ホームなど的高齢者入居施設が参加し、意見交換や情報共有、研修会開催などを目的として実施している連絡会議のこと。

#### ◆コーホート変化率法

各コーホート(同じ年(または同じ期間)に生まれた人々の集団)について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。推計するものが比較的近い将来の人口であり、変化率の算出基礎となる近い過去に特殊な人口変動がなく、また推計対象となる近い将来にも特殊な人口変動が予想されない場合に用いられる。

## さ

#### ◆在宅医療・介護連携

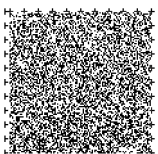
医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域における医療・介護の関係機関が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療・介護を一体的に提供することができるように、都道府県あるいは保健所の支援の下、市区町村が中心となって、地域の医師会等と緊密に連携しながら、地域の関係機関の連携体制の構築を推進することをいう。

#### ◆サービス付き高齢者向け住宅

「高齢者の居住の安定確保に関する法律」の改正(平成23年(2011年)10月施行)により、従来の高齢者円滑入居賃貸住宅、高齢者専用賃貸住宅、高齢者向け優良賃貸住宅の各制度の代わりに創設された制度。バリアフリー構造等を有し、介護・医療と連携して、高齢者を支援するサービスを提供する住宅であり、一定の基準を満たした賃貸住宅や有料老人ホームが、サービス付き高齢者向け住宅として都道府県知事の登録を受けることができる。

#### ◆施設サービス

介護保険サービスにおいては、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護療養型医療施設サービスのことを指す。





#### ◆市民後見人

認知症、知的障がい、精神障がい等により、判断能力が十分でない方に親族がいない場合、同じ地域に住む住民が公的機関による養成研修を経た後に、家庭裁判所から選任され、本人に代わって財産の管理や介護契約などの法律行為を行う一般市民のこと。

#### ◆若年性認知症支援コーディネーター

若年性認知症支援コーディネーターは、若年性認知症の人のニーズに合った関係機関やサービス担当者との「調整役」であり、都道府県ごとに、若年性認知症の人やその家族からの相談の窓口を設置し、そこに、若年性認知症の人の自立支援に関わる関係者のネットワークの調整役を担う者として配置され、相談に応じている。

#### ◆住宅型有料老人ホーム

住宅型有料老人ホームは、生活支援のサービスが付いた高齢者向けの施設で、比較的自立した生活ができる高齢者を対象としている。介護が必要となったときは、外部の介護サービス事業者と別途契約をして在宅介護保険サービスを利用できる。地域の通所介護や訪問介護サービスを利用しながら、そのまま老人ホームでの生活を継続できる。

#### ◆就労支援相談員

就労に関する様々な相談に応じ、ハローワークや大阪府などの関係機関と連携して、各種制度の情報提供や就労に結びつく研修会、講座の受講等を紹介する相談員。

#### ◆消費生活センター

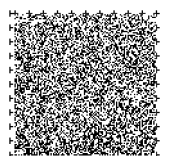
消費生活センターでは、商品やサービスなど消費生活全般に関する苦情や問合せなど、消費者からの相談を専門の相談員が受け付け、公正な立場で処理にあたっている。交野市消費生活センターはゆうゆうセンター1階にあり、相談は電話、来所のいずれでも受付を行っている。

#### ◆自立応援会議

介護保険法の理念に基づいて、自立支援に向けたケアプラン作成のための課題抽出と課題解決に向けて、ケアマネジャーから提供された総合事業が位置付けられているケアプラン原案に対して各専門職（セラピスト・歯科衛生士・管理栄養士・地域包括支援センター職員）からのアドバイスをを行い、高齢者の自立支援及びケアマネジメントの質の向上に資することを目的とする会議。

#### ◆シルバー人材センター

健康で働く意欲をもつ定年退職者等の高齢者の希望に応じた臨時的・短期的な就業またはその他の軽易な業務に係る就業の機会を確保し、提供することにより、生きがいの充実及び福祉の増進を図り、活力ある地域づくりに寄与することを目的として設立した法人。



#### ◆生活援助員

掃除・洗濯・買物・調理などの「生活援助」を提供する生活援助型訪問サービスについて、介護福祉士などの専門資格が無くても、一定の研修を受けることで「交野市生活援助員」として生活援助を行うことができる者のこと。

#### ◆生活支援コーディネーター

多様な生活支援ニーズに対応したサービスを地域で整備していくため、地域の社会資源の把握や生活支援サービスの開発・担い手の育成、関係者のネットワークの構築などを行い地域のニーズと地域資源のマッチングなどを担い、交野市では地域包括支援センターに配置されている。

#### ◆成年後見制度

認知症や障がいにより判断能力が不十分であり、財産管理や契約を自ら行うことができない人を保護し、支援する制度。親族等(身寄りがない場合は市町村)の申立により家庭裁判所が判断能力の程度に合わせて後見人等(後見人・補佐人・補助人)を選任する法定後見制度と、将来、判断能力が不十分な状態になった場合に備えて、判断能力があるうちに自らが選んだ代理人と公正証書により身上相談や財産管理についての契約を結んでおく任意後見制度がある。

#### ◆総合相談支援事業

地域包括支援センターのすべての業務の入り口となるのが総合相談であり、地域に住む高齢者に関する様々な相談をすべて受け止め、適切な機関・制度・サービスにつなぎ、継続的にフォローするとともに、必要に応じて地域包括支援センターの業務に継続していくことが目的である。地域包括支援センターに相談をするとあらゆるサービスの調整まで可能になるといったワンストップサービス拠点としての機能も果たすことになる。

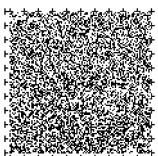
## た

#### ◆多職種連携委員会

交野市では平成 25 年 10 月に「交野市多職種連携委員会」を発足し、交野市における多職種連携のシステム化を図り、在宅高齢者を中心に交野市らしい地域包括ケアが提供できることを目的とした医療と介護の連携体制の構築を推進している。

#### ◆団塊ジュニア世代

日本において、昭和 46 年(1971 年)から昭和 49 年(1974 年)に生まれた世代を指す。第2次ベビーブーム世代とも呼ばれる。



## ◆団塊の世代

第二次世界大戦直後の昭和22年(1947年)から昭和24年(1949年)にかけての第一次ベビーブームで生まれた世代のこと。

## ◆地域共生社会

「支える側」と「支えられる側」という固定された関係ではなく、高齢者、障がい者、児童、生活困窮者などを含む地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら自分らしく活躍できる地域社会。

## ◆地域支援事業

被保険者が要介護状態又は要支援状態となることを予防し、社会に参加しつつ、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とし、地域における包括的な相談及び支援体制、多様な主体の参画による日常生活の支援体制、在宅医療と介護の連携体制及び認知症高齢者への支援体制の構築等を一体的に推進するため、市町が主体となって実施する事業。介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業、任意事業から構成される。

## ◆地域包括ケア会議

高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備とを同時に進めていく、地域包括ケアシステムの実現に向けた手法である。具体的には、地域包括支援センターが主催し、次の取り組みを行う。①医療、介護等の多職種が協働して高齢者の個別課題の解決を図るとともに、介護支援専門員の自立支援に資するケアマネジメントの実践力を高める。②個別ケースの課題分析等を積み重ねることにより、地域に共通した課題を明確化する。③共有された地域課題の解決に必要な資源開発や地域づくり、さらには介護保険事業計画への反映などの政策形成につなげる。

## ◆地域包括ケアシステム

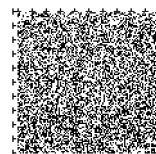
高齢者が住み慣れた家庭や地域で尊厳ある安心した生活を継続することができるよう、地域の保健・医療・福祉関係者や地域住民、ボランティアなど地域全体で高齢者を見守り・支える仕組み。

## ◆地域包括ケア「見える化」システム

都道府県・市町村における介護保険事業(支援)計画等の策定・実行を総合的に支援するために厚生労働省が運営する情報システム。平成 27 年(2015 年)7月の本格稼働以降、一部の機能を除いて誰でも利用することができるようになり、住民も含めた地域の関係者間で、地域の課題や解決に向けた取り組みを共有することができる。

## ◆チームオレンジ

認知症サポーターが正しい理解を得たことを契機に自主的に行ってきた活動をさらに一歩前進させ、地域で暮らす認知症の人や家族の困りごとの支援ニーズと認知症サポーターを結びつけるための取り組みのこと。認知症サポーターの近隣チームによる認知症の人や家族に対する生活面の早期からの支援等を行う。活動内容は外出支援、見守り・声かけ、話し相手、認知症の人の居宅へ出向く出前支援等が考えられている。



**◆日常生活自立支援事業**

権利侵害を受けやすい認知症高齢者・知的障がい者・精神障がい者・身体障がい者の方に対して、自立した地域生活を安心して送ることができるように、福祉サービスの利用援助、日常的金銭管理、通帳・諸書類・はんこなどの預かりを行い、自立生活を支援するもの。

**◆認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）**

厚生労働省が関係省庁と共同して平成27年(2015年)1月に策定した認知症施策推進総合戦略。認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指すことを基本とし、7つの施策の柱と目標を設定している。

**◆認知症施策推進大綱**

認知症施策推進関係閣僚会議において、令和元年(2019年)6月に取りまとめられたもの。

認知症になっても住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられる「共生」を目指し、「認知症バリアフリー」の取り組みを進めていくとともに、「共生」の基盤の下、通いの場の拡大など「予防」の取り組みを政府一丸となって進めていくもの。5つの目標を設定している。

**◆認知症疾患医療センター**

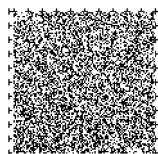
認知症高齢者とその家族が住み慣れた地域で安心して生活ができるための支援の一つとして、都道府県や政令指定都市が指定する病院に設置するもので、認知症疾患における鑑別診断、地域における医療機関等の紹介、問題行動への対応についての相談の受付などを行う専門医療機関。

**◆認知症バリアフリー**

移動、消費、金融手続き、公共施設など、生活のあらゆる場面で、認知症になってからもできる限り住み慣れた地域で普通に暮らし続けていくための障壁を減らしていく取り組みのこと。認知症施策推進大綱の目標である5つの柱の中の一つに掲げられている。

**◆バリアフリー**

もともとは建築用語で障壁となるもの(バリア)を取り除き(フリー)、生活しやすくすることを意味する。最近では、より広い意味で、高齢者や障がい者だけではなく、すべての人にとって日常生活の中に存在する様々な(物理的、制度的、心理的)障壁を除去することの意味合いで用いられる。



## ◆PDCA（サイクル）

Plan(目標を決め、それを達成するために必要な計画を立案)、Do(立案した計画の実行)、Check(目標に対する進捗を確認し評価・見直し)、Action(評価・見直しした内容に基づき、適切な処置を行う)というサイクルを回しながら改善を行っていくこと。

## ◆避難行動要支援者

障がい者や高齢者等の、災害時の避難行動が自身だけでは困難で、誰かの支援が必要な人。要介護認定3～5、身体障害者手帳1、2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級、65歳以上の一人暮らし高齢者、75歳以上の高齢者世帯などを想定している。

## ◆訪問型元気アップ大作戦

介護保険被保険者で、65歳以上の体力や生活動作に不安を感じている方を対象として、理学療法士や作業療法士等の専門職が3ヶ月間訪問を行い、一人ひとりに合わせた個別運動プログラムを作成し、利用者が取り組むことで、日常生活で困っている生活動作を改善することを目指す取り組みのこと。

## ◆保険者機能強化推進交付金

保険者機能の強化に向けて、高齢者の自立支援・重度化防止等に関する市町村の取り組みや、こうした市町村の取り組みを支援する都道府県の取り組みを推進するために創設された交付金。平成30年度(2018年度)から、国が設定する評価指標等をもとに、市町村及び都道府県に交付されている。

# ま

## ◆街かどデイハウス事業

要介護認定を受けていない概ね65歳以上の在宅の高齢者が、地域における身近な介護予防拠点等で、食事の提供、健康チェック、介護予防につながる体操や取り組み等のサービスを受けることができる事業。

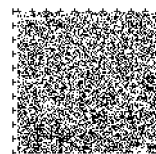
## ◆見守りネットワーク

小地域を単位として近隣の人や関係機関が、見守り・声かけ活動等を行い、誰もが安心して住み慣れた地域で、暮らせるような地域づくり、まちづくりを進める活動のこと。

# や

## ◆ユニバーサルデザイン

高齢であることや障がいの有無などに関わらず、すべての人が快適に利用できるように製品や建造物、生活空間などをデザインすること。



---

## 交野市高齢者保健福祉計画及び 第8期介護保険事業計画

発行日：令和3年3月

発行：交野市 福祉部 高齢介護課

〒576-0034 大阪府交野市天野が原町5-5-1

交野市立保健福祉総合センター（ゆうゆうセンター）

TEL：072-893-6400（代表） FAX：072-895-6065

